

平成18年度

商工観光部 施策の概要

旭川市

I 施策の方向	1	(3) 産業拠点	29
1 平成18年度商工観光部施策の方向	3	【旭川工業団地】	
II 機構及び事務分掌	5	【旭川リサーチパーク】	
1 機構	7	(4) 企業誘致	31
2 事務分掌	8	【旭川市企業誘致推進協議会】	
III 平成18年度予算	11	【旭川リサーチパーク	
1 旭川市一般会計当初予算	13	企業誘致推進協議会】	
2 商工観光部予算総括	14	企業誘致費	31
3 事業費一覧	15	【誘致企業件数】	
IV 主要施策	17	【業種別立地状況】	
1 商業	19	【進出元地別立地状況】	
【平成16年商業統計調査結果】		【優遇措置】	
(1) 小売業	19	3 中小企業	34
商業行政費(経常費)	20	【平成16年事業所統計調査結果】	
商業振興育成費	21	【民営事業所の状況】	
中心市街地活性化対策費	21	【企業倒産の推移】	
TMO支援事業費	22	(1) 経営基盤	35
(2) 卸売業	23	【商工会議所・商工会一覧】	
商業行政費(経常費)	23	(2) 融資制度	36
【旭川流通団地・旭川物流基地】		中小企業振興資金融資事業費	36
2 工業	24	平成18年度旭川市中小企業融資制度一覧	38
【平成16年工業統計調査結果】		4 地場産品販路拡大	42
(1) 地域産業育成	24	【社団法人旭川物産協会】	
地域企業育成事業費	24	地場産品販路開拓推進費	42
食品産業支援事業費	25	道北地域旭川地場産業振興センター	
地域ブランド食品開発事業費	25	運営補助金	43
旭川ブランド基盤強化事業費	25	旭山動物園グッズ開発支援事業	43
デザインギャラリー及びコレクション館		あさひかわ逸品発掘創生事業	43
運営管理負担金	26	伝統的工芸品普及拡大事業費	43
旭川デザインマンス事業費	26	建具セールスプロモーション事業費	44
新事業創出促進事業費	27	5 観光	45
旭川工業技術交流会(仮称)		【観光入込客数の推移】	
開催準備負担金	27	【平成17年度観光入込客数】	
2006全道異業種交流のつどい		(1) 誘致体制	45
inあさひかわ開催負担金	27	観光客誘致宣伝事業費	45
ものづくり技術者育成事業費	27	国際観光プロモーション事業費	46
(2) 技術基盤	28	冬季観光誘致促進事業費	46
工業技術センター設備整備費	28		

道内観光客誘致事業費	46
旭川観光巡り推進事業費	47
観光情報センター事業費	47
旭山動物園観光情報センター事業費	47
(2) イベント・コンベンション	48
【イベント・コンベンションの開催実績数】	
イベント推進事業費	49
旭川夏・冬まつり開催事業費	50
氷彫刻振興補助金	51
コンベンション開催誘致促進事業費	52
フィルムコミッション推進事業費	52
(3) 観光関連団体	53
6 労働福祉	54
【有効求人倍率の推移】	
(1) 就労の促進	54
職業相談拡充事業費	54
【旭川市高年齢者職業相談室】	
高年齢者就業機会確保事業推進費	55
【社団法人 旭川市シルバー人材センター】	
高齢者生活援助サービス事業費補助金	55
若年者就職支援事業費	56
(2) 勤労者の福祉の向上	57
労働行政費（経常費）	57
労働基本調査費	57
中小企業福祉事業費補助金	57
【財団法人 旭川市勤労者共済センター】	
勤労者資金貸付事業費	58
(3) 人材の確保と育成	60
労働行政費（経常費）	60
ものづくり技能者育成支援事業費	61
V 関係施設	63
1 旭川市工芸センター	65
2 旭川市工業技術センター	68
3 旭川市旭山動物園	71
4 (財)道北地域旭川地場産業振興センター	75
5 観光案内所	77
【旭川観光情報センター】	

【旭川空港観光案内所】	
【旭山動物園観光情報センター】	
VI 条例・規則	79
旭川市中小企業等振興条例	81
旭川市中小企業等振興条例施行規則	85
旭川市工業等振興促進条例	90
旭川市工業等振興促進条例施行規則	94
旭川市工芸センタ一条例	97
旭川市工芸センタ一条例施行規則	101
旭川市工業技術センタ一条例	104
旭川市工業技術センタ一条例施行規則	108
旭川市旭山動物園条例	112
旭川市旭山動物園規則	115
VII 附属機関	119
1 旭川市中小企業等審議会	121
2 旭川市工芸センター運営委員会	122
3 旭川市工業技術センター運営委員会	123
VIII 統計資料	125
1 産業別就業者数	127
2 事業所統計	128
3 商業統計	133
4 工業統計	143
5 大規模小売店舗	153
6 観光客入込数	157
IX 関係団体	159
商工指導機関関係	161
商業関係	161
商店街振興組合関係	161
工業関係	162
観光関係	163
技能・労働関係	163
金融関係	164

I 施策の方向

1 平成 18 年度商工観光部施策の方向

我が国の経済は、企業収益が改善し設備投資も増加しているとともに、個人消費も緩やかに増加している。また、雇用情勢は、厳しさが残るものの改善に広がりが見られるなど、総じて、景気は回復している。しかし、本市の経済状況は、観光面で改善の傾向にあるものの、公共事業の減少や個人消費の停滞など、地域企業を取り巻く環境は厳しく、依然として先行き不透明な状況である。

こうした地域経済の状況を踏まえ、平成 18 年度は次の施策を中心に、関係機関との十分な連携を図りながら、本市経済の活性化と力強い地域産業の振興に努めていく。

第 1 には、地域経済の基盤となっている製造業の生産性の向上を図る取り組みなどにより競争力を強化し、地場産品（製品）の市外への販売拡大に努める。

そのため、食品加工業の安全性や技術力の向上を支援する「食品産業支援事業」や、デザインを核とするものづくりを促進する「旭川デザインマンス事業」、優れた地域産品を発掘し情報発信する「あさひかわ逸品発掘創生事業」を実施する。また、市外での物産展等を支援する「地場産品販路開拓事業」や、木工製品の新たな市場開拓と PR を支援する「建具セールスプロモーション」や「工芸品普及拡大事業」を引き続き実施していくとともに、熟練技術者等の人材情報の蓄積と活用を図るなど、地場産品の安全性やブランド力を高め、地域企業のものづくり支援と販路開拓を推進する。

第 2 には、個性や魅力ある商店街活動やイベントを支援し中心市街地等の求心力を高めるとともに、国内外の観光客やコンベンションの誘致を推進し集客力をアップする。

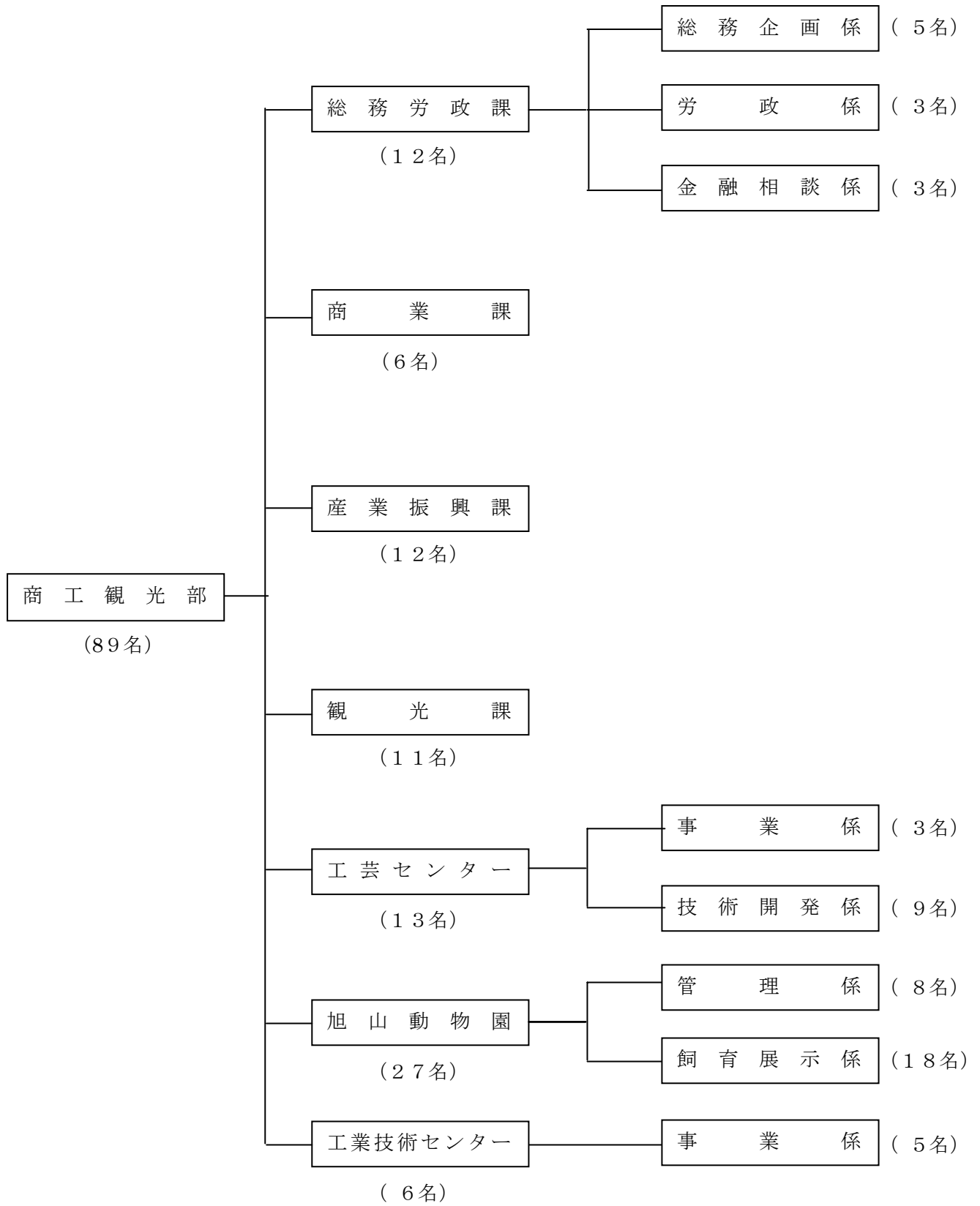
そのため、平和通買物公園での賑わいづくりや観光・地場産品の情報を提供する「旭川屋」を展開する「TMO 支援事業」などを実施し、中心市街地商店街の活性化に取り組む。また、観光振興を図るため、外国人観光客を誘致する「国際観光プロモーション事業」や、観光の平準化等を図るための「冬季観光誘致促進事業」、「道内観光客誘致事業」を引き続き実施する。旭山動物園では、新たに「チンパンジーの森」を整備し、観光情報センターを設置するなど施設の充実を図る。併せて、本市の都市機能や観光資源等を活用し集客力と知名度の向上を図るため、道内外の大会・会議などコンベンションの開催や映画・TV 等の撮影の誘致に取り組む。

第 3 には、新たな事業活動の芽を伸ばすなど、事業活動の活発化を促し、地域経済の活性化と雇用の創出を目指す。

そのため、新規創業に対する政府系金融機関からの融資に係る利子補給制度を新たに設けるなど「中小企業振興資金融資事業」を実施するほか、厳しい就職状況にある高校新卒者を含む若年者を対象とした「若年者就職支援事業」や、国の制度を活用した「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を関係機関等と共に取り組んでいく。また、新規創業や新規事業化を促進するため、（株）旭川産業高度化センターの業務やインキュベーションルームの活用を支援するなど、融資制度の充実と雇用の促進等に取り組む。

Ⅱ 機構及び事務分掌

1 機 構 (平成 18 年 4 月 1 日現在)



2 事務分掌

総務労政課

- 【総務企画係】
 - ・ 商工業振興のための企画及び総合調整に関すること
 - ・ 商工業育成のための情報収集及び調査分析に関すること
 - ・ 商工業指導団体等に関すること
 - ・ 中小企業等審議会に関すること
- 【労政係】
 - ・ 雇用及び労働事情の調査分析に関すること
 - ・ 労働者の福祉に関すること
 - ・ 職業訓練に関すること
 - ・ 労働相談に関すること
 - ・ 労働関係機関との連絡調整に関すること
- 【金融相談係】
 - ・ 商工業の金融相談，調査及びあっせんに関すること
 - ・ 金融関係機関との連絡調整に関すること

商業課

- ・ 商業及び貿易の振興に関すること
- ・ 流通対策の総合調整に関すること
- ・ 地場産品の販路拡大に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること

産業振興課

- ・ 工業の振興に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること
- ・ 特定事業の集積促進に関すること
- ・ 工業用地及び周辺環境の整備に関すること
- ・ 企業誘致及び既存企業の適地誘導に関すること
- ・ 産業デザインの振興に関すること
- ・ 産業デザインに係る団体の支援に関すること
- ・ 新産業の育成及び振興に関すること
- ・ 新事業創出の支援に関すること
- ・ 産業支援基盤の整備に関すること
- ・ 産業関連情報の収集及び提供に関すること

観光課

- ・ 観光事業の振興，企画及び調査統計に関すること
- ・ 観光資源・施設に関すること
- ・ 観光関係業者の指導育成に関すること
- ・ 旭川観光情報センターに関すること
- ・ 観光客の誘致，宣伝に関すること
- ・ 旭川観光大使に関すること
- ・ 観光団体に関すること
- ・ 観光諸行事の推進に関すること
- ・ イベント及びコンベンションの推進に関すること

工 芸 セ ン タ ー

- 【事業係】
 - ・ 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集・提供及び相談に関すること
 - ・ 展示会，講習会の開催に関すること
 - ・ 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること
 - ・ 諸収入金の調定及び徴収に関すること
 - ・ 試作品の原価計算に関すること
 - ・ 物品の出納保管に関すること
 - ・ 文書の收受発送及び保管に関すること
- 【技術開発係】
 - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の設計及び意匠に係る調査，研究及び指導に関すること
 - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の試作並びに特殊加工技術に係る調査，研究及び指導に関すること
 - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の生産加工技術に係る調査，研究及び指導に関すること
 - ・ 関連業界の技術者の養成指導に関すること
 - ・ 展示会，講習会等の開催に係る技術指導に関すること

旭 山 動 物 園

- 【管理係】
 - ・ 動物園の総合的運営計画に関すること
 - ・ 施設の使用許可に関すること
 - ・ 入園料，使用料に関すること
 - ・ 文書等の管理に関すること
 - ・ 施設の維持，管理に関すること
 - ・ 庁用物品の管理に関すること
 - ・ 関係団体に関すること
 - ・ その他他係に属しないこと
- 【飼育展示係】
 - ・ 動物の飼育及び展示に関すること
 - ・ 動物の健康管理に関すること
 - ・ 動物舎の管理に関すること
 - ・ 野生動物の保護，調査及び研究に関すること

工 業 技 術 セ ン タ ー

- 【事業係】
 - ・ 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること
 - ・ 新技術の普及指導に関すること
 - ・ 製品開発及び共同研究に関すること
 - ・ 生産加工技術の研究及び指導に関すること
 - ・ 技術研修，講習会等の開催に関すること
 - ・ 技術情報の収集及び提供に関すること
 - ・ 各種事業の企画及び実施に関すること
 - ・ 研修生の指導に関すること
 - ・ 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること
 - ・ 委員会に関すること
 - ・ その他工業技術センターに関すること

Ⅲ 平成 18 年度予算

1 旭川市平成 18 年度一般会計当初予算

【歳入】

(単位：千円・%)

	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	前年比
1 市税	38,400,000	38,900,000	△500,000	△1.3
2 ゴルフ場利用税交付金	33,000	37,000	△4,000	△10.8
3 自動車取得税交付金	523,000	514,000	9,000	1.8
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	111,000	111,000	0	0.0
5 地方特例交付金	733,000	1,287,000	△554,000	△43.0
6 地方交付金	34,000,000	33,890,000	110,000	0.3
7 交通安全対策特別交付金	90,000	86,000	4,000	4.7
8 地方譲与税	4,031,000	2,930,000	1,101,000	37.6
9 利子割交付金	139,000	210,000	△71,000	△33.8
10 配当割交付金	27,000	50,000	△23,000	△46.0
11 株式等譲渡所得割交付金	28,000	12,000	16,000	133.3
12 地方消費税交付金	4,254,000	4,048,000	206,000	5.1
13 分担金及び負担金	1,017,512	927,279	90,233	9.7
14 使用料及び手数料	3,490,254	3,308,372	181,882	5.5
15 国庫支出金	23,094,128	24,927,315	△1,833,187	△7.4
16 道支出金	4,170,401	3,589,374	581,027	16.2
17 財産収入	326,566	541,133	△214,567	△39.7
18 寄附金	30,578	32,756	△2,178	△6.6
19 繰入金	2,198,501	890,072	1,308,429	147.0
20 繰越金	1	1	0	0.0
21 諸収入	18,861,059	20,558,698	△1,697,639	△8.3
22 市債	12,242,000	14,110,000	△1,868,000	△13.2
歳入合計	147,800,000	150,960,000	△3,160,000	△2.1

【歳出】

(単位：千円・%)

科 目	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	前年比
1 議会費	459,656	470,007	△10,351	△2.2
2 総務費	4,727,769	5,282,721	△554,952	△10.5
3 民生費	44,162,710	42,835,019	1,327,691	3.1
4 衛生費	14,591,654	14,364,588	227,066	1.6
5 労働費	155,960	193,920	△37,960	△19.6
6 農林水産業費	1,759,343	1,823,541	△64,198	△3.5
7 商工費	12,045,487	13,316,343	△1,270,856	△9.5
8 土木費	19,724,829	21,143,822	△1,418,993	△6.7
9 消防費	759,778	796,667	△36,889	△4.6
10 教育費	8,661,107	10,191,633	△1,530,526	△15.0
11 災害復旧費	1,200	1,500	△300	△20.0
12 公債費	19,570,507	18,880,239	690,268	3.7
13 職員費	21,130,000	21,610,000	△480,000	△2.2
14 予備費	50,000	50,000	0	0.0
歳出合計	147,800,000	150,960,000	△3,160,000	△2.1

2 商工観光部予算総括

(単位：千円・%)

款・項・目	H18 年度予算	H17 年度予算	比較	前年比
5 労働費	155,960	193,920	△37,960	80.4%
1 労働費	155,960	193,920	△37,960	80.4%
1 労政費	155,960	193,920	△37,960	80.4%
7 商工費	12,045,487	13,316,343	△1,270,856	90.5%
1 商工費	12,045,487	13,316,343	△1,270,856	90.5%
1 商業振興費	11,569,424	12,451,240	△881,816	92.9%
2 工業振興費	95,336	289,004	△193,668	33.0%
3 企業誘致費	1,170	1,336	△166	87.6%
4 観光費	155,126	150,035	△5,091	103.4%
5 工芸センター費	97,350	103,747	△6,397	93.8%
6 工業技術センター費	29,732	30,537	△805	97.4%
7 動物園費	97,349	290,444	△193,095	33.5%
商工観光部 歳出合計	12,201,447	13,510,263	△1,308,816	90.3%
動物園事業特別会計	1,572,671	1,035,217	537,454	151.9%

市予算(一般会計)	147,800,000	150,960,000	△3,160,000	97.9%
-----------	-------------	-------------	------------	-------

3 事業費一覧

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
労政費	労働行政費 【経常費】	4,636	57・60
	(新)職業相談拡充事業費	4,411	54
	高年齢者就業機会確保事業推進費	13,040	55
	高齢者生活援助サービス事業費補助金	1,500	55
	若年者就職支援事業費	1,191	56
	労働基本調査費	311	57
	中小企業福祉事業費補助金	19,072	57
	勤労者資金貸付事業費	111,499	58
	ものづくり技能者育成支援事業費	300	61
商業振興費	金融相談行政費 【経常費】	266	—
	振興行政費 【経常費】	39,119	—
	商業行政費 【経常費】	2,981	20・23
	商業振興育成費	6,160	21
	中心市街地活性化対策費	6,072	21
	TMO 支援事業費	10,320	22
	中小企業振興資金融資事業費	11,478,986	36
	公の施設(産業会館)建設基金積立金	34	—
	地場産品販路開拓推進費	6,486	42
	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	19,000	43
工業振興費	産業振興行政費 【経常費】	673	—
	地域企業育成事業費	8,005	24
	食品産業支援事業費	9,112	25
	(新)地域ブランド食品開発事業費	1,000	25
	(新)旭川ブランド基盤強化事業費	1,000	25
	デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	18,355	26
	(新)旭川デザインマンス事業費	1,000	26
	新事業創出促進事業費	47,644	27
	(新)あさひかわ工業技術交流会(仮称)開催準備負担金	700	27
	(新)2006 全道異業種交流のつどい in あさひかわ開催負担金	400	27
	デザイン振興基金積立金	150	—
	企業立地推進対策費	6,297	—
(新)あさひかわ逸品発掘創生事業費	1,000	43	
企業誘致費	企業誘致費	1,170	31

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
観光費	観光振興行政費 【経常費】	15,750	—
	観光客誘致宣伝事業費	16,398	45
	国際観光プロモーション事業費	3,500	46
	冬季観光誘致促進事業費	3,500	46
	道内観光客誘致事業費	1,000	46
	旭川観光巡り推進事業費	6,000	47
	観光情報センター事業費	10,000	47
	(新)旭山動物園観光情報センター設置事業費	6,500	47
	イベント推進事業費	9,283	49
	旭川夏・冬まつり開催事業費	70,700	50
	氷彫刻振興補助金	720	51
	(新)コンベンション開催誘致促進事業費	9,200	52
	(新)フィルムコミッション推進事業費	2,575	52
工芸センター費	木工芸指導行政費 【経常費】	4,322	—
	施設管理費 【経常費】	90,537	—
	(新)ものづくり技術者育成事業費	500	27
	伝統的工芸品普及拡大事業費	991	43
	建具セールスプロモーション事業費	1,000	44
工業技術センター費	技術指導行政費 【経常費】	13,438	—
	施設管理費 【経常費】	15,414	—
	(新)工業技術センター設備整備費	880	28
動物園費	動物園事業特別会計繰出金	97,349	—

※(新)平成 18 年度新規事業

IV 主要施策

1 商 業

本市の商業は、交通の要衝にあるという立地条件から道内及び本州方面を結ぶ流通拠点として発展してきている。

平成16年の商業統計調査によると、事業所数は4,223で前回の調査(平成14年)に比べて4.0%(175事業所)の減少、従業者数は36,122人で2.3%(868人)の減少、年間商品販売額は1兆3,576億円で2.3%(321億円)の減少となった。

【平成16年商業統計調査結果】

	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	4,223	36,122	1,357,610
卸 売 業	1,206	11,469	934,115
小 売 業	3,017	24,653	423,495
前回増減	▲4.0%	▲2.3%	▲2.3%
全道シェア	6.6%	7.2%	6.9%

(1) 小 売 業

平成16年の商業統計調査において小売業の従業者数は24,653人と、前回(平成14年)と比較して0.1%(22人)減少している。事業所数は3,017と前回調査より4.6%(146事業所)の減少、また年間商品販売額も4,235億円で前回調査より3.9%(170億円)の減少となっている。

郊外型大型店の進出や消費者のライフスタイルの変化等により地域商店街の衰退が続いている状況にあるが、旭川商店街サポートセンター及び旭川市商店街振興組合連合会などの活動を支援することにより商店街の活性化と魅力ある商業環境の実現を図る。

また、旭川の顔である平和通買物公園や銀座商店街等の中心市街地においても、商業集積や都市機能の低下など、空洞化が進展している。こうした現状を踏まえて、都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出するため、「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の活性化を推進する。

【小売業の状況】

	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	3,017	24,653	423,495
前回増減	▲4.6%	▲0.1%	▲3.9%
全道シェア	6.2%	6.9%	6.5%

商業行政費（経常費）

【目 的】 商店街や卸売業界が行う事業運営への支援を通じ、商業行政の振興を図る。
また、本市製品の海外市場開拓のため、貿易促進団体等に加入して、情報の収集や提供を行うとともに、セミナーや研修会の開催を通して貿易の振興を図る。

【予 算 額】 2,981 千円

【事業概要】

① 旭川市商店街振興組合連合会補助金（予算額 1,900 千円）

商業環境の変化に対応した商店街活動に向けての調査研究、情報収集、研修等の事業への一部助成。

支出先 旭川市4条通7丁目 4・7ビル2F
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 北口 正一

② 旭川卸商連盟補助金（予算額 300 千円）

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める旭川卸商連盟の事業運営への一部助成。

支出先 旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所内
旭川卸商連盟 会長 工藤 善美

③ 北海道経済国際化推進会議負担金（予算額 100 千円）

道内中小企業の海外取引や海外進出を支援していく同会議（行政や経済団体で構成）に対する負担金。

支出先 札幌市大通西7丁目 大通青木ビル4階
北海道経済国際化推進会議 会長 西村 博司

④ 北海道貿易物産振興会負担金（予算額 300 千円）

国内各地で開催する北海道物産展並びに貿易の窓口である同会に対する負担金。

支出先 札幌市中央区大通西7丁目 大通青木ビル
北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

⑤ 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター負担金（予算額 150 千円）

貿易に関する各種情報資料等の提供を行う同センターに対する負担金。

支出先 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル5階
日本貿易振興機構北海道貿易情報センター 会長 高向 巖

（商業課）

商業振興育成費

【目的】 旭川商店街サポートセンターへの支援等を通じ、商店街活動の促進及び本市商業の振興を図る。

【予算額】 6,160 千円

【事業概要】

旭川商店街サポートセンター補助金（予算額 5,760 千円）

商店街が横断的な連携のもとに組織する「旭川商店街サポートセンター」の活動を支援し、地域コミュニティの核である商店街の活性化を推進する。

支出先 旭川市4条通7丁目 4・7ビル2F 旭川市商店街振興組合連合会内
旭川商店街サポートセンター 会長 北口 正一

（商業課）

中心市街地活性化対策費

【目的】 平成11年度に策定した「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づいた施策を展開することにより、都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出し、中心市街地の活性化を推進する。

【始期】 平成11年度

【予算額】 6,072 千円

【事業概要】

① まちづくりあさひかわ推進協議会負担金（予算額 100 千円）

中心市街地活性化事業の調整や合意形成を図るため、旭川商工会議所等により設置される「まちづくりあさひかわ推進協議会」への助成を行う。

支出先 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター 旭川商工会議所 内
まちづくりあさひかわ推進協議会 会長 工藤 善美

② 旭川平和通買物公園企画委員会補助金（予算額 4,500 千円）

旭川平和通買物公園の企画、運営並びに買物公園内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し、市民の広場としての機能の充実、地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市4条通7丁目 4・7ビル2F
旭川平和通買物公園企画委員会 委員長 鳥居 幸廣

③ 銀座仲見世通り運営委員会補助金（予算額 800 千円）

銀座仲見世通りの企画、運営並びに仲見世通り内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し、市民の広場としての機能の充実、コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市3条通15丁目 銀ビル7階
銀座仲見世通り運営委員会 委員長 宮口 幸治

（商業課）

TMO支援事業費

【目的】 TMO（旭川商工会議所）が実施する賑わいづくり事業など、中心市街地の活性化、小売業の活性化等を目的とした事業への支援をすることにより、その円滑な実施を図る。

【始 期】 平成 16 年度

【予 算 額】 10,320 千円

【事業概要】

TMO支援事業費補助金（予算額 10,320 千円）

- ・オープンカフェ、朝市、大道芸フェスティバル、ビアガーデン等の賑わいづくり事業
- ・空き地を活用し、旭川にかかわる各種情報を発信する「旭川屋」事業など

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 道北経済センター
旭川商工会議所 会頭 高丸 修

（商業課）

(2) 卸 売 業

平成 16 年の商業統計調査によると、事業所数は 1,206 で前回調査（平成 14 年）より 2.3%（29 事業所）の減少、従業者数は 11,469 人で前回調査より 6.9%（846 人）の減少、年間商品販売額は 9,341 億円で前回調査より 1.6%（152 億円）の減少となっている。

本市においても、大手卸による系列化が進む一方、ディスカウントやコンビニエンス等、多様な小売業態が急速に進展していることから、きめ細やかなリテールサポートやローコスト化による物流の効率化が求められている。

【卸売業の状況】

	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額 （百万円）
総 数	1,206	11,469	934,115
前回増減	▲2.3%	▲6.9%	▲1.6%
全道シェア	7.7%	8.0%	7.1%

商業行政費（経常費）※再掲

旭川卸商連盟補助金（予算額 300 千円）

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める旭川卸商連盟の事業運営への一部助成

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 旭川商工会議所内
旭川卸商連盟 会長 工藤 善美

【旭川流通団地・旭川物流基地】

	旭川流通団地	旭川物流基地
事業主体	旭川市	（株）旭川北インター開発公社
開発手法	旭川市施行土地区画整理事業 （株）旭川振興公社直轄事業	土地区画整理事業（個人施行）
造成年度	・基盤造成 S43～S48 年度 ・企業誘導 S43～S52 年度	・基盤造成 H7～H8 年度 ・企業誘導 H8～H9 年度
位 置	旭川市流通団地 1～4 条 2～5 丁目 旭川市永山町 6 丁目	旭川市東鷹栖 4 線 10 号
団地面積	865,000 m ²	288,255 m ² （第 1 工区）
公共用地	184,100 m ²	64,268 m ²
宅 地	680,900 m ²	223,987 m ²
その他施設等	JR 貨物駅・ヤード 計 485,000 m ²	第 2, 3 工区 計 約 60ha（未開発）
全体面積	1,350,000 m ²	約 90ha（段階的開発）

2 工 業

平成 16 年工業統計調査によると、事業所数は 507 事業所で前年の調査に比べて 5.4% (29 事業所) の減、従業者数は 11,169 人で 2.0% (231 人) の減、製造品出荷額等は 1,947 億 8,312 万円で 2.0% (37 億 4,108 万円) の増、粗付加価値額は 892 億 1,499 万円で 1.3% (11 億 6,197 万円) の増となった。

【平成 16 年工業統計調査結果】 (従業者 4 人以上の事業所)

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	粗付加価値額 (万円)
総 数	507	11,169	19,478,312	8,921,499
前年増減	△5.4 %	△2.0 %	2.0 %	1.3%
全道シェア	7.0 %	5.9 %	3.7 %	4.6%

(1) 地域産業育成

本市の工業は地域資源型産業が集積しており、その大部分が中小企業である。これら中小企業の育成振興が地域経済の活性化につながることから、企業のレベルアップと基盤整備を図るための施策、また地場資源や地域で培われた技術などを活かした研究開発やブランド創出等に対する支援や幅広い分野においてデザインを重視した産業活動を支援、さらに今後成長が期待される新事業・新産業の創出支援など地域産業の高度化に向けた事業を展開する。

地域企業育成事業費

【目 的】 旭川市工業等振興促進条例に基づき、工場等を新增設する者に対し助成の措置を行い、経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 8,005 千円

【事業概要】 旭川市工業等振興促進条例による助成

- ・工場等設置奨励金 (固定資産税, 都市計画税, 事業所税相当額を 3 年間助成)
- ・土地取得奨励金 (取得価額の 25/100 以内, 1 億円限度)
- ・平成 18 年度交付予定 1 社
- ・法的根拠 旭川市工業等振興促進条例

年度	H13	H14	H15	H16	H17
企業数 (社)	5	2	2	2	2
交付額 (千円)	22,703	8,336	60,892	3,126	8,893

(産業振興課)

食品産業支援事業費

【目 的】 食品加工に関する技術相談，検査機能，情報収集提供機能の充実に努め，食品製造業における衛生管理技術及び製品・技術開発力の向上を支援するとともに，旭川食品加工協議会等とも連携して，地場産品の高付加価値化・ブランドイメージの確立を図る。

【予 算 額】 9,112 千円

【事業概要】

- ・食品検査・分析機器リース及び保守点検
- ・食品微生物検査・成分分析などに係る担当職員研修
- ・衛生管理技術等に関するセミナー開催

(産業振興課)

地域ブランド食品開発事業費

【目 的】 ご当地食品などの発掘及び開発により，食材としての農産物のブランド化と合わせて旭川産の加工食品を広く全国に向けて発信する。

【予 算 額】 1,000 千円

【事業概要】

旭川食品加工協議会補助金

- ・加工食品開発
- ・ご当地食品開発
- ・地域ブランド食品の試食会の開催

(産業振興課)

旭川ブランド基盤強化事業費

【目 的】 旭川地域内における産業間の横断的活動を促進して，ブランド力向上のための基盤づくりを図る。

【予 算 額】 1,000 千円

【事業概要】

旭川ブランド基盤強化補助金

- ・機械金属工業と食品加工業との連携
食品加工に必要な機器の開発・改良や保守管理技術とともに，農産物の新しい加工技術（前処理技術等）や装置の開発を促進するための支援を行う。

(産業振興課)

デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

【目的】 産業デザインを主体とした、企画展示・発表の場としてのデザインギャラリー及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行い、地場産業のデザイン振興の動機付けやデザインマインドの高揚を図る。

【予算額】 18,355 千円

【事業概要】

デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場の提供及び産業分野・その他貴重なコレクションを主に展示する場の提供。

[運営団体] 旭川デザイン協議会
[会長] 小林 謙
[名称] デザインギャラリー及びコレクション館
[所在] 旭川市宮下通 11 丁目 蔵囲夢 内

[平成 18 年度デザインギャラリー展示内容]

- ・ 旭川デザイン協議会展 2006
- ・ 2006 旭川工芸デザイン協会展
- ・ 旭川市科学館「サイパル」ポスター展 など

[平成 18 年度コレクション館展示内容]

- ・ 北欧の巨匠に見るデザイン
- ・ しきり展 ～光・音・風・心～ 新たな建具の提案
- ・ 人にやさしい工業デザイン展 など

(産業振興課)

旭川デザインマンス事業費

【目的】 地域が産地間競争を生き抜くために、幅広い産業分野へデザイン意識の高揚を図るとともに産・学・官がデザインを「核」とした共同事業を継続し、広く市民にも参加を求めることで、地域の「デザインスピリット」の高揚を図る。また、各種事業を通し、市内外にデザイン活動に積極的に取り組む旭川をアピールする。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】

旭川デザインマンス開催負担金

[会期] 平成 18 年 6 月 14 日(水)～7 月 23 日(日)
[会場] 旭川市宮下通 11 丁目 蔵囲夢内 コレクション館、
デザインギャラリーほか
[内容] 「旭川デザインマンス 2006」の開催
・ 人にやさしい工業デザイン展の開催
・ 市民参加のデザインコンペの実施
・ 上記デザインコンペ応募作品の展示
[支出先] 旭川デザインマンス実行委員会
委員長 小林 謙

(産業振興課)

新事業創出促進事業費

- 【目 的】 中小企業の新たな事業活動を促進する法律に基づき策定された北海道事業環境整備構想の新事業支援機関である(株)旭川産業高度化センターをはじめ、国、北海道など関係機関との連携により、発展可能性の高い重点分野である住宅・都市インフラ、環境・リサイクル、情報・通信及び健康・福祉の各関連分野を中心とした新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。
- 【予 算 額】 47,644 千円
- 【事業概要】
- ・国、北海道、(株)旭川産業高度化センター、(財)旭川生活文化産業振興協会など関係機関との連携
 - ・(株)旭川産業高度化センターに対する支援
 - ・ベンチャー・ヴィレッジ事業費補助金（オフィス賃借料の一部助成）
 - ・旭川発明協会負担金
- （産業振興課）

あさひかわ工業技術交流会（仮称）開催準備負担金

- 【目 的】 機械金属製品製造業界が中心となって、異業種との連携や大学、高専、公設試験研究期間との産学官連携などを深める技術交流会の開催準備をすすめ、共同研究、共同開発を行う環境づくりを推進する。
- 【予 算 額】 700 千円
- 【事業概要】 あさひかわ工業技術交流会開催準備負担金
- （産業振興課）

2006 全道異業種交流のつどい in あさひかわ開催負担金

- 【目 的】 異業種交流を通じた新たなビジネスチャンス及び新事業・新技術の創出を促進することにより、地域経済の活性化を図る。
- 【予 算 額】 400 千円
- 【事業概要】 2006 全道異業種交流のつどい in あさひかわ開催負担金
- （産業振興課）

ものづくり技術者育成事業費

- 【目 的】 旭川地域における木製品のブランド化を促進するため、熟練技能者を活用しながら技術の移転及び蓄積、高度化を図り、技術力の向上と後継者の育成を行う。
- 【予 算 額】 500 千円
- 【事業概要】 旭川地域の熟練技能者、技術者を調査・登録し、必要とする企業に派遣、指導を行うことにより、ものづくりにおける技術力の維持、向上を図る。
- （工芸センター技術開発係）

(2) 技術基盤

公設試験研究機関は、地域企業の研究開発の支援機関として大きな役割を担っており、本市には木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質改善等の研究指導を行う旭川市工芸センター、機械金属及び関連工業の技術指導、研究開発、情報提供を行う旭川市工業技術センターがある。

これら施設の技術指導用機器の拡充などを通して試験研究の推進、技術指導の強化を図り地域企業、工業の振興発展に努めている。

工業技術センター設備整備費

【目的】 機器等の整備を進め、工業技術センターの機能を充実し、機械金属工業等の製品の高付加価値化、生産の合理化等を図る。

【始 期】 平成元年度

【予算額】 880 千円

【機器導入実績】

年 度	金 額	機 器
平成 11 年度	7,164 千円	コンクリート圧縮試験機 集じん装置付卓上グラインダー装置 セラキャリパチェッカ
平成 12 年度	3,830 千円	バランスングマシンベルト駆動装置 標準尺測定器 超精密四直角測定器 超音波探傷試験用標準試験片 ホールテスト パーソナルコンピュータ 5 台（講習会用）
平成 13 年度	22,667 千円	万能材料試験機（日本自転車振興会補助対象機器） メカニカルデスクトップ 業務用掃除機
平成 14 年度	23,342 千円	発光分析装置（日本自転車振興会補助対象機器）
平成 18 年度 （ 予 定 ）	777 千円	プレスブレーキワントッチホルダー取付

（工業技術センター事業係）

(3) 産業拠点

都市計画法上の用途地域の適切な運用に配慮しつつ、旭川工業団地や工場適地、旭川リサーチパークなどの立地誘導拠点を定め、効率的な企業配置による快適な都市空間づくりに努めている。

【旭川工業団地】

市内企業の規模拡張等に伴う移転用地の確保と、誘致企業の立地基盤の受け皿として整備

分譲主体 株式会社 旭川振興公社

①団地の概要

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	旭川工業団地 (1 期)	旭川工業団地 (2 期)	旭川工業団地 (3 期)
開発場所	旭川市工業団地 1 条 1, 2 丁目 2 条 1, 2 丁目 3 条 1, 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 1, 2 丁目 5 条 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 3 丁目 5 条 3 丁目
開発面積	54.4 h a	22.5 h a	20.6 h a
用途地域	工業専用地域 (一部準工業地域)	工業専用地域	工業専用地域
造成年度	昭和 63 年度～ 平成 3 年度	平成 3 年度	平成 7 年度
分譲開始年度	昭和 63 年度	平成 3 年度	平成 7 年度

②分譲・予約別面積, 企業数

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

項目	面積 (㎡)	比率 (%)
造成面積	9 7 4, 3 2 4	—
可処分面積 (a)	7 9 2, 5 8 9	1 0 0. 0
分譲・予約面積 (b)	7 9 2, 4 2 3	9 9. 9
分譲面積	7 6 6, 2 9 7	9 6. 6
予約面積	2 6, 1 2 6	3. 3
残面積 (a) - (b)	1 6 6	0. 1

③市内・市外別企業数

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

区 分	企 業 数	内 訳	
		市内企業	市外企業
分 譲	156 社	117 社	39 社
予 約	4 社	4 社	0 社
計	160 社	121 社	39 社

※ 市外とは、本社所在地が旭川市以外のものである。

※ () 内は、既存企業数

④業種別分譲企業数

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

業 種	企 業 数	内 訳		
		市内企業	市外企業	左のうち 誘致企業
食 料 品 製 造 業	7	5	2	2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	0	0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	18	16	2	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	1	1	1
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	7	5	2	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	5	4	1	1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	1	1	0
金 属 製 品 製 造 業	36	27	9	4
一 般 機 械 器 具 製 造 業	15	10	5	3
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	6	0	0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1	0	1	0
そ の 他 の 製 造 業	3	3	0	2
試 験 研 究 施 設	1	1	0	0
そ の 他	55	40	15	1
計	160	121	39	16

【旭川リサーチパーク】

旧頭脳立地法に基づく特定事業立地の受け皿となる中核的業務用地として整備

事業主体	独立行政法人中小企業基盤整備機構
所在地	旭川市緑が丘東1条3丁目～4丁目
面積	17.3ha (うち分譲面積13.5ha 17区画)
分譲済面積	7.9ha (分譲済区画数 9区画 賃貸中企業1社を含む)
分譲価格	13,170円～14,650円/㎡

(産業振興課)

(4) 企業誘致

企業誘致は、地場企業の技術向上と誘致企業との相互補完によるバランスのとれた産業構造を作り上げるとともに、地域経済の活性化を促し雇用の創出を図るものである。

企業誘致推進の実践組織として、昭和 44 年度に地元経済界を中心として「旭川市企業誘致推進協議会」を設立したほか、平成 5 年度には「旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会」を設立し、産官一体となった誘致活動を展開している。

【旭川市企業誘致推進協議会】

設 立	昭和 44 年 8 月
構 成	旭川市 4 名 地元経済界 14 名 計 18 名
会 長	高 丸 修 (旭川商工会議所会頭)
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市商工観光部産業振興課
目 的	本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に推進し、本市の総合開発に資する。

【旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会】

設 立	平成 5 年 5 月
構 成	独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道、旭川商工会議所 (株)旭川産業高度化センター、旭川市 計 11 名
会 長	出口 泰寛 (独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部 立地推進役)
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市商工観光部産業振興課
目 的	構成員間の連絡を密にし、旭川リサーチパークへの企業立地の推進を図る。

企業誘致費

【目 的】 企業誘致の推進により、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予 算 額】 1,170 千円

【事業概要】

- ① 旭川市企業誘致推進協議会負担金 (予算 200 千円)
- ② 旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会負担金 (予算 600 千円)

本市に企業の誘致を図っていくために、誘致折衝中の企業や新規発掘を目指した企業訪問、企業の立地や設備投資動向に係る情報収集、誘致企業へのフォローアップとともに、地域特性や都市機能等の旭川の魅力を広く PR するなどの誘致活動を展開する。

【誘致企業件数】

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

区 分	S60～ H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
誘致企業件数(社)	34	0	1	2	0	0	0	0	37

【業種別立地状況】

(平成 18 年 3 月 31 日現在 単位：社)

区 分	S60～ H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
情報サービス業	4	0	1	2	0	0	0	0	7
食料品製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
繊維製品製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	4
一般機械器具製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
電気機械器具製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
精密機械器具製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
金属製品製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他	9	0	0	0	0	0	0	0	9
合 計	34	0	1	2	0	0	0	0	37

【進出元地別立地状況】

(平成 18 年 3 月 31 日現在 単位：社)

年度	S60～ H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
関 東	20	0	0	2	0	0	0	0	22
中 部	2	0	1	0	0	0	0	0	3
関 西	4	0	0	0	0	0	0	0	4
そ の 他	8	0	0	0	0	0	0	0	8
合 計	34	0	1	2	0	0	0	0	37

(産業振興課)

【優遇措置】

	対象者の要件	助 成 内 容	
		助 成 額 等	限度額等
奨励金	製造業（上記工場を除く） 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 ※従業者数 新設 30 人以上 （規則で定める者 20 人以上） 増設 3 人以上増加し 20 人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
	事業所 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 5 人以上 （規則で定める者 2 人以上） 増設 2 人以上増加	土地取得価額の 100 分の 25 相当額以内 工業専用地域に立地し，かつ，敷地面積が 3,000 平方メートル以上に限る。	1 億円
		固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
	試験研究施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 5 人以上 （規則で定める者 2 人以上） 増設 3 人以上増加し 5 人以上	土地取得価額の 100 分の 25 相当額以内 旭川リサーチパークに立地し，かつ，敷地面積が 3,000 平方メートル以上に限る	1 億円
		固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
研修施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 3 人以上 増設 3 人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間	
その他	中小企業振興資金融資制度（中小企業近代化促進資金）による融資のあっせんを行う。		

※製造業のうち旭川工業団地に立地する場合に限り，新設は「10 人以上」とし，増設は「3 人以上増加し 10 人以上」とする。

3. 中小企業

平成 16 年度の事業所統計調査によると、平成 16 年 6 月 1 日現在の本市の事業所数は 15,555 事業所、従業者数は 137,724 人であった。

このうち、中小事業所は 15,406 事業所と事業所全体の 99.04% を占め、従業者数は 114,861 人と全従業者数の 83.40% を占めているなど、本市経済、雇用の面で重要な役割を担っている。

【平成 16 年事業所統計調査結果】

(単位：事業所・人・%)

	事業所数		従業員数	
	総数	前回増減	総数	前回増減
総 数	15,555	△10.4	137,724	△15.9
1 次産業	37	△24.5	395	△45.9
2 次産業	2,441	△10.3	29,685	△14.6
3 次産業	13,077	△10.3	107,644	△16.0

※平成 16 年調査は「公務」を対象としない簡易調査のため、前回増減は民営事業所のみで比較。

(単位：事業所・人・%)

事業所全体		中小事業所		小規模事業所	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
15,555 (100.0)	137,724 (100.0)	15,406 (99.04)	114,861 (83.40)	11,472 (73.75)	37,792 (27.44)

※中小事業所 = 従業者数 300 人未満 (卸売・サービス業は 100 人未満, 小売・飲食業は 50 人未満)

※小規模事業所 = 従業者数 20 人以下 (卸売・小売・飲食・サービス業は 5 人以下)

【企業倒産の推移】

(単位：件・百万円)

	倒産件数				負債総額			
	総数	商業	工業	その他	総数	商業	工業	その他
平成 8 年	44	14	6	24	8,395	3,014	675	4,706
平成 9 年	63	28	8	27	18,152	10,742	2,418	4,992
平成 10 年	71	31	14	26	17,771	4,869	9,812	3,090
平成 11 年	49	11	10	28	13,111	961	4,216	7,934
平成 12 年	74	23	14	37	16,897	2,786	7,705	6,406
平成 13 年	58	19	15	24	21,709	8,678	6,810	6,221
平成 14 年	56	8	11	37	26,435	366	2,553	23,516
平成 15 年	58	18	7	33	48,640	43,261	1,327	4,052
平成 16 年	45	16	3	26	10,070	2,575	2,867	4,628
平成 17 年	23	8	3	12	6,527	1,578	722	4,227

※帝国データバンク調べによる

(1) 経営基盤

中小企業は、規模の小ささ、技術力の低さ、資金力の弱さ等の面で不利な立場にあり、企業体質が弱いことからその強化が必要である。

経営基盤強化、生産性向上などの強化を図るために、北海道中小企業団体中央会ではその事業のひとつとして組織化の推進・支援を行っている。また、商工会議所や市内の4つの商工会には経営指導員が配置され、経営改善普及事業を実施している。

中小企業の経営基盤を強化するためには、経営者、管理者等の資質の向上を図ることも重要であるが、本市には中小企業の人材養成機関である中小企業大学校旭川校があり、地域中小企業の経営者、管理者及び後継者を対象とした経営研修、技術研修を実施している。

【商工会議所・商工会一覧】

名 称 代 表 者	住 所	小規模事業者数	会員数	H18年度 旭川市補助金 (千円)
旭川商工会議所 会頭 高丸 修	070-0043 旭川市常盤通1丁目	9,001	4,867	8,100
旭川北商工会 会長 田村 正幸	071-8104 旭川市東鷹栖4条3丁目	430	418	5,287
永山商工会 会長 中村 彰利	079-8412 旭川市永山2条19丁目	860	510	5,951
旭川東商工会 会長 円山 宏一	078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目	874	520	6,023
旭川南商工会 会長 太田 浩司	070-8004 旭川市神楽4条6丁目	749	439	5,439

※代表者は平成18年度総会終了後の者

※小規模事業者数及び会員数は平成18年4月1日現在

(2) 融資制度

旭川市中小企業融資制度の目的は、市内中小企業の経営の安定、経営基盤の強化及び企業の近代化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行うものである。

平成 18 年度は、比較的利用の多い「一般事業資金」や平成 17 年度に創設した「建設業特別対策資金」について、企業の資金需要に応えられるよう融資枠を拡大するとともに、「新規創業等支援資金」については、大口利用に対応するため、融資限度額を拡大するなど、中小企業金融の一層の円滑化を図る。

また、新規開業者への新たな支援として、政府系金融機関の開業資金融資の利用者に対する利子補給制度（新規開業支援利子補給制度）を創設し、雇用創出や新たな設備投資を促進するなど、地域経済の活性化を図る。

中小企業振興資金融資事業費

【事業概要】 多様な目的に応じた 10 種類の資金を設けて、中小企業の融資の円滑化に努めている。市は、融資のための原資を、市内の金融機関に預託し、金融機関が融資枠の範囲内で、市の定めた融資条件により融資している。

【予 算 額】 11,478,986 千円

■預託額

(単位：千円)

	資 金 名	予 算 額 (預 託 額)	融 資 枠
①	一般事業資金	1,076,000	3,228,000
②	経営改善促進資金	1,328,000	3,076,000
③	中小企業近代化促進資金	5,151,000	8,088,000
④	建設業特別対策資金	345,000	690,000
⑤	ステップアップ資金	596,000	876,000
⑥	緊急経営安定資金	250,000	345,000
⑦	経営安定化特別資金	165,000	328,000
⑧	新規創業等支援資金	243,000	347,000
⑨	ニューパワーアップ資金	2,058,000	2,840,000
⑩	小規模企業特別対策資金	183,000	434,000
	計	11,395,000	20,252,000

※ 平成 18 年度の融資枠は、予算額に年度当初の預託倍率（数値は掲載省略）を乗じて算出したものである。

(総務労政課金融相談係)

■補助金

(単位：千円)

	名 称	予算額
信用保証料補助	一般事業資金信用保証料補助	21,129
	建設業特別対策資金信用保証料補助	8,044
	倒産関連融資信用保証料補助	107
	経営安定化特別資金信用保証料補助	574
	新規創業等支援資金信用保証料補助	804
利子補給金	産業競争力強化支援資金利子補給金	10,249
	建設業特別対策資金利子補給金	5,593
	緊急対策融資（台風18号）利子補給金	329
	新規創業等支援資金利子補給金	683
	無担保無保証人融資利子補給金	2,328
	新規開業支援利子補給金 （※政府系金融機関の開業資金融資を対象）	7,500
	合 計	57,340

【平成17年度融資実績】

(単位：件・千円)

実 績 資 金 名	平 成 1 7 年 度 実 績				
	預 託 額	新規貸付(H18.3月末)		貸付残高(H18.3月末)	
		件数	金 額	件数	金 額
①一般事業資金	1,104,000	147	1,166,500	478	2,143,181
②経営改善促進資金	1,691,280	126	881,074	315	1,655,293
③中小企業近代化促進資金	4,703,140	24	846,000	367	7,045,921
④建設業特別対策資金	150,000	20	300,000	20	264,521
⑤ステップアップ資金	557,000	7	135,000	80	643,617
⑥緊急経営安定資金	118,180	9	165,000	12	184,544
⑦経営安定化特別資金	271,440	3	54,000	29	177,036
⑧新規創業等支援資金	207,580	6	86,000	35	288,179
⑨ニューパワーアップ資金	1,757,580	57	679,600	417	1,857,673
⑩小規模企業特別対策資金	141,700	20	61,100	137	184,384
計	10,701,900	419	4,374,274	1,890	14,444,349

* 新規貸付は、平成17年度において、貸付けしたものである。

(総務労政課金融相談係)

平成18年度 旭川市中小企業融資制度一覧

資金名		融資対象者	貸付	
			使途区分	貸付限度額
① 一般事業資金	一般事業資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円
	小口資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 常時使用する従業員数が10人(商業又はサービス業は5人)以下のもの		運・設あわせて 1,000万円
	特別小口資金 (無担保・無保証人融資制度)	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 常時使用する従業員数が5人以下の個人事業者で、市民税を納付しているもの		運・設あわせて 500万円
② 経営改善促進資金	長期資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 業種 遊興娯楽関係業種でないもの	運転資金 設備資金	運・設・長・短 あわせて 5,000万円
	短期資金		運転資金	
	組合資金	* 中小企業等協同組合法による組合及び組合員等 * 中小企業団体の組織に関する法律による協同組合及び組合員 * 商店街振興組合法による組合及び組合員	運転資金 設備資金	組合員貸 1億5千万円 転貸(構成員貸) 5,000万円
③ 中小企業近代化促進資金	中小企業近代化促進資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 業績拡大,近代化,大型店等への対策及びコンビニエンスストア化のため,店舗新增改築をするもの * 工場の新増改築,移転,大型機械設備等の導入に資金を必要とするもの * 買物公園まちづくり協定で定める区域内で事業活動を行っているもの * 物流団地における地区計画で指定する施設を建設するもの * 市内で旧「地域産業の高度化に寄与する特定事業の促進に関する法律」に定められた特定業種を営んでいるもの(リサーチパークに進出する場合は新規含む) * 生産,加工,販売のために資金を必要とするもの * 公害防止施設・設備を設置するもの * 業種 建設業,製造業,情報通信業,運輸業,卸売・小売業,飲食業(食事の提供を主とする)・宿泊業,医療・福祉((介護事業(社会福祉法人を除く。新たに事業を営むものも可)),サービス業(洗濯・理容美容・浴場業,駐車場業,写真業,自動車整備業,機械等修理業,土木建築サービス業,旅行業,冠婚葬祭業),事業協同組合,商店街振興組合等 ただし公害防止施設・設備に要する資金にあつては,農業(畜産業含む)も対象とする	設備資金	2億円
	誘致企業等融資	* 「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業		
	産業競争力強化支援資金	* 政府系金融機関と協調融資により,生産,加工,販売のために大型の機械設備を導入するもの * 業種 食料品・飲料製造業,金属製品製造業,一般機械器具製造業,電気機械器具製造業及び家具・装備品製造業並びに木材・木製品製造業(家具を除く),印刷・同関連業		1,000万円以上2億円
④ 建設業特別対策資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 業種 建設業又は土木建築サービスを営むもの * 雇用の維持・拡大を図るため,次のいずれかに取り組むもの ・経営革新,新分野進出,事業転換,新技術・技術革新による業務改善,他分野進出のための研修・訓練,体質強化のための合併・企業再編,その他経営の多角化・経営体質強化	運転資金 設備資金	運・設あわせて2,000万円	
⑤ ステップアップ資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 下請け取引の変化等に対応し,取引先の開拓や週40時間制への対応及び労働環境の整備等に資金を必要とするもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて3,000万円	

条 件				取扱金融機関	申込先	備考
貸付利率 (H18.4.1現在)	貸付期間	据置期間	保証人・担保			
5年以下 年1.7% 5年超 年2.0%	運転資金7年以内 設備資金10年以内	運・設とも1年以内	保証協会の定めによる	市内の金融機関 (中小公庫,国民 生活金融公庫,労 金,農協を除く)	取扱金融機関 又は市総務労 政課	* すべて保証協会 の保証付き * 短期(1年以内)の 取扱も可 * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 信用保証料補助 (支払額の30%, 25 万円以内, 年度内複 数回補助不可)制度 あり
5年以下 年1.6% 5年超 年1.9%						
年1.4%	5年以内	運・設とも6か月以 内	不要			
5年以下 年1.8% 5年超 年2.1%	10年以内	運・設とも1年以内			取扱金融機関 又は市総務労 政課	* 必要に応じて信 用保証付にできる * 資金の取扱期間 年度中取扱う
年1.6%	1年以内	—				
5年以下 年1.7% 5年超 年2.0%	10年以内	運・設とも1年以内		商工組合中央金 庫旭川支店	市総務労政課, 商工会議所,各 商工会,中央 会,商工中金	* 資金の取扱期間 年度中取扱う
5年以下 年1.8% 5年超 年2.1%						
5年以下 年1.4% 5年超 年1.7% 10年超 年1.9%	15年以内(機械設 備のみの場合は10 年以内)	1年以内	金融機関との協 議により定める (信用保証付の 場合は,保証協会 との協議も必要)	市内の金融機関 (中小公庫,国民 生活金融公庫,労 金,農協を除く)	市総務労政課	* 資金の取扱期間 年度中取扱う * 必要に応じて信 用保証付にできる * 産業競争力強化支 援資金については,3 年間取扱金融機関 及び政府系金融機 関への支払済利子 を全額補助
		2年以内				
		10年以内				
年2.1%	7年以内	運・設とも1年以内				* 資金の取扱期間 年度中取扱う * 信用保証協会を 利用する場合,信用 保証料支払額の 50%を市が補助 * 支払済利子のうち 年1.0%相当分を市 が補助
5年以下 年1.4% 5年超 年1.7%	10年以内	運・設とも1年以内				* 資金の取扱期間 年度中取扱う * 必要に応じて信 用保証付にできる

資金名		融資対象者	貸 付	
			使途区分	貸付限度額
⑥ 緊急経営安定資金	倒産関連融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 倒産企業の関連により、経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの 	運転資金	2,000万円 (債権相当額以内)
	緊急対策融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 火災その他の災害により、緊急に資金を必要とするもの * 公共工事に関連した移転等の影響で補償等により補填されない場合で、資金を必要とするもの * 任意整理による再建企業等に対する債権の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とするもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円 * 補償で補填されない額以内 * 放棄債権相当額以内
⑦ 経営安定化特別資金	一般融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 売上が減少(前年比)しているもので、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・BSE, 災害, 倒産等により事業活動に影響を受けているもの ・中小企業信用保険法第2条第3項第5号に基づく不況業種に指定されている業種を営むもの 	運転資金	1,000万円
	借換融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 市制度資金及び道制度資金又は保証協会の保証付き融資残高のあるもの * 最近3か月の売上げが前年同月比で減少しているもの * 借換融資により経営の安定や改善が見込まれるもの 		<ul style="list-style-type: none"> * 既往借入金の融資残高 * 既往借換えに伴い、新たな資金を借入れる場合は当初借入額(ただし、1/2程度の返済がなされていること)
⑧ 新規創業等支援資金		<ul style="list-style-type: none"> * 市内で新規に事業を営もうとしているもの、または開業1年未満のもの * 業種 遊興娯楽関係業種でないもの * 既存企業で新製品、新技術、新サービスを事業化しようとしているもの * 新たな分野に進出し、積極的に事業展開を図ろうとしているもの * 分社化して新たな事業を起し、経営の多角化を図るもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 4,000万円
⑨ ニューパワーアップ資金 (金融環境調整資金)		<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 最近3か月又は1年間の売上高(生産高)が前年同期と比較して減少しているもの * 短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの * 長期または短期の借入金が、前年同期または前前年同期と比較し、減少しているもの * 金融機関の変更や取引状況に変化を生じているもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円
⑩ 小規模企業特別対策資金	小口融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 売上高 1億5千万円(小売業, 飲食業, サービス業は1億円)以下のもの * 常用従業員数10人(商業, サービス業は5人)以下のもの * 市民税(法人市民税)を滞納していないもの * 業種 建設業, 製造業, 卸売・小売業, 運輸・通信業, 飲食業(食事の提供を主とするもの), 不動産・保険業, サービス業, NPO法人 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 500万円
	無担保無保証人融資	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 売上高 1億円(小売業, 飲食業, サービス業は6千万円)以下のもの * 常用従業員数 5人(商業, サービス業は3人)以下のもの * 市民税(法人市民税)を滞納していないもの * 業種 建設業, 製造業, 卸売・小売業・運輸・通信業, 飲食業(食事の提供を主とするもの), 不動産・保険業, サービス業 	運転資金	200万円

条 件				取扱金融機関	申込先	備考
貸付利率 (H18.4.1現在)	貸付期間	据置期間	保証人・担保			
5年以下 年1.2% 5年超 年1.5%	7年以内	1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 倒産関連融資の利用者で信用保証協会を利用する場合、一定の要件に該当するものには、信用保証料支払額の全額を市が補給 * 必要に応じて信用保証付にできる
年3.0%以下 (変動金利)	5年以内	6か月以内	金融機関との協議により定める (信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	市内の金融機関 (中小公庫,国民生活金融公庫,労金,農協を除く)	市総務労政課	<ul style="list-style-type: none"> * 短期(1年以内)の取扱いも可(借換融資を除く。) * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 経営安定化特別資金の利用者(借換融資を除く。)で信用保証協会を利用する場合、信用保証料支払額の50%を市が補助(年度内複数回補助不可)
	7年以内					<ul style="list-style-type: none"> * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 市の定める業種・事業については、2年間全額利子補給,信用保証料全額補助
5年以下 年1.3% 5年超 年1.6%	10年以内	運・設とも1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 必要に応じて信用保証付にできる
5年以下 年1.2% 5年超 年1.5%	7年以内	運・設とも1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 資金の取扱期間 年度中取扱う * 必要に応じて信用保証付にできる
年1.5%	5年以内	6か月	連帯保証人1人 (法人の場合代表者の他1名) 担保不要	北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 秋田銀行 札幌銀行 北央信用組合 市内各信用金庫		<ul style="list-style-type: none"> * 資金の取扱期間 年度中取扱う
年7.0% 利子補給(年3.5%)	3年以内	3か月以内	連帯保証人不要 (法人の場合代表者) 担保不要			<ul style="list-style-type: none"> * 市が委嘱している中小企業診断士による企業調査あり

(貸付利率は平成18年4月1日現在。貸付利率は、金融情勢により変わることがある。)

4 地場産品販路拡大

地域の優れた素材から産み出された「旭川産品」の販路拡大を図るため道内外の市場に対する商品の紹介・宣伝、情報交換の場として見本市・展示会・取引商談会等への積極的な参加や、旭川産品をメインとして開催する「旭川物産フェア」、北海道物産展などへの出展を推進し、販路拡大に努めている。

【社団法人 旭川物産協会】

設立	昭和41年（昭和57年法人化）
会長	工藤 善美（（株）キョクイチ取締役会長）
事務局	旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内
目的	旭川市及び近郊の生産品を広く紹介・宣伝し、販路の拡張と市場の確立強化を図り、もって本市産業の振興に寄与する。
業務	・旭川市及び近郊産品の紹介・宣伝 ・産品取引の斡旋，発注，代金の決済 ・各種展示会，見本市，物産展等への参加
会員数	28社（平成18年4月1日現在）
取引先	道外百貨店，スーパー等

地場産品販路開拓推進費

【目的】 旭川産品の域内活用の促進と道外への販路開拓，拡大を進め，地場企業の振興を図る。

【予算額】 6,486 千円

【事業概要】

① 北海道の物産と観光展主催会場負担金（予算 1,700 千円）

本市で生産されている産品を広く道外に紹介，宣伝，販売するため，参加市と北海道及び北海道貿易物産振興会が共催する「北海道の物産と観光展」（34会場）の負担金

支出先 札幌市中央区大通西7丁目 大通青木ビル
（社）北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

② 旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会負担金（予算 2,100 千円）

魅力ある地場産品の育成のため，市場ニーズにマッチした商品開発を支援するとともに，大都市圏で開催される大規模展示商談会への地元企業出展を支援し，出展を通じた市場調査及び新たな販売拡大を図る。

支出先 旭川市6条通10丁目旭川市第3庁舎 （社）旭川物産協会
旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会 委員長 工藤 善美

③ 地場産業振興対策事業補助金（予算 500 千円）

市内外への地場産品の売り込みや愛用促進のための各種事業に対する助成。

支出先 旭川市常磐通1丁目 道北経済センター
旭川商工会議所 会頭 高丸 修

（商業課）

道北地域旭川地場産業振興センター補助金

【目 的】 (財)道北地域旭川地場産業振興センターの運営を支援し、道北地域の地場産業の振興、育成を図る。

【予 算 額】 19,000 千円

【事業概要】 財団法人道北地域旭川地場産業振興センターへの補助金の交付を行い、その活動を支援する。

[(財)道北地域旭川地場産業振興センター]

※ V 商工観光部関係施設

4 (財)道北地域旭川地場産業振興センター (P.75~P.76) に記載

(商業課)

旭山動物園グッズ開発支援事業

【目 的】 市内の事業者等が製造・販売する商品等に旭山動物園の名称使用を承認し、商品開発や販路開拓など、市内事業者等のビジネスチャンスの拡充を図る。

【事業概要】 旭山動物園の名称使用の承認

(商業課)

あさひかわ逸品発掘創生事業費

【目 的】 地元で作られている特産品を見つめ直し、その良さなどを市民で共有するとともに、愛着や自信を持って全国へ情報発信・販売するため、(仮称)旭川ブランド推奨制度に関する取組を進めるほか、地場産品のイメージアップや需要の拡大などを図る。

【予 算 額】 1,000 千円

【事業概要】 ・地場産品の情報収集と発信
・地場産品のイメージアップや需要拡大を図るための推奨制度の調査等

(産業振興課)

伝統的工芸品普及拡大事業費

【目 的】 地域として特色ある地場産業を継続発展させるために、伝統的工芸品の指定に向け取り組み、後継者の育成、販売促進、技術の伝承、新商品開発を促進し、木彫品業界の活性化を図る。

【予 算 額】 991 千円

【事業概要】 講習会等の開催を通して商品開発を支援し、関係業界の結束力を高め、さらに伝統的工芸品展WAZA2007への出展を行い、旭川の産地としてのPR及び他地域の動向調査を行う。

- ①伝統的工芸品展 WAZA2007 への出展
[会 期] 平成 19 年 2 月(予定)
[会 場] 東武百貨店池袋店
②商品開発講習会の開催

(工芸センター技術開発係)

建具セールスプロモーション事業費

【目 的】 木製建具の市場調査，商品開発，展示発表，営業活動など販路開拓に関する一連の事業を実施することにより，地場産品の販路拡大及び雇用の維持・拡大を図る。

【予 算 額】 1,000 千円

【事業概要】

建具セールスプロモーション事業費補助金

平成 17 年度に開発した商品を中心に地元・首都圏の展示会に出展し，商品開発力・技術力の PR と市場調査を行う。

[実施主体] 木の創造会

[地 元 展] 会 場 旭川デザインギャラリー 平成 18 年 6 月 20 日～25 日
コレクション館 平成 18 年 6 月 14 日～7 月 2 日

[道 外 展] 会 期 平成 18 年 11 月 15 日～17 日
会 場 東京ビッグサイト(ジャパンホームショー2006)

(工芸センター)

5 観 光

観光の振興は、各種関連産業への経済波及効果を伴って地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、まちのイメージアップを図るうえでも重要な役割を担っている。

近年、生活様式の変化や価値観の多様化及び余暇の増大等が相まって、優れた魅力を秘める「北海道の雄大な自然」との触れ合いの中でのレジャーやレクリエーションを求める人々が増加している。

観光客のニーズも、こうした時代背景をもとに、より内容の充実した観光レジャーを指向し、通過型から滞在型へ、見る観光からスポーツ・文化・グルメ・イベントなど体験する観光へと質的な変化が見られるとともに、団体ツアーから個人・家族へと形態の変化があることも最近の特徴である。

これらのニーズに対応するためには今後とも近隣市町村等との連携を図るとともに、広域観光団体の活用を図るなど、広域観光振興をより一層推進することが必要である。

【観光入込客数の推移】

(単位：人)

年度	H13	H14	H15	H16	H17*
観光入込客数	3,676,200	4,046,000	3,938,300	4,255,600	5,643,100

※平成17年度の値は独自集計

【平成17年度観光入込客数】

(単位：人)

総 数	日帰・宿泊別		道内・道外別		季 節 別	
5,643,100	日帰り・通過客	5,167,900	道内客	3,123,100	春季(4～5月)	647,700
					夏季(6～9月)	3,043,300
	宿泊延数	596,900	道外客	2,520,000	秋季(10～11月)	777,500
					冬季(12～3月)	1,174,600

※独自集計

(1) 誘致体制

本市への観光客誘致を目指し、各種誘致宣伝事業を展開し、本市の知名度アップと観光客増大を図るとともに、道北及び大雪圏等の広域観光の推進を目指し、関係機関、団体との連携を深め、圏域全体の一体的な観光客誘致宣伝活動の展開を図る。

観光客誘致宣伝事業費

【目 的】 各種観光誘致宣伝活動を実施し、観光客の入込増加と滞在化推進、本市の知名度・イメージの向上を図る。

【予 算 額】 16,398 千円

【事業概要】

① 各種観光客誘致宣伝活動

・道外観光キャンペーン ・マスコミ等取材対応

- ② 観光宣伝印刷物作成
リーフレット等の作成
- ③ インターネット事業
旭川・大雪圏ポータルサイトの運営等
- ④ ふるさと宣伝事業
旭川観光大使の委嘱等
- ⑤ 岩切章太郎賞授賞式関係事業
第18回岩切章太郎賞贈呈式，受賞レセプション等

(観光課)

国際観光プロモーション事業費

- 【目的】 海外における北海道観光ブームにより，旭川空港への国際チャーター便の乗り入れ数が前年度を大きく上回っている。このような国際観光の堅調な状況をさらに拡大することにより，海外からの観光客増加を図り，観光産業の活性化に資する。
- 【予算額】 3,500千円
- 【事業概要】 韓国・台湾・香港等に向けて，プロモーション活動を行うほか，同活動において必要不可欠な観光宣伝物を作成する。
- 【始期】 平成16年度

(観光課)

冬季観光誘致促進事業費

- 【目的】 本市の観光の平準化を図るため，体験型観光及びスキー場の利用促進などの冬季観光の促進を図る。
- 【予算額】 3,500千円
- 【事業概要】 旭川の冬季観光アイテム（スキー場・体験型施設等）のPR，スキーツアー造成，冬季修学旅行誘致及びオーストラリアスキー客誘致に係るプロモーションの実施等。
- 【始期】 平成16年度

(観光課)

道内観光客誘致事業費

- 【目的】 旭山動物園を核として既存の観光スポットを活用し，道内観光客及び修学旅行等の誘致を促進し，地域経済の活性化に寄与する。
- 【予算額】 1,000千円

【事業概要】 本市における体験型観光推進及び観光施設利用の促進のため、活字メディアを通じ、道内一般観光客へのPRや道内小中学校の修学旅行及び宿泊研修誘致のためのプロモーションを実施。

【始 期】 平成17年度

(観光課)

旭川観光巡り推進事業費

【目 的】 旭川市内の観光スポットを巡るための循環型観光バスを運行し、旭川を訪れた観光客の利便性を高め、滞在型観光の促進を図る。

【予 算 額】 6,000 千円

【事業概要】

旭川観光循環バス運行事業補助金

市内観光スポットを周回する循環型観光バスの運行に対する支援を行う。

[補 助 先] 旭川観光循環バス運営協議会 会長 大谷 平次

[運行期間] 平成18年7月1日～9月18日

【始 期】 平成13年度

(観光課)

観光情報センター事業費

【目 的】 観光情報センターを開設し、本市を拠点とする広域的観光情報の提供を行い、多様化する観光ニーズへの対応を図る。

【予 算 額】 10,000 千円

【事業概要】 旭川を訪れる観光客のニーズに応えるため、より細やかな最新の観光情報を提供できる観光案内施設を旭川駅に隣接するHBC旭川放送局1階に設置する。

【始 期】 平成14年度

(観光課)

旭山動物園観光情報センター事業費

【目 的】 旭山動物園内に観光情報センターを開設し、観光客の利便性、滞在時間の延伸を図る。

【予 算 額】 6,500 千円

【事業概要】 旭山動物園の入園者に対し、市内の他の観光スポット等に関する情報提供を行うため、園内に観光案内施設を設置する。

【始 期】 平成18年度

(観光課)

(2) イベント・コンベンション

イベント・コンベンションの振興は、地域経済の活性化、情報化、国際化等の推進課題を総合的に解決する上で、大きな戦略と位置づけている。

旭川市は、平成6年に国際会議観光都市の認定を受け、同年10月、官民挙げて、コンベンション誘致・支援組織である旭川コンベンションビューローが発足した。

平成8年度から専任の事務局職員を配置し、産・学・官が一体となって、コンベンションの誘致及び主催者の支援業務に当たっている。

【イベント・コンベンションの開催実績数】

1. 規模別

(単位：件)

内訳 \ 年度	H13	H14	H15	H16	H17
国際	11	12	16	12	12
全国	54	61	57	61	56
全道	144	125	147	153	124
道北	108	139	73	67	77
市内	342	420	367	372	340
合計	659	757	660	665	609

2. 催事別

(単位：件)

内訳	H13	H14	H15	H16	H17
スポーツ	373	420	341	343	319
大会・学会・集会	92	117	102	107	90
展示・物産	37	47	39	27	23
音楽・芸能・美術	92	99	108	118	114
その他お祭り等	65	74	70	70	63
合計	659	757	660	665	609

(旭川コンベンションビューロー調べ)

イベント推進事業費

【目 的】 各種イベントの支援等を通じて旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図り、地域経済の活性化及び地域文化の向上を図る。

【予 算 額】 9,283 千円

【事業概要】

- ① **旭川ライブジャム開催補助金**（予算額 3,600 千円）（昭和 61 年度～）
 補助先 旭川市 1 条通 11 丁目 エステートビル 2 階
 旭川ライブジャム実行委員会 会長 柴原 勝彦

（単位：人）

内訳	年度	H13 (第 16 回)	H14 (第 17 回)	H15 (第 18 回)	H16 (第 19 回)	H17 (第 20 回)
入場者数(人)		2,300	2,500	1,300	1,000	1,300

- ② **地域活性化推進事業補助金**（予算額 500 千円）（平成 4 年度～）
 補助先 旭川市神楽 4 条 6 丁目 1 番 1 2 号
 旭川市四商工会青年部連絡協議会 会長 市川 範之
 実施内容 旭山公園夜桜まつり・石狩川フェスティバル
 花火 in KAGURA・交通安全祈願音楽パレード

- ③ **北海道音楽大行進開催負担金**（予算額 2,400 千円）（昭和 4 年～）

期 日 平成 18 年 6 月 3 日(土)

会 場 (開会式) リベライン 旭川パーク・コミュニティランド
 (行 進) 8 条斜線～永隆橋通～宮下通

参 加 96 団体 4,206 人

支出先 北海道音楽大行進実行委員会 委員長 野崎 耕作
 (事務局 旭川観光協会)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
参加団体数	70 団体	73 団体	84 団体	79 団体	88 団体
参加人数	2,970 人	3,180 人	3,719 人	3,543 人	3,846 人
観客数	130,000 人	150,000 人	150,000 人	155,000 人	155,000 人

④ **こたんまつり開催負担金** (予算 700 千円) (昭和 32 年～)

開催日 平成 18 年 9 月 23 日(秋分の日)
 会 場 神居町神居古潭
 内 容 カムイノミ・イノウ式, スタンプラリー, 地元野菜直売市 ほか
 支出先 こたんまつり実行委員会 委員長 窪田 久雄
 (事務局 旭川観光協会)

(単位:人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
観客動員数	3,500	3,800	4,100	4,000	3,100

(観光課)

旭川夏・冬まつり開催事業費

【目 的】 旭川を代表するイベントとして多数の観光客が訪れる旭川夏・冬まつりを開催・支援する。

【予 算 額】 70,700 千円

【事業概要】

①旭川夏まつり開催負担金 (予算額 13,700 千円)

開催期日 平成 18 年 8 月 3 日(木)～8 月 5 日(土)
 内 容 舞踊パレード・大雪連合御輿・烈夏七夕まつり・大雪さんろくまつり,
 ミス旭川コンテスト
 ラーメンフェスティバル・YOSAKOIソーランナイト・ディスコナイト
 銀座七夕まつり (協賛事業 8 月 7 日～8 月 15 日)
 永山屯田まつり 20 周年記念事業 (協賛事業 7 月 28 日～7 月 30 日)

支 出 先 旭川夏まつり実行委員会 委員長 高丸 修
 (事務局 旭川商工会議所)

(単位:人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
参加者数	17,700	18,000	15,000	15,000	14,000
観客動員数	422,700	438,000	390,000	495,000	523,000

②旭川冬まつり開催負担金（予算額 49,000 千円）

開催期日 平成 19 年 2 月 8 日～12 日
 内 容 大雪像及び中小雪像，ステージイベント 等
 支 出 先 旭川冬まつり実行委員会 会長 菅原 功一
 （事務局 旭川市商工観光部観光課）

（単位：人）

年 度	H13 (第 43 回)	H14 (第 44 回)	H15 (第 45 回)	H16 (第 46 回)	H17 (第 47 回)
観客動員数	782,000	883,000	862,000	894,000	813,000

③氷彫刻世界大会開催補助金（予算額 6,000 千円）（平成 7 年～）

開催期日 (制作) 平成 19 年 2 月 7～9 日
 (展示) 平成 19 年 2 月 9～12 日
 会 場 平和通買物公園
 内 容 個人戦・団体戦 各 35 基(予定)
 補 助 先 旭川市 5 条通 7 丁目
 氷彫刻世界大会実行委員会 委員長 押切 清

④あさひかわ雪あかり開催補助金（予算額 2,000 千円）（平成 3 年～）

開催期日 平成 19 年 2 月 8～12 日
 会 場 常磐公園及び市内地域
 内 容 あかりのオブジェの展示・地域雪あかり
 補 助 先 あさひかわ雪あかり実行委員会 委員長 黒川 吾基
 （事務局 旭川観光協会）

（観光課）

氷彫刻振興補助金

【目 的】 氷彫刻のメッカである旭川市として，氷彫刻の技術向上と文化の普及を図る。

【予 算 額】 720 千円

【事業概要】

① 氷彫刻推進補助金（予算額 720 千円）（平成 7 年～）

氷彫刻の技術と文化の向上を図るため，各種氷彫刻大会の開催等を行う団体を支援する。

補助先 旭川市 5 条通 7 丁目 小河原ビル 3 階
 日本氷彫刻会 会長 押切 清

（観光課）

コンベンション開催誘致促進事業費

【目 的】 コンベンションシティ旭川の推進と国際・国内コンベンションの積極的な誘致促進を図ることにより地域経済・産業の活性化と文化の向上が図られるとともに、対外的に本市のイメージアップに寄与し、観光都市旭川のPRを図り、観光客の誘致に資する。

【予 算 額】 9,200 千円

【事業概要】

旭川コンベンションビューロー負担金（予算額 9,200 千円）

内 容 地域経済・産業の活性化と文化の向上及び本市のイメージアップ並びに観光客の誘致に資するためコンベンションの誘致促進・支援に係る事業を展開する「旭川コンベンションビューロー」の運営費の一部を負担する。

支 出 先 旭川コンベンションビューロー 会長 稲村 健藏
（事務局 旭川商工会議所）

（観光課）

フィルムコミッション推進事業費

【目 的】 映画やTV等のロケーションの誘致により、映像を通して旭川の街を売り込み、旭川のイメージアップを図るとともに直接的・間接的経済波及効果と観光客の誘致促進を図る。

【予 算 額】 2,575 千円

【事業概要】 映画やTV等のロケーション誘致を推進し、旭川の街を売り込み街のイメージアップを図るとともに直接・間接的な経済波及効果と観光客の誘致促進を行うため「フィルムコミッション推進」に必要な経費を負担する。また平成17年度中に内定した本市が全部隊となる大型TVドラマ及び劇画映画のロケーションの受け入れ支援を行う。

【始 期】 平成18年度

（観光課）

(3) 観光関連団体

団体名	住所・代表者	構成	目的
大雪山国立公園 観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	2市・8町 8観光協会 18団体	大雪圏の観光開発を推進し、広域観光の振興を図ることを目的とする。
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁産業振興部 商工労働観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	22市町村 16観光協会等 38団体	上川地方（上川支庁管内及び幌加内町）における観光事業の健全な発展と関係団体等の連絡協調を図ることを目的とする。
(社)旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内 会長 稲村 健藏	観光関係団体・法人等	旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。
あさひかわ観光誘致 宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	旭川市 旭川商工会議所 旭川観光協会 旭川コンベンションビューロー 旭川ホテル旅館 協同組合 層雲峡観光協会 ふらの観光協会 東川町観光協会	旭川観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が提携して具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、旭川観光の振興を図ることを目的とする。
(社)北海道観光連盟	札幌市中央区北3条 西7丁目1番地 緑苑ビル2階 会長 我孫子 健一	市町村 観光協会 関係団体 法人等	道内における観光事業の健全な発達と振興を図り、国民一般の厚生・保健・文化生活の向上並びに経済の開発発展に資するとともに国際親善に寄与することを目的とする。

6 労働福祉

雇用情勢は、有効求人倍率が回復傾向にあるものの、依然低水準で推移している一方で、労働力人口の高齢化、女子労働者及びパートタイム労働者、派遣・契約社員の増加など大きく変化している。

こうした状況の中で、労働関係の法制度が改正されており、勤労者を取り巻く環境への対応及び中小企業の労働条件や労働環境の改善への取り組みが、今日的課題となってきたところである。

平成 18 年度も引き続き「就労の促進」、「勤労者の福祉の向上」及び「人材の確保と育成」を柱に各種の施策を推進していく。

【有効求人倍率の推移】

(単位：倍)

年度	H13	H14	H15	H16	H17
全国	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94
全道	0.42	0.42	0.45	0.50	0.53
旭川	0.33	0.34	0.38	0.42	0.49

(旭川公共職業安定所管内)

(1) 就労の促進

景気が回復基調にあると言われる中で、完全失業率、有効求人倍率ともに若干の改善が見られるが、依然として全国値を下回る低い水準で推移しており、就労に関しては厳しい状況が続いている。

このような中、特に若年者を中心とした求職者の就労を促進することが重要であるため、次の施策を実施する。

職業相談拡充事業費

【目 的】 市第3庁舎に開設していた「旭川市高年齢者職業相談室」及び「ジョブカフェ旭川」を、ハローワーク旭川が開設する「ワークプラザ旭川」に移転・統合することで、職業紹介・相談機能を拡充し、求職者の就職促進を図る。

【予 算 額】 4,441 千円

【事業概要】 相談員による職業紹介、職業相談、求職の受付。自己検索パソコンによるハローワーク旭川の求人情報、インターネットによる全国の求人情報の閲覧。

【旭川市高年齢者職業相談室実績】

(単位：件・人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
来 所 者 数	2,555	3,771	4,803	4,578	4,108
電 話 相 談	659	1,102	1,125	1,085	774
職 業 相 談 件 数	962	1,482	2,036	2,004	1,882
職 業 紹 介 件 数	240	409	760	816	720
就 職 数	57	87	133	154	145

(総務労政課労政係)

高齢者就業機会確保事業推進費

【目的】 高齢者の臨時的、短期的な就業ニーズに対応した就業機会を確保するため、就業機会の提供を行う（社）旭川市シルバー人材センターに助成し、高齢者の福祉の増進に寄与するとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【予算額】 13,040 千円

【事業概要】

- ①（社）旭川市シルバー人材センター高齢者就業機会確保事業費補助金（予算 12,940 千円）
- ②（社）全国シルバー人材センター事業協会賛助会員負担金（予算 50 千円）
- ③（社）北海道シルバー人材センター連合会賛助会員負担金（予算 50 千円）

【社団法人 旭川市シルバー人材センター】

住 所 旭川市春光町 3639 番 4
理事長 内 藤 秀 夫
設 立 昭和 55 年 7 月
会 員 数 1,169 人（H18.3.31 現在）
事業概要 ①臨時的、短期的な就業機会の確保、提供
②臨時的、短期的な無料の職業紹介事業
③臨時的、短期的な就業に必要な知識、技能の付与

年度	H13	H14	H15	H16	H17
会 員 数 (人)	1,393	1,309	1,352	1,207	1,169
受 注 件 数 (件)	15,979	16,038	15,753	15,692	8,847
受 注 金 額 (千円)	488,716	483,286	481,364	483,053	462,923
就 業 延 人 員 (人)	110,844	110,816	110,814	114,712	108,711

(総務労政課労政係)

高齢者生活援助サービス事業費補助金

【目的】 （社）旭川市シルバー人材センターが行う高齢者生活援助サービス事業の充実、強化を支援し、地域社会の福祉に寄与する。

【予算額】 1,500 千円

【事業概要】

旭川市シルバー人材センター高齢者生活援助サービス事業費補助金

- ①専門職員（コーディネーター）の配置
- ②技能講習・調理実習研修会の実施
- ③高齢者生活援助サービスの推進
- ④事業の PR と入会の促進

(総務労政課労政係)

若年者就職支援事業費

【目的】 失業率が高く、依然として厳しい雇用環境にある若年者層（34歳以下）を対象に、就職支援フォーラムの開催や個別就職相談、就業体験などを実施することで、若年者の就職促進を図る。

【予算額】 1,191 千円

【事業概要】 市内の34歳以下の若年求職者を対象に、次の事業を実施する。

- ① 就職支援フォーラム
- ② 個別就職相談
- ③ 就業体験

(総務労政課労政係)

(2) 勤労者の福祉の向上

中小企業における労働条件の改善や労働福祉の向上を目的として、労働基本調査を実施し、労働事情の把握に努めるとともに、福利厚生事業を実施する「(財)旭川市勤労者共済センター」の育成に努めるほか、勤労者資金貸付事業の実施により勤労者の臨時的な資金需要に対応する。

労働行政費（経常費）

[旭川市労働大学講座]

【目的】 中小企業に働く労働者の雇用関係の知識・教養を高めることにより、労働条件の改善、労働環境の向上を図る。

【予算額】 227 千円

【事業概要】 中小企業の労使及び一般市民を対象に、今日的な労働講座を2日間開催する。

(総務労政課労政係)

労働基本調査費

【目的】 市内の企業の賃金をはじめ諸労働条件等、雇用の実態を把握し、今後の労働環境等の改善や労働福祉の向上を図るための資料を作成する。

【予算額】 311 千円

【事業概要】

- ① 調査対象 従業員5人以上（常用）の市内事業所（1,000箇所）
- ② 調査年月日 平成18年8月1日現在
- ③ 調査事項
 - ・事業所概要
 - ・労働者の概況
 - ・労働時間・休日
 - ・賃金・手当
 - ・諸制度
 - ・雇用状況
 - ・その他、労働環境に関わる事項

(総務労政課労政係)

中小企業福祉事業費補助金

【目的】 市内の中小企業の従業員及び事業主を対象に組織し、会員の共済、福祉の向上のための事業を行う「(財)旭川市勤労者共済センター」へ助成することにより、中小企業勤労者の福利厚生の充実と中小企業の発展を推進する。

【予算額】 19,072 千円

【事業概要】

【財団法人 旭川市勤労者共済センター】

設 立 平成9年12月

事務局 旭川市5条通10丁目 旭川市5条庁舎2F
 理事 長 石井 一彦
 加入事業所数 697 事業所 (H18.3.31現在)
 会員数 6,306 人 (H18.3.31現在)
 事業概要

- ①共済給付事業 会員や家族の冠婚葬祭などに対する共済金給付
(結婚・出産祝等 11種類 26項目)
- ②福利厚生事業
 - ・スポーツ・レクリエーション事業
 - ・健康増進事業 (がん検診, 保養施設利用助成ほか)
 - ・文化教養事業 (各種講座, 映画鑑賞券助成ほか)
 - ・その他 (専門店等割引)
- ③会報誌発行 「みんなの共済」 年4回発行

年度	H13	H14	H15	H16	H17
加入事業所数	738	730	699	702	697
年度末会員数 (人)	6,706	6,941	6,595	6,418	6,306
共済給付件数 (件)	1,540	1,584	1,660	1,551	1,487
共済給付額 (千円)	23,190	23,195	23,775	24,470	22,165

(総務労政課労政係)

勤労者資金貸付事業費

【目的】 市内中小企業に従事する勤労者に教育・一般資金の貸付けを行い、臨時的な資金需要に対応することにより、企業の福利厚生制度を補完する。(住宅資金は償還のみ)

【予算額】 111,499千円

【事業概要】

(単位：件・千円)

	教育・一般資金
預託金額 (千円)	12,000
融資枠 (千円)	13,200
新規貸付金額 (千円)	11,000
貸付件数 (件)	11
回収金額 (千円)	1,802
前年度貸付残 (千円)	9,192

【教育・一般資金】

(単位：件・千円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17
貸付件数(件)	5	4	3	5	4
貸付金額(千円)	3,580	2,500	2,500	4,030	3,000

資金名		旭川市勤労者教育・一般資金	
貸付対象		中小企業従業員用	季節労働者用
		1. 市内に居住する勤労者であつて、市・道民税を完納している者 2. 申込日現在、その事業所に1年以上継続して勤務している者	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者で、市内に居住し、毎年一定期間(2年で通算12か月以上)同一事業所に勤務し、市・道民税を完納している者
貸付条件	資金使途	教育資金 (本人又はその子弟で入学金・授業料等) 一般資金 (医療, 冠婚葬祭, 耐久消費材の購入(パソコン含む), 旅行費用その他特に必要と認められるもの)	
	貸付限度	100万円	30万円
	貸付利率	教育資金 年1.50%(別途保証料率加算) 一般資金 年1.50%(別途保証料率加算)	
	貸付期間	7年以内	3年以内
	返済方法	元利均等毎月返済	
	保証	「道労信協」による保証(必要に応じ保証人を付する)	
取扱金融機関	北海道労働金庫旭川支店		
申込先	北海道労働金庫旭川支店		
備考	必要書類: 資金申込書, 市・道民税所得証明, 納税証明(市・道民税), 使途内容を証明するもの等		

(総務労政課労政係)

(3) 人材の確保と育成

高度情報社会の到来など社会経済情勢の変化に対応するため、市内企業が求める優秀な人材の確保に努めるほか、技能者の能力向上や育成を推進する。

労働行政費（経常費）

① 技術者等人材確保推進

【目的】 首都圏等に在住している者で、高度な技術、知識を有するUターン・Iターン希望者に、地元企業の技術者等の人材需要情報を提供することにより、人材の確保を推進する。

【予算額】 150 千円

【事業概要】

「Uターン情報コーナー」

設置 平成2年10月1日
場所 商工観光部総務労政課内
内容 Uターン・Iターン希望者に地元企業の人材需要状況や企業概要等の情報を提供

年度	H13	H14	H15	H16	H17
登録企業	68社	68社	48社	43社	45社
情報閲覧者	41人	58人	47人	22人	21人
就職決定者	2人	3人	1人	1人	0人

企業情報提供（郵送）

Uターン求人情報カード登録企業一覧、企業パンフレットをUターン就職希望者に提供する。

北海道人材誘致推進協議会負担金（予算 150 千円）

支出先 北海道人材誘致推進協議会 会長 近藤 光雄（北海道副知事）

② 事業内職業訓練施設運営費補助金

旭川市中小企業等振興条例及び同条例施行規則に基づき、事業内職業訓練施設運営費の助成金を交付する。

【予算額】 2,958 千円

【対象者】 ①職業訓練法人 旭川地方職業訓練協会（木工科・建築塗装科）
②職業訓練法人 旭川左官職業訓練協会（左官タイル施工科）
③職業訓練法人 旭川建築職業訓練協会（木造建築科）
④カワムラマイスターズスクール運営会（木造建築科）

③ 旭川市中堅優秀技能者表彰

本市の産業発展の中心的役割を担う中堅技能者のうち、優れた技能を有し、後進の指導育成及び業界への貢献など活躍がめざましい者を表彰する。

【対象者】 市内企業に雇用されている技能者及び自営業者で、全産業の技能職に就業している者を対象とするが、職業能力開発促進法に基づく技能検定及び職業訓練の職種に係る職業に就業している者を中心として、同一職種に関し、10年以上の実務経験を有し、年齢40歳程度までの者とする。

(総務労政課労政係)

ものづくり技能者育成支援事業費

【目的】 高度な技能技術の伝承、技能者の能力開発及び技能尊重の気運づくりを行う業界団体に助成することにより、ものづくりに係る技能者の育成を支援し、もって本市産業の振興に資する。

【予算額】 300 千円

【事業概要】

①技能イベント開催補助金

旭川地方技能士会又は技能に関するイベントを開催するために全市的に組織された団体等が、技能を尊重する社会の気運をつくること又は市民の技能に対する理解を深めることを目的にした事業を実施する場合、当該技能士会等に対し支出する。

(総務労政課労政係)

V 關係施設

1 旭川市工芸センター

(1) 所在地 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内
(TEL 0166-66-1770 , FAX 0166-66-1776)

(2) 沿革 昭和9年4月 技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所を設置
昭和18年3月 第2次世界大戦のため産業指導所を廃止
昭和23年10月 旭川市共同作業所を設置
昭和30年4月 旭川市共同作業所を廃止し、旭川市木工芸指導所を設置
昭和35年10月 豊岡木工団地に移転、試験棟・木材乾燥室を建設
昭和42年4月 窯業指導所を旭川市木工芸指導所敷地内に建設移転
昭和51年5月 木工芸指導所、窯業指導所を統合し、旭川市工芸指導所と改称
昭和59年3月 旭川家具事業協同組合より工芸センター（管理棟延529.52㎡）の寄付
平成8年4月 現在地に移転
平成9年12月 旭川市工芸センターに改称

本市の主要産業である木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

(3) 施設の概要

延床面積 1,900.55 ㎡

室名	面積(㎡)	室名	面積(㎡)
技術開発室	203.40	材料試験室	50.05
機械加工室	363.93	製品試験室	55.14
塗装室	55.00	企画開発室	67.06
接着・金工室	70.84	コンピュータ室	66.30
木材乾燥スペース	65.02	会議室	79.46
窯業研究室	192.69	ショールーム	163.61

※主な部屋のみ掲載

(4) 事業内容

- ①情報収集提供（調査分析・情報収集提供・情報企画管理）
- ②人材育成（研修会・講習会・技術指導・交流促進）
- ③技術開発（省力化・省資源化・付加価値化）
- ④製品開発（品種の開発・用途の開発・素材の利活用）
- ⑤試験分析（製品性能・検査分析・品質管理・生産基準）
- ⑥販売促進支援（展示会開催支援・産品等のPR）
- ⑦生活文化創造（市民陶芸講習会の開催）

(5) 利用状況

(単位: 件・人)

年 度		H12	H13	H14	H15	H16	H17
技 術 指 導		161 (8)	250 (17)	251 (24)	217 (20)	191 (25)	204 (10)
巡回指導・調査		17 (6)	4	4	3 (1)	30	18
実 態 調 査		318 (43)	173	295 (65)	102	285 (65)	157
研 修 会 ・ 講 習 会	開 催 数	10 (1)	20 (1)	35 (7)	25 (16)	24 (11)	16 (7)
	参加延人数	160 (34)	575 (110)	367 (192)	247 (191)	354 (189)	220 (158)
機 械 使 用	件 数	517 (18)	459 (5)	576 (3)	733 (4)	763 (2)	843
	時 間	739 (25)	677 (8)	682 (5)	1,875 (6)	1,626 (3)	3,448
依 頼 業 務		231 (29)	225	250	247	154	182

() 内は、うち窯業関係

(6) 平成 18 年度事業計画

①情報収集提供

ア 業界実態調査

企業の経営指標, 原価構成比率, 従業員数, 製造品目, 仕向け先, 経営者の意向等を調査して業界の実態を把握し, 情報として提供するとともに当所の事業計画に反映する。

イ 情報提供

各種情報の収集に努め, その提供を通じて関係業界の技術向上, 市場拡大, 経営の近代化を図る。

- ・工芸ニュースの発行
- ・事業報告書の発行
- ・研究報告書, 調査報告書等の作成発行
- ・情報誌の閲覧
- ・ホームページの充実

ウ 伝統的地場産業に関する調査

木彫, 木工旋盤加工の歴史調査を行う。

エ ものづくり技術者育成事業

旭川地域の熟練技能者・技術者を調査し, 登録及び派遣指導を行う。

②人材育成

ア 研修会・個別受入研修

近代的企業感覚と総合的技術を備えた人材を養成するため, 企業の従業員を対象として, 技術技能の基礎知識及び応用技術, 経営感覚等について実技を中心に研修指導する。

イ 講習会

各種技術のレベルアップを図るため, 企業の現状及び将来的課題に即したテーマを取り上げ, 開催する。

ウ 講師派遣

旭川地域の技術力の向上を目的として, 旭川認定高等職業訓練校にセンター職員を講師として派遣し, 業界の指導及び技術者の養成を図る。

エ 技術指導

企業の求めに応じ、企業実態及び生産現場に即した技術、設備、管理計画等に関し指導を行う。

③技術・製品開発関連

企業の近代化を図るために必要な新技術及び在来技術の応用等の研究、並びに社会ニーズや市場実態、業界の現状課題等を踏まえた製品開発及び開発支援を行うことにより、地域企業の発展に資する。

- ・旭川家具のブランド化事業(JAPAN ブランド支援他)
- ・旭川クラフト次世代戦略事業(製品開発支援と開発製品の展示発表支援)
- ・ものづくり技術連携事業(開発テーマの抽出と地域保有技術の確認)
- ・地域企業との共同技術開発

④試験分析

製品性能のレベルアップを図るため、製品性能の試験分析及び改善指導を行い、技術の向上と商品開発研究を促進する。

⑤販売促進支援

各種展示会の開催を支援することにより、業界の振興はもとより、産地旭川のイメージアップを図る。

- ・第52回旭川家具木工祭 MAKROS 開催支援
- ・伝統的工芸品展 WAZA2007 出展支援
- ・建具セールスプロモーション事業道内展、道外展支援
- ・旭川陶芸フェスティバル開催支援

⑥生活文化創造

陶磁器製品及び市内窯業企業への理解と関心を高めてもらうことを目的として、市民を対象に作陶を中心とした講習会を開催する。

- ・市民陶芸講習会開催

2 旭川市工業技術センター

(1) 所在地 旭川市工業団地3条2丁目1番18号
(TEL 0166-36-3111 , FAX 0166-36-4461)

(2) 沿革 昭和 63年 7月 7日 建設工事着工
平成 元年 2月 16日 建設工事竣工
平成 元年 4月 14日 開 所

機械金属及び関連工業の技術の向上を図るために、技術指導、研究開発、情報の提供を行い、産業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

(3) 施設の概要

敷地面積		建床面積		延床面積		構 造
14,975.00 m ²		1,662.47 m ²		2,651.49 m ²		鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	
会 議 室	93.79	36	精 密 測 定 室	70.31	—	
視 聴 覚 室	229.71	150	特 殊 加 工 室	57.62	—	
実 習 試 験 室	175.00	30	情 報 処 理 図 書 室	133.98	—	
顕 微 鏡 室	76.56	—	メカトロクス 実験室	61.13	—	
機 械 設 計 室	54.12	—	材 料 試 験 室	31.25	—	

駐車場収容台数 50台

※室名は主な部屋のみ掲載

(4) 建設事業費 833,849 千円

事業費内訳 建設工事費 553,990 千円
用地取得費 136,137 千円
機器購入費 143,722 千円

財源内訳 道補助金 60,000 千円
日本自転車振興会補助金 104,600 千円
市 債 467,400 千円
一般財源 142,329 千円
その他 59,520 千円

(5) 主要機器

①材料試験機器

万能材料試験機、ショア硬さ試験機、ブリネル硬さ試験機、ロックウェル硬さ試験機、微小硬さ計、真空高温炉、電気炉、塩水噴霧試験機、走査電子顕微鏡、金属顕微鏡、コンクリート圧縮試験機、発光分析装置

- ②非破壊検査機器 超音波探傷機，磁気探傷機，X線探傷機
- ③測定・計測機器 静ひずみ測定器，動ひずみ測定器，温度記録計，デジタル表面温度計，デジタル放射温度計，つりあい試験機，つりあい試験機(ポータブル)，電磁膜厚計，高周波膜厚計，超音波厚さ計，電子風速計，ペーハーメーター，粗さ測定器，赤外線映像装置，三次元測定器，万能工具顕微鏡，ハイトマチック
- ④CAD CADシステム
- ⑤加工機器 レーザ加工機，旋盤，フライス盤，平面研削盤，シャリングマシン，コーナーシャー，プレスブレーキ，アルゴン溶接機，プラズマ切断機，アーク溶接機，半自動アーク溶接機，ワイヤカット放電加工機，マシニングセンタ
- ⑥マイコン機器 デジタルストレージオシロスコープ

(6) 事業内容

①試験・検査及び測定

工業材料の強度試験（引張・圧縮・曲げ・抗折等），非破壊検査，金属の組織試験，工業計測等依頼試験の実施

②技術指導及び新技術の導入促進

技術相談，技術指導の実施
先端加工技術の普及と指導（難削材加工，精密切断及び熱処理加工等）

③講習会・研修会等の開催

工業技術に関する講習会等の開催による人材育成の実施
平成 18 年度実施予定講習会等
ア メカトロ入門講座，超音波探傷試験基礎講座（2 回），JW_CAD 入門講座（2 回），油圧・空気圧基礎講座，鋳鉄基礎講座，マシニングセンタ入門講座，チタン材料基礎講座
イ 移動工業試験場
ウ 金属加工体験教室（2 回）

④技術開発及び共同研究

先端機器による生産加工技術の研究開発
異業種交流の促進，企業との共同研究

⑤技術情報の収集及び提供

工業技術に関する専門図書（雑誌，書籍等）の閲覧，センターだよりの発行

(7) 利用状況

①部屋・機器の使用及び依頼試験等件数

(単位：件)

年 度		H13	H14	H15	H16	H17
部屋及び物品使用件数		103	90	71	105	89
機 器 使 用	件 数	411	548	617	506	571
	時 間	1,849h	2,052h	2,062h	1,697h	2,203h
試 験 等 依 頼 件 数		3,409	4,986	2,770	3,883	2,739
成績書謄本交付件数		9	10	9	17	28
合 計		3,933	5,634	3,467	4,511	3,427

②技術相談指導件数

(単位：件)

年 度		H13	H14	H15	H16	H17
面接相談指導件数		63	103	166	158	184
企業訪問指導等件数		50	63	28	29	34
合 計		113	166	194	187	218

③技術講習会等開催件数

(単位：件・人)

年 度		H13	H14	H15	H16	H17
講習会等開催件数		8	7	11	23	53
受 講 者 数		40	86	221	242	351

工業技術センター設備整備費

※ IV. 主要施策

2. 工業 (2) 技術基盤 P. 28 に記載

3 旭川市旭山動物園

- (1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼
(TEL/FAX 0166-36-1104)
- (2) 沿革 昭和 39 年 建設地の調査を開始
昭和 40 年 建設地を東旭川町倉沼に決定, 建設事務局を設置
昭和 41 年 土木工事, 給水工事等に着手
昭和 42 年 第 1 期工事完了
昭和 42 年 7 月 開園
- (3) 総事業費 (当初計画 昭和 40 年度~43 年度) 279,948 千円
- | | | | |
|-----|-------|---------|----|
| 内 訳 | 用地買収費 | 46,423 | 千円 |
| | 工 事 費 | 176,874 | 千円 |
| | 設 計 費 | 21,477 | 千円 |
| | 動物購入費 | 16,778 | 千円 |
| | 遊戯施設費 | 18,396 | 千円 |
- (4) 施設の概要
- ①敷地面積 148,681.84 m²
- ②建造物 54 棟 8,895.84 m²
- | | | | |
|-----|------|------|-------------------------|
| 内 訳 | 管理施設 | 21 棟 | 1,727.29 m ² |
| | 動物舎 | 24 棟 | 6,395.93 m ² |
| | 便益施設 | 9 棟 | 772.62 m ² |
- ③貸出物品 乳母車 73 台
車椅子 35 台
電動式車椅子 7 台
- ④利便施設 売店 6 店
- ⑤駐車場 無料駐車場 930 台
有料駐車場 1,800 台
- ⑥開園期間 夏期 平成 18 年 4 月 29 日 (木) ~平成 18 年 10 月 22 日 (日)
冬期 平成 18 年 11 月 3 日 (木) ~平成 19 年 4 月 8 日 (日)
- ⑦開園時間 夏期 午前 9 時 30 分~午後 5 時 15 分 (入園は午後 4 時 15 分まで)
冬期 午前 10 時 30 分~午後 3 時 30 分 (入園は午後 3 時 00 分まで)
- ⑧休園日 夏期 期間中無休
冬期 年末年始 (12 月 30 日~1 月 1 日)

⑨飼育動物数

(平成18年4月1日現在)

区分	哺乳類	鳥類	爬虫類	計
種類	42	83	12	137
点数	204	485	28	717

(5) 入園者数

(単位：人)

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
有料	175,193	232,051	277,412	341,425	455,252	946,588	1,553,928
無料	220,024	267,270	298,472	329,006	368,644	502,586	513,756
計	395,217	499,321	575,884	670,431	823,896	1,449,474	2,067,684

(6) 主な施設整備の状況 (平成8年度～)

施設名	概要・工事費用等
1 こども牧場 (平成9年4月27日オープン)	概要 構造 木造平屋建 延面積 191.93㎡, ふれあい広場 320㎡ 工事費用 99,178,700円 4,264,200円 (設計 平成8年度) 94,914,500円 (工事 平成8年度)
2 フライングケージ 「ととりの村」 (平成9年9月7日オープン)	概要 支柱…鉄骨 ネット…ホリエチン 高さ 14m, 区画面積 2,889.90㎡ 工事費用 86,403,900円 2,193,900円 (設計 平成8年度) 84,210,000円 (工事 平成9年度)
3 せせらぎ水路 (平成10年4月29日オープン)	概要 水路延長 約132m, 高低差 12.8m 工事費用 95,476,500円 5,544,000円 (設計 平成9年度) 89,932,500円 (工事 平成9年度)
4 もうじゅう館 (平成10年9月27日オープン)	概要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 611㎡, 放飼場 918㎡, 観客通路 884㎡ 工事費用 593,901,000円 24,643,500円 (設計 平成9年度) 569,257,500円 (工事 平成10年度)
5 さる山 (平成11年7月25日オープン)	概要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 225㎡, 放飼場 330㎡ 工事費用 233,688,000円 11,550,000円 (設計 平成10年度) 2,152,500円 (地質調査 平成10年度) 219,985,500円 (工事 平成11年度)

<p>6 ペンギン館 (平成 12 年 9 月 10 日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階 延床面積 631 m² (うち水中トンネル 32 m²) 放飼場 154 m² (うち冬期放飼場 64 m²) 工事費用 460,530,000 円 11,130,000 円 (建築設計 平成 11 年度) 1,680,000 円 (地質調査 平成 11 年度) 2,488,500 円 (設備設計 平成 11 年度) 445,231,500 円 (工事 平成 12 年度)</p>
<p>7 オランウータン空中運動場 (平成 13 年 8 月 12 日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上 17m(擬木・鉄柱) 空中ジャングルジム 直径 5m 球体 延床面積 78.5 m² (直径 10m) 工事費用 43,216,500 円 1,941,000 円 (設計 平成 13 年度) 41,275,500 円 (工事 平成 13 年度)</p>
<p>8 ほっきょくぐま館 (平成 14 年 9 月 21 日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階 延床面積 1,187 m² (展示観察ホール・寝室 5・管理室) 放飼場 428 m² (※プール 140 トン・24 トン) 工事費用 714,241,500 円 13,125,000 円 (建築設計 平成 13 年度) 6,898,500 円 (設備設計 平成 13 年度) 3,108,000 円 (地質調査 平成 13 年度) 691,110,000 円 (工事 平成 13・14 年度)</p>
<p>9 あざらし館 (平成 16 年 6 月 6 日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階 延床面積 999 m² (観察ホール, 休憩室) 放飼場 266 m² (※プール 300 トン, マリンライ) 工事費用 608,055,000 円 12,075,000 円 (建築設計 平成 14 年度) 6,300,000 円 (設備設計 平成 14 年度) 589,680,000 円 (工事 平成 15・16 年度)</p>
<p>10 おらんう〜たん館 (平成 17 年 1 月 15 日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄骨造 地上 1 階 延床面積 99.04 m² 観察ホール・放飼場 74.20 m² 工事費用 71,568,000 円 3,223,000 円 (設計 平成 16 年度) 68,345,000 円 (工事 平成 16 年度)</p>
<p>11 くもざる・かぴばら館 (旧ホッキョクマ舎改修) (平成 17 年 8 月 7 日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 延床面積 191 m² うち放飼場 112 m²(屋外) 79 m²(屋内) 工事費用 57,855,000 円(工事 平成 17 年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>12 第 2 こども牧場</p>	<p>概要 動物園寝室／放飼場 工事費用 50,000,000 円 [予算額] (工事 平成 17・18 年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>13(仮称)チンパンジーの森</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 2 階地下 1 階 工事費用 650,194,000 円 (予算) 23,394,000 円(設計 平成 17 年度) 626,800,000 円 (工事 平成 17・18 年度) ※設計は公共建築課で実施</p>

(7) 平成 18 年度主要行事予定

地球温暖化展	4月29日～ 6月30日
春まつり	4月29日～ 5月 7日
シャトルバス	5月 3日～ 5月 6日
ぬりえ展示会 (ファンタジー休憩所展示)	4月29日～ 6月30日 募集 8月 1日～ 8月31日 展示
絵本の読み聞かせ(動物園読み聞かせの会)	毎月第2土曜日
ワンポイントガイド	5月 7日～10月15日の日祝
とことん旭山	5月13日から毎週土曜日
春まつり抽選会	5月14日
動物観察会	5月14日 野鳥 7月 8日 フクロウ
第38回児童動物画コンクール	6月 1日～ 8月31日 募集 9月23日～10月22日 展示 9月23日表彰式
障害者夜間開園	6月24日
動物園撮影会	7月15日, 2月18日
サマースクール (小学5・6年生対象)	7月10日まで募集 8月 1日～3日 開催
第2こども牧場オープン (仮称) チンパンジーの森オープン 夜の動物園	7月下旬 (予定) 8月上旬 (予定) 8月12日～16日 (旭川南高万灯, 永山小・中あんどん, 夜の動物ウォッチングホテルのこみち開設, 屋台広場設営)
外来種動物展	9月 2日～10月22日
わくわくゲーム大会	10月22日
動物読書感想文コンクール	11月 1日～ 1月25日 募集 3月25日 表彰式
第12回フォトコンテスト	前年11月 3日～10月22日募集 11月23日表彰式
第13回フォトコンテスト ペンギンの散歩	11月 3日～翌年10月21日 12月上旬～ 3月中旬

4 (財) 道北地域旭川地場産業振興センター

(1) 所在地 旭川市神楽4条6丁目1番12号
(TEL 0166-61-2283 , FAX 0166-62-1903)

(2) 沿革 昭和61年 9月16日 建設工事着工
昭和62年 8月29日 建設工事竣工
昭和62年 9月23日 開 館

道北地域の地場産業の振興・育成を図るため、昭和61年6月に上川支庁管内の市町村、関係団体等が一体となって財団法人を設立し、事業推進の中核施設となる道北地域旭川地場産業振興センターを建設した。

(3) 施設の概要

敷地面積	建床面積	延床面積	構 造
9,221.21 m ²	3,123.30 m ²	4,293.22 m ²	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨屋根架構

室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)
大 展 示 場	1,500.00	1,800	取 引 幹 旋 室	56.00	12
会 議 室	166.11	108	研 究 開 発 室 (1)	80.96	48
研 修 室	80.39	48	研 究 開 発 室 (2)	80.96	24
経 営 相 談 室	80.96	22			

(4) 建設事業費

事 業 費 内 訳	財 源 内 訳
建設工事費 1,098,700 千円	補助金(国・道) 400,000 千円
用地取得費 260,810 千円	借入金(高度化資金) 767,400 千円
計 1,359,510 千円	市町村補助金等 192,110 千円 (うち旭川市分) (177,110) 千円

(5) 事業内容

- ① 需要開拓事業
- ② 新商品開発能力育成事業
- ③ 人材養成事業
- ④ 道の駅事業
- ⑤ その他

(6) 平成 17 年度施設利用状況

室 名	利 用 日 数 (日)	利 用 率 (%)
大 展 示 場	235	67.7
会 議 室	171	49.3
研 修 室	155	44.7
取 引 幹 旋 室	139	40.1
経 営 相 談 室	199	57.3
研究開発室 (1)	206	59.4
研究開発室 (2)	174	50.1

(7) 展示会の実施状況

(単位：日)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
家 具	13	12	8	8	8
物 産 展	26	22	28	17	18
各 種 機 器	49	43	51	48	54
建 材 ・ 建 具	14	22	12	27	22
自 動 車	25	21	24	27	36
ス ポ ー ツ 用 品	3	0	3	0	0
日 用 雑 貨	21	23	18	27	19
衣 料 品	34	35	18	18	11
そ の 他	91	85	74	89	73
合 計	276	263	236	261	241
年 間 利 用 日 数	263	254	231	248	235

※ 併用利用があるため、用途別利用日数合計と年間利用日数は異なる。

(8) 平成 18 年度旭川市補助金

19,000 千円

5 観光案内所

観光の宣伝、紹介と観光客へのサービス提供を図ることを目的に設置

【旭川観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市宮下通8丁目 HBC旭川放送局1階
(TEL 0166-26-6665 , FAX 0166-22-6704)
- (2) 沿革 平成14年6月29日 開設
- (3) 規模 面積 113.09 m²
- (4) 設置主体 旭川市
- (5) 運営主体 (社)旭川観光協会
- (6) 利用状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17
利用人数	62,506件	57,513人	47,587人	57,755人	53,033人

※H14年度より利用件数を利用人数に改めた。

(観光課)

【旭川空港観光案内所】

- (1) 所在地 上川郡東神楽町旭川空港ビル内
(TEL 0166-83-3716 , FAX 0166-83-4040)
- (2) 沿革 昭和57年9月 開設 (設置主体 上川地方観光連盟)
(運営主体 大雪山国立公園観光連盟)
平成5年6月 運営管理を旭川空港ビル(株)に移管
平成11年6月 運営管理を(株)ジェイエイエストレーディングに移管
平成15年10月 運営管理を旭川空港ビル(株)に移管
- (3) 規模 面積 6 m²
- (4) 設置主体 上川地方観光連盟
- (5) 運営主体 旭川空港ビル(株)
- (6) 利用状況

(単位：件)

年度	H13	H14	H15	H16	H17
利用件数	10,206	10,839	11,965	20,771	23,157

(観光課)

【旭山動物園観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼 旭山動物園内
- (2) 沿革 平成18年4月29日 開設
- (3) 規模 面積 17.55 m²
- (4) 設置主体 旭川市
- (5) 運営主体 NPO法人旭山動物園くらぶ

(観光課)

VI 条例・規則

旭川市中小企業等振興条例 (昭和 45 年 1 月 14 日 条例第 2 号)

改正 昭和 49 年 4 月 1 日 条例第 19 号 昭和 52 年 3 月 30 日 条例第 14 号
昭和 58 年 12 月 28 日 条例第 35 号 昭和 60 年 4 月 9 日 条例第 13 号
平成 12 年 3 月 31 日 条例第 61 号 平成 18 年 6 月 30 日 条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における中小企業が市民生活に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、経営の革新、経営基盤の強化等を促し、また、経営者及び従業員の経済的、社会的地位の向上を図るため必要な助成を行ない、その育成振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イ及びウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものをいう。

(3) 小規模企業者 おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。

(高度化事業に対する助成)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる中小企業者等が、当該各号に定める施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合

生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

(2) 企業組合及び協業組合

経営の近代化のための施設

(3) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるもの（以下「商店街振興組合等」という。）

販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設並びに街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設

(4) 中小企業者、事業協同組合及び事業協同小組合

小売商業店舗共同化又は企業合同のための施設

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の 100 分の 5 以内（第 3 号については、100 分の 25 以内）とする。

(市長が指定する地域の特例)

第 4 条 市長が指定した地域に中小企業者等その他の者が、市長が定める期間内に工場、店舗、共同施設等で市長が認めた施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の 100 分の 5 以内とする。

(適用除外)

第 4 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例(昭和 60 年旭川市条例第 13 号)に基づく奨励金の交付を受けた者については適用しない。

(中小企業の組織化に対する助成)

第5条 市長は、中小企業者その他の者が、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合又は商店街振興組合を組織したときは、当該組合に対し、予算の範囲内で市長が別に定める助成金を交付することができる。

(流通の効率化に対する助成)

第5条の2 市長は、地方卸売市場の開設者が当該地方卸売市場の施設又は設備を設置する事業を行った場合で、中小企業者の流通業務の効率化に及ぼす効果が大きいと認めるときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(商店街の活性化に対する助成)

第5条の3 市長は、商店街振興組合等が、商店街の活性化を推進するため、販売促進、人材育成等の事業を行ったときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(新製品開発に対する助成)

第6条 市長は、中小企業者等の開発する新製品が、他の中小企業者等に及ぼす効果が大きいもの、又は地域の特性を生かした付加価値の高いものと認められるときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その研究開発等に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内とする。

(技能者養成に対する助成)

第7条 市長は、中小企業者等が、職業訓練施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の20以内とする。

3 市長は、事業内職業訓練を行なう中小企業者等に対し、予算の範囲内において、その運営費の一部を助成することができる。

(従業員福祉施設に対する助成)

第8条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める福祉施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

(適用除外)

第8条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

(公害防除施設に対する助成)

第9条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める公害防除施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

第10条から第12条まで 削除

(資金融通の円滑化)

第13条 市長は、中小企業の金融の円滑化と正常化を図るため、次の各号に定める資金について、融資のあっせんを行なうことができる。

- (1) 小規模企業者の健全化促進に資するもの
- (2) 小口融資需要に対する金融円滑に資するもの
- (3) 中小企業者の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- (4) 中小企業者の組織化及び構造の高度化促進に資するもの
- (5) 中小企業の公害防除施設の設置促進に資するもの
- (6) 新規創業等の促進に資するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める融資のあっせんを行なうため、市長は、毎年度予算の範囲内において、市長の指定する金融機関及び北海道信用保証協会に一定の金額を預託することができる。

3 前2項の定めるもののほか、融資のあっせんに必要な事項は、市長が別に定める。

(地元製品の販路拡大)

第13条の2 市長は、本市内で生産された製品の市内での消費及び市外への販路の拡大を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(経営指導)

第14条 市長は、中小企業の経営近代化を図るため、次の各号に掲げる事業の推進に努めなければならない。

- (1) 中小企業の体質改善を図るための企業診断及び事後指導の実施
- (2) 中小企業構造の高度化促進指導
- (3) 経営研究団体の育成指導
(技術指導及び技能者の養成)

第15条 市長は、中小企業の技術の向上を図るため、次の各号に掲げる技術指導に努めなければならない。

- (1) 指導機関による試作研究
- (2) 技術巡回指導の実施
- (3) 技術者、技能者の養成
(小規模企業者の育成)

第16条 市長は、小規模企業者の経営及び技術の改善を図り、健全な企業に育てるため、企業の実態に即して次の各号に掲げる育成指導に努めなければならない。

- (1) 資金調達力向上のための指導助言
- (2) 技術水準の改善向上を図る指導
- (3) 経営管理能力の助長育成
- (4) 経営構造近代化のための助成
- (5) その他小規模企業の経営水準向上の指導
(従業員福祉等に関する施策)

第17条 市長は、従業員の福祉向上等を図るため、次の各号に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 中小企業における労使関係の適正化が、労使双方のたゆまぬ努力によって進展するよう必要な援助を行なう。
- (2) 中小企業における従業員の福祉向上について必要な援助を行なう。
- (3) 中小企業における労働力の充足のため必要な援助を行なう。
- (4) 中小企業における労働安全並びに労働衛生意識の高揚を図るために必要な援助を行なう。
(功労者の表彰)

第18条 市長は、中小企業者等及びその従業員その他の者で、次の各号に掲げる事項に関して功績のあったものを表彰することができる。

- (1) 経営管理及び技術の改善向上
- (2) 地元製品の普及及び販路拡張
- (3) 新製品の開発
- (4) 従業員の福祉向上
- (5) 永年勤続
- (6) その他中小企業の振興
(助成等の申請)

第19条 この条例に基づく助成等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(助成等の決定)

第20条 市長は、前条の申請書その他の書類を審査のうえ、助成等を行なうことに決定した場合には、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(報告の聴取)

第21条 市長は、助成等を受けようとする者又は助成等の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）について必要な報告を求め、又は必要な調査を行なうことができる。

(助成等の取消し等)

第22条 市長は、助成決定者が第20条第2項の条件に違反したとき、その他助成等を行なうことが不適当と認めたときは、当該助成決定者に助成等の取消しを通知し、必要な措置を講ずることができる。

(審議会の設置)

第23条 この条例の適正なる運営を図るため、市長の諮問機関として、旭川市中小企業等審議会（以

下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業設備合理化促進条例（昭和32年旭川市条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に廃止前の旭川市中小企業設備合理化促進条例の規定に基づき機械等の貸与等を受けていたものは、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「中小企業設備合理化促進審議会委員 日額1,300円」を

「中小企業等審議会委員 日額1,300円」に改める。

附 則（昭和49年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の旭川市中小企業等振興条例に基づき貸付けを受けた資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月9日条例第13号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第61号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第45号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の旭川市中小企業等振興条例第2条第1号の規定は、平成18年5月1日から適用する。

旭川市中小企業等振興条例施行規則（昭和45年2月2日 規則第4号）

改正	昭和46年4月1日	規則第22号	昭和47年8月18日	規則第40号
	昭和48年6月1日	規則第31号	昭和52年4月1日	規則第9号
	昭和53年5月15日	規則第27号	昭和55年2月25日	規則第5号
	昭和57年12月1日	規則第57号	昭和59年2月1日	規則第1号
	昭和62年6月17日	規則第26号	平成5年4月20日	規則第15号
	平成11年3月30日	規則第32号	平成12年6月8日	規則第102号
	平成13年3月30日	規則第22号	平成13年5月25日	規則第52号
	平成13年11月12日	規則第73号	平成17年3月2日	規則第5号
	平成17年3月7日	規則第6号	平成18年6月30日	規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市中小企業等振興条例（昭和45年旭川市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象の任意団体）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものは、商店街が形成されている地域において小売業、サービス業その他の事業を営む者5人以上で構成され、その3分の2以上が中小企業者である団体とする。

（高度化の助成）

第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者等は、主たる事務所を本市内に有し、かつ、その構成員の4分の3以上のものがその事業所を本市内に有しているものとする。

2 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象組合等であって小売商業店舗共同化施設を設置するものは、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 組合が計画を作成する場合にあっては、その共同店舗に占める中小小売商業の売場床面積が全売場床面積の100分の70以上を占めていること。
- (2) 組合員以外の中小小売業者が共同して計画を作成する場合にあっては、中小小売業者5人以上のものが共同店舗を設置し、寄合百貨店又はセルフサービス方式による小売商業を営むものであること。
- (3) 前号の場合にあって、その共同店舗が会社組織であるときは、当該会社の出資比率に占める中小小売業者の割合が100分の70以上であること。

3 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象法人であって企業合同事業の施設を設置するものは、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 市長が別に指定する業種に属する中小企業者であり、合併又は共同出資により会社を設立したものであること。
- (2) 合併又は共同出資を行う中小企業者の4分の3以上が本市内に事業所を有するものであること。

4 前各項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

（指定地域の助成）

第3条 条例第4条第1項に規定する市長が指定する地域は、企業立地の適正要因、都市機能の効率性及び市民生活に及ぼす便益等総合的有利性を有し、その地域に中小企業者等その他のものが施設を設置することが企業活動を助長し、企業の育成振興に寄与すると認める地域とする。

2 条例第4条第1項の助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

（組織化の助成）

第4条 条例第5条に規定する助成対象組合は、主たる事業所を本市内に有し、かつ、その組合員の4分の3以上のものが、その事務所を本市内に有しているものとする。

2 前項の組織化に対する助成は、1組合に対する助成額と組合員1人当りの助成額に組合員数を乗じて得た額の合算額とする。

（流通効率化の助成）

第4条の2 条例第5条の2に規定する事業の助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

2 前項の事業に対する助成金の額は、当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

（商店街活性化の助成）

第4条の3 条例第5条の3に規定する事業に対する助成金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 販売促進事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の3分の2以内で、45万円を超えない額
- (2) 人材育成事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内で、50万円を超えない額
- (3) その他市長が特に認める事業 その都度市長が定める額
(新製品開発の助成)

第5条 条例第6条に規定する助成対象経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 原材料の購入に要した経費
- (2) 機器の購入又は借入れに要した経費
- (3) 設計依頼、試験依頼又は技術指導に要した経費
- (4) 外注による加工に要した経費
- (5) その他特に必要と認める経費
(職業訓練施設等の助成)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

2 条例第7条第3項に規定する運営費の助成は、1事業内訓練施設に対する助成額と訓練生1人当りの助成額に訓練生数を乗じて得た額とその他市長が必要と認めた経費との合算額とする。
(従業員福祉施設の助成)

第7条 条例第8条に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

(公害防除施設の助成)

第8条 条例第9条に規定する助成対象施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) すず、その他粉じんを処理する施設
- (2) 亜硫酸ガス又は無水硫酸を処理する施設
- (3) 汚水処理施設及び除外施設
- (4) 騒音防止施設

(助成金の算出基準)

第9条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条までの規定による助成金の交付額は、助成対象施設の固定資産評価額又はこれに準ずる額を基礎として算出するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 第2条から第4条の2まで、第6条第1項、第7条及び第8条の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号)を、第4条の3、第5条及び第6条第2項の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号の2)をそれぞれ次の各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定によるものは、当該施設の設置完了後3か月
- (2) 第4条の規定によるものは、当該組合の設立登記完了後3か月
- (3) 第4条の3の規定によるものは、当該事業の完了後1か月
- (4) 第5条の規定によるものは、市長が別に定める日
- (5) 第6条第2項の規定によるものは、当該事業内訓練事業に係る事業年度開始後3か月

2 前項第1号に該当する施設の設置が数年にわたる場合において、提出される申請書がその1年度にかかるものであるときは、申請者はその全体計画を明確にした書類を添付しなければならない。

(変更届出)

第11条 助成金の交付を受けようとする者が、前条の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

(決定通知)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 第2条から第8条までの規定による助成金は、それぞれ次の各号に掲げる事項の確認を行った後交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、概算払をすることがある。

- (1) 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定によるものは、当該施設の事業開始

- (2) 第4条の規定によるものは、当該組合の設立登記の完了
- (3) 第4条の3の規定によるものは、当該事業の完了
- (4) 第5条の規定によるものは、市長が別に定める事項
- (5) 第6条第2項の規定によるものは、当該事業内訓練の当該年度の事業開始
(相続等による特例)

第14条 市長は、相続、合併、分割、譲渡等の事由により助成金の交付を受ける者に変更を生じたときは、当該事業が継続される場合に限りその承継者に対し助成金を交付することがある。

- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、変更を生じた日から15日以内に事業承継届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
(報告書の提出)

第15条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項及び第7条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該施設の事業開始の日の属する事業年度から助成金の交付を受けた年度の翌年度まで、毎事業年度の事業報告書(様式第4号)を事業年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 第4条、第4条の3、第5条、第6条第2項及び第8条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該助成金の交付を受けた日の属する事業年度の事業報告書を当該年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。
(事業の廃止、縮小及び休業届の提出)

第16条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成金の交付を受けた者が、当該施設の事業を廃止し、又は縮小し、若しくは休業した場合は、当該事業の廃止又は縮小若しくは休業の日から10日以内に事業の廃止(縮小、休業)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
(重複助成の禁止)

第17条 第2条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成のうちそのいずれかによって助成を申請した者は、同一施設についてこの条に定める他の条項による助成を申請することができない。
(施設の維持管理)

第18条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成を受けることとなった者は、その助成対象施設について、助成の主旨にそって善良な管理者の注意をもってその運用管理に努めなければならない。
(調査等)

第19条 市長は、助成対象施設の運用管理その他について必要な調査を行ない、又は報告を求めることがある。

第20条から第37条まで 削除
(利子補給等)

第38条 市長は、融資のあっせんに伴い、特に小規模企業の育成助長、公害防除及び設備近代化を促進するため、信用保証料の補給及び貸付金利の補給を行うことがある。
(損失の補償)

第39条 市長は、条例第13条により融資のあっせんを行なった後において、借受者が返済不能となり、損失のあったときは、これを補償することがある。
(表彰)

第40条 条例第18条に規定する表彰は、表彰状をもってこれを行なう。この場合において、併せて記念品を贈ることがある。
(永年勤続)

第41条 条例第18条第5号に規定する永年勤続は、同一事業所又は同一事務に30年以上従事し、又は勤続し、他の模範となる者にこれを行なう。
(表彰の手續)

第42条 表彰は、企業主又は推せん団体の長が推せんした者のうちから、市長がこれを行なう。
2 前項の推せんは、推せん書(様式第16号)によるものとする。
(審議会)

第43条 条例第23条の規定に基づき設置する旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は12人とする。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第45条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

(会議)

第46条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第47条 審議会の庶務は、商工観光部において行なう。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月18日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年5月15日規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の旭川市中小企業等振興条例施行規則に基づき貸付を受けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月17日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月20日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月8日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の(中略)旭川市中小企業等振興条例施行規則(中略)の規定は、平成18年5月1日から適用する。

別 表

対 象 施 設	適 用 範 囲 及 び そ の 要 件
土 地	<p>1 取得の登記完了後、3年以内に施設を設置した場合のみを対象とする。</p> <p>1 助成対象の土地面積は、施設の建築面積（主たる施設が構築物の場合は、設置面積）の3倍以内とする。ただし、製造業の共同施設にあつては、生産に直接関係のある場合は5倍以内とする。</p> <p>3 第2条の場合においては、共同施設以外の施設が同一建物の中にあるときは、その共同施設の使用する部分が総面積の100分の70以上あるものとする。</p> <p>4 第7条に規定する場合は、福祉施設を設置する目的で取得したものとする。</p> <p>5 第3条の場合においては、店舗、工場、共同施設等（以下「店舗等」という。）以外の施設が同一建物の中にあるときは、その店舗等の使用する部分が総建築面積の100分の70以上あるものとする。</p>
建 物	<p>1 建物の構造は、防火構造以上の安全性及び耐久性を有するものとする。</p> <p>2 第2条第2項の場合においては、当該店舗の売場面積は200平方メートル以上であること。</p> <p>3 第4条の2第1項の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 卸売場施設 (2) 仲卸売場施設 (3) 買荷保管所又は積込所施設 (4) 倉庫施設 (5) 冷蔵庫施設 (6) その他市長が特に必要と認めた施設 <p>4 第7条の規定による施設は、次のとおりとする。ただし、食堂及び休養室は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 独身寮施設（居室、食堂、浴室、図書室及び休養室等） (2) 小規模体育施設（卓球、バドミントン及びバレーコート等） (3) 事業所内における施設（更衣室、浴室、食堂、講堂、研修室及び休養室等） (4) その他市長が特に必要と認めた施設
その他の施設	<p>最小必要限度と認める構築物、機械及び装置並びに附帯設備等とする。</p>

旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年 4 月 9 日 条例第 13 号）

改正	平成 2 年 4 月 6 日	条例第 10 号	平成 4 年 3 月 27 日	条例第 12 号
	平成 7 年 3 月 28 日	条例第 16 号	平成 9 年 3 月 31 日	条例第 23 号
	平成 11 年 7 月 1 日	条例第 37 号	平成 13 年 3 月 26 日	条例第 20 号
	平成 13 年 7 月 6 日	条例第 47 号	平成 15 年 4 月 10 日	条例第 41 号
	平成 18 年 6 月 30 日	条例第 44 号		

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、試験研究施設及び研修施設（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する者に対し助成の措置を行い、もつて本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- (4) 研修施設 従業者の研修を主たる目的とする施設をいう。
- (5) 固定資産 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産をいう。
- (6) 固定資産税 旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 58 条第 1 項に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- (7) 事業所税 旭川市税条例第 139 条第 1 項に基づいて本市が課する事業所税をいう。
- (8) 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和 31 年旭川市条例第 27 号）第 2 条第 1 項に基づいて本市が課する都市計画税をいう。
- (9) 固定資産税に係る基準年度 新設し、又は増設した工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）以後最初に固定資産税を課されることとなつた年度をいう
- (10) 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業に係る事業所税を課されることとなつた年度をいう。

（奨励金の交付等）

第 3 条 市長は、この条例に定めるところにより次に掲げる奨励金の交付を行うものとする。

- (1) 工場等設置奨励金
- (2) 土地取得奨励金

2 市長は、前項に定めるもののほか資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供することができる。

第 4 条及び第 5 条 削除

（奨励金交付の対象）

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号の工場等設置奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場等で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

- (1) 工場にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業者数が 30 人以上（規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業者数が 20 人以上）であるもの

イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数（以前に工場等設置奨励金の交付決定を受けた者が増設する場合にあつては、その交付決定を受けた時点における従業者数に比べて増加する従業者数をいう。次号イにおいて同じ。）が 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が 20 人以上であるもの

- (2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における

常時雇用する従業者数が 5 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては 2 人以上)であるもの

イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数が事業所にあつては 2 人以上、試験研究施設にあつては 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が試験研究施設にあつては 5 人以上であるもの

(3) 研修施設にあつては、新設又は増設のために投下された固定資産の取得価額が新設にあつては 5,000 万円、増設にあつては 3,000 万円を超え、かつ、新設又は増設後における常時雇用する従業者数が 3 人以上であるもの

2 第 3 条第 1 項第 2 号の土地取得奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場、事業所又は試験研究施設で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

(1) 工場にあつては、次のすべてに該当するもの

ア 前項第 1 号に該当する工場であること。

イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。

(2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のすべてに該当するもの

ア 前項第 2 号に該当する事業所であること。

イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。

3 前 2 項に規定する市長の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより操業日以後速やかに市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する工場等について市長の指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる市税の額で、固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間にそれぞれ課される市税の額に相当する額(増設の場合にあつては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)以内の工場等設置奨励金を交付する。

(1) 工場等の用に供した前条第 1 項各号に規定する固定資産(以下「交付対象固定資産」という。)及び当該固定資産を設置した土地(取得の日の翌日から起算して 2 年以内に工場等の建設に着手したものに限り。第 3 号及び次項において同じ。)に対して課される固定資産税の額

(2) 交付対象固定資産のうちの家屋において行われる事業に対して課される事業所税の額

(3) 交付対象固定資産のうちの家屋及び当該家屋を設置した土地に対して課される都市計画税の額

2 市長は、前条第 2 項に規定する工場、事業所又は試験研究施設について市長の指定を受けた者に対し工場、事業所又は試験研究施設を新設し、又は増設するために取得した土地(工場にあつては、市長が工場の用に供したと認めるものに限り)の取得価額の 100 分の 25 に相当する額以内で 1 億円を限度として土地取得奨励金を交付する。

(奨励金交付の申請)

第 8 条 前条の規定により奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第 9 条 第 7 条の規定により奨励金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により当該工場等の所有者に変更を生じ、市長にその旨の届出があつた場合には、その事業を承継する者に対し奨励金の交付を行うものとする。

(指定及び決定の取消等)

第 10 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該工場等の指定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に掲げる工場等に該当しなくなつたとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 交付の条件に違反したとき。

(5) 操業日から 5 年以内に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は奨励金の交付の決定を受けた者に対し、当該工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(適用除外)

第 12 条 この条例は、旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年旭川市条例第 2 号）第 4 条又は第 8 条の規定に基づく助成金を受けた者については、適用しない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業等振興条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 4 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年旭川市条例第 13 号）に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 8 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

- 3 市長が定める地域において平成 2 年 4 月 1 日以後に操業を開始する工場に対する第 6 条第 1 項第 1 号の規定の適用にあつては、同号ア中「30 人以上（規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上）」とあるのは「10 人以上」と、同号イ中「20 人以上」とあるのは「10 人以上」とする。

附 則（平成 2 年 4 月 6 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 12 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日条例第 16 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 23 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例第 2 条第 2 号の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 7 月 6 日条例第 47 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 10 日条例第 41 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 6 月 30 日条例第 44 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表

- 1 機械修理業
- 2 総合リース業
- 3 産業用機械器具賃貸業
- 4 事務用機械器具賃貸業
- 5 ソフトウェア業
- 6 情報処理サービス業
- 7 情報提供サービス業
- 8 広告代理業
- 9 デザイン業
- 10 機械設計業
- 11 経営コンサルタント業
- 12 エンジニアリング業
- 13 ディ스플레이業
- 14 産業用設備洗浄業
- 15 非破壊検査業
- 16 その他高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると市長が認める業種

旭川市工業等振興促進条例施行規則 (昭和 60 年 5 月 15 日 規則第 25 号)

改正	平成 2 年 4 月 6 日	規則第 11 号	平成 4 年 3 月 31 日	規則第 14 号
	平成 7 年 3 月 30 日	規則第 16 号	平成 9 年 4 月 1 日	規則第 23 号
	平成 10 年 10 月 27 日	規則第 60 号	平成 11 年 7 月 1 日	規則第 49 号
	平成 13 年 3 月 30 日	規則第 41 号	平成 15 年 4 月 10 日	規則第 44 号
	平成 17 年 3 月 7 日	規則第 6 号	平成 17 年 5 月 20 日	規則第 38 号
	平成 18 年 6 月 30 日	規則第 51 号		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例(昭和 60 年旭川市条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新設及び増設の範囲)

第 2 条 条例に規定する工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が新たに工場等を設置する場合をいう。

2 条例に規定する工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は当該工場等を増築し、若しくは移転する場合をいう。

(指定地域)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める地域は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市長が特に認めた地域とする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める地域は、工場にあつては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域とし、事業所又は試験研究施設にあつては中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 30 号)附則第 4 条第 2 号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成 10 年法律第 152 号)附則第 9 条第 2 号の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和 63 年法律第 32 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務用地とする。

3 条例附則第 3 項に規定する市長が定める地域は、旭川市工業団地各条とする。

(規則で定める者が新設する場合)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号ア及び第 2 号アに規定する規則で定める者とは、市内に 1 年以上住所を有する者(法人であつて、市内に 1 年以上住所を有する者がその資本金の 2 分の 1 以上を所有する法人を含む。)とする。

(指定の条件)

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により工場等の指定を行う場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

(指定の申請)

第 6 条 条例第 6 条第 3 項に規定する指定の申請は、指定申請書(様式第 1 号)を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(規則で定めるところにより算定した額)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定めるところにより算定した額とは、当該工場等が増設されなかった場合に課税されるべきであつた市税の額に相当する額(増設後において引き続き課税されている部分がある場合は、その部分に係る市税の額に相当する額)をいう。

(土地取得奨励金の交付対象面積)

第 8 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市長が工場の用に供したと認める土地とは、当該工場の面積に別表の左欄に掲げる製造業の業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積の範囲内の土地とする。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、条例第 7 条の規定により奨励金を交付する場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

(奨励金交付の申請)

第 10 条 条例第 8 条に規定する課税免除の申請は、当該課税免除を受けようとする年の 1 月 31 日までに課税免除申請書(様式第 2 号)を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 8 条に規定する奨励金交付の申請は、当該奨励金の交付を受けようとする年度の 5 月 31 日までに奨励金交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出して行わなければならない。

（課税免除及び奨励金交付の決定）

第 11 条 市長は、前条の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付時期）

第 12 条 奨励金の交付時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工場等設置奨励金 固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間にそれぞれ課される各年度の固定資産税及び事業所税の納期限が属する年度の翌年度

(2) 土地取得奨励金 操業日が属する年度の翌年度

（端数計算）

第 13 条 奨励金を計算するに当たり奨励金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（地位の承継の届出）

第 14 条 条例第 9 条に規定する届出は、地位承継届（様式第 4 号）によつて行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときはその内容を調査し、真正と認めるときは地位承継承認書を交付するものとする。

（操業の休廃止の届出）

第 15 条 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金の交付を最後に受けた日から 5 年以内に、その対象となつた工場等の操業を休止し、又は廃止したときは遅滞なく操業休廃止届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第 16 条 条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により工場等について市長の指定を受けた者は、指定を受けた日が属する年以降奨励金交付が終了した日が属する年までの間の各年（法人にあつては、指定を受けた日が属する事業年度から奨励金交付が終了する日の属する事業年度までの間の各事業年度）につき、それぞれ当該決算終了後 3 月以内に事業報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 6 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

1 この規則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成 13 年旭川市条例第 20 号）による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 10 日規則第 44 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成 15 年旭川市条例第 41 号）による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 20 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 17 年 4 月 13 日から適用する。

附 則（平成 18 年 6 月 30 日規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 4 条の規定並びに様式第 1 号及び様式第 6 号は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

別 表

業 種 の 区 分	割 合
石油精製業	100 分の 1,000
パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。）、コークス製造業並びにセメント製造業、パルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業、化学肥料製造業（アンモニア製造業、尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業及び塩製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（石油化学系基礎製品製造業、合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、板ガラス製造業、高炉による製鉄業並びに非鉄金属第一次製錬・精製業	100 分の 500
化学調味料製造業、砂糖製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、紙製造業、加工紙製造業、繊維板製造業、化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬・製剤製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型開鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業、鋳鉄鋳物製造業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。）、冷凍機・温湿調整装置製造業、包装機械、荷造機械製造業、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。）、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、船用機関製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業並びに産業用運搬車両製造業	100 分の 400
その他の製造業	100 分の 300

旭川市工芸センター条例 (昭和30年4月1日 条例第25号)

改正	昭和36年5月1日	条例第32号	昭和41年5月31日	条例第14号
	昭和43年12月26日	条例第49号	昭和51年3月29日	条例第34号
			[題名改正]	
	平成8年3月29日	条例第10号	平成9年10月16日	条例第71号
			[題名改正]	
	平成11年7月1日	条例第38号	平成12年3月31日	条例第63号
	平成17年12月15日	条例第74号		

(設置)

第1条 本市は木工芸及び窯業の生産技術向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与するため旭川市工芸センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、旭川市緑が丘東1条3丁目に置く。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 作品の試作及び研究
- (2) 業界の指導
- (3) 技術者の養成

2 センターは、前項各号に掲げる事業のほか、一般需要者の依頼による製品の製作を行うことができる。

(使用の承認)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、センター管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付することができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき、又は第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第5条 センターの設備を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターの試験分析その他の業務を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

4 センターに第3条第2項の製作を依頼する者は、市長が別に定めるところにより、当該製作に要する費用を納入しなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

- 2 使用者は、センターの設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことのできないとき、又は特に市長が認めたときは、この限りでない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営を円滑に行なうため、旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例施行のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。
2 旭川市共同作業所条例（昭和24年旭川市条例第29号）は、廃止する。

附 則（昭和36年5月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月31日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和43年12月26日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
------------------	-----------

を

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
木工芸指導所運営委員会委員	日額 1,000円

に改める。

附 則（昭和51年3月29日条例第34号）

この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和51年旭川市条例第33号）の施行の日（昭和51年5月旭川市規則第30号で、同51年5月1日）から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第10号）

この条例は、平成8年4月15日から施行する。

附 則（平成9年10月16日条例第71号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成9年11月規則第63号で、同9年12月1日から施行）

附 則（平成11年7月1日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第63号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
2 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例（昭和31年旭川市条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月15日条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の旭川市工芸センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

設備		1件の単位 (時間)	使用料 (円)	備考
木工機 械	帯のこ盤	1	310	使用時間が1件の 単位に規定する時間 に満たないときは、 1件の単位に規定す る時間使用したもの とみなす。
	高速度単軸面取盤	1	300	
	卓上ボール盤	1	270	
	リンク式横切丸のこ盤	1	320	
	高速丸のこ盤	1	310	
	角のみ盤	1	280	
	ダボ孔ボーリングマシン	1	470	
	手押かんな盤	1	310	
	自動かんな盤	1	370	
	4軸ほぞ取盤	1	390	
	エッジベルトサンダー	1	420	
	リップソー	1	360	
	4点式万能帯のこ盤	1	350	
	高周波加熱装置	1	740	
	そで付昇降盤	1	470	
	高周波ルータ	1	630	
	カットボーリング面取機械	1	730	
	ストロークサンダー	1	480	
	プレス機	1	1,200	
	5軸制御NCルータ実験機	1	3,150	
	炭酸ガスレーザ彫刻システム	1	2,430	
	ワイドベルトサンダー	1	1,100	
	長円ほぞ取機	1	570	
自動長穴明機械	1	520		
コーナーロッキングマシン	1	520		
糸のこ盤	1	290		
窯業機 械	電動ロクロ	1	120	
	真空土練機	1	150	
試験機 器	耐光性試験機	1	860	
	恒温恒湿環境試験機（大）	24	5,310	
	恒温恒湿環境試験機（小）	24	1,390	
	家具強度試験機	1	720	
	振動試験装置	1	4,350	

別表第2（第5条関係）

業務		1件の単位	手数料 (円)	備考
木材木質 材試験	強度試験	5試片（料）ま で	610	5試片（料）に満たないも のは、5試片（料）とみなす。
	含水率測定	1条件5試片 （料）まで	370	1条件5試片（料）に満た ないものは、1条件5試片

接着力試験		1条件5試片 (料)まで	610	(料)とみなす。
製品性能 試験	繰返し荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	1条件1試料4,000回に満 たないときは, 1条件1試料
	繰返し衝撃荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	4,000回とみなす。
	静的強度試験	1条件1試料	830	
	衝撃試験	1条件1試料	830	
	耐久性試験	1条件1試料 12,500回ごと	3,680	1条件1試料12,500回に満 たないときは, 1条件1試料 12,500回とみなす。
恒温恒湿処理試験(大)		1日	5,580	
恒温恒湿処理試験(小)		1日	1,670	
恒温水槽試験		1日	300	
塗料及び 塗膜試験	塗膜強度試験	1条件5試料ま で	270	1条件5試料に満たないも のは, 1条件5試料とみなす。
	耐摩耗試験	1条件1試料 5,000回ごと	280	1条件1試料5,000回に満 たないときは, 1条件1試料 5,000回とみなす。
振動試験		1条件	31,500	
その他の木工関連試験		1式	31,500円以内 で市長がその 都度定める。	
窯業試 験・調整	吸水試験	1試料	330	
	強度試験	1試料	530	
	乾燥試験	1試料	210	
	材料調整	1kg	680	1kgに満たないものは, 1 kgとみなす。
試験分析成績証明書		1件又は1通	210	
その他の業務		31,500円以内で市長がその都 度定める。		

旭川市工芸センター条例施行規則（平成12年3月31日 規則第82号）

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工芸センター条例（昭和30年旭川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 旭川市工芸センター（以下「センター」という。）の開所時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）開所時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（2）休所日 旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工芸センター機械設備使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工芸センター機械設備使用承認書（様式第2号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（業務の依頼）

第4条 センターに試験分析その他の業務（以下「業務」という。）を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、旭川市工芸センター業務依頼申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市工芸センター業務依頼承認書（様式第4号）を交付する。

3 市長は、業務が完了したときは、依頼者に分析結果書又は試験分析成績証明書を交付する。

（使用料等の納入）

第5条 条例第5条第1項に規定する使用料は設備の使用後に、同条第2項に規定する手数料は業務の完了後に遅滞なく納入しなければならない。ただし、試験分析成績証明書に係る手数料は、前条第1項の申請書を提出したときに納入しなければならない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第5条第3項の規定により使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）国、地方公共団体等が公務上使用し、又は業務を依頼するとき。

（2）その他市長が必要と認めたとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工芸センター使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料等の減額又は免除を承認したときは、旭川市工芸センター使用料等減免承認書（様式第6号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（運営委員会の組織）

第7条 条例第7条の規定による旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員11人で組織する。

（委員会の委員）

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）木工業又は窯業関係者 6人

（2）学識経験を有する者 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(組織)

第12条 センターに次の係を置く。

事業係

技術開発係

(職員)

第13条 センターに所長を、係に係長を置く。

2 センターに主幹及び副所長を、係に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副所長は、所長を補佐する。

4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

6 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 センターは、次の事務を分掌する。

事業係

(1) 事業計画に関すること。

(2) 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集、提供及び相談に関すること。

(3) 展示会、講習会等の開催に関すること。

(4) 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること。

(5) 諸収入金の調定及び徴収に関すること。

(6) 試作品の原価計算に関すること。

(7) 物品の出納保管に関すること。

(8) 文書の收受及び保管に関すること。

(9) 所内他係に属しないこと。

技術開発係

(1) 木製品、木工芸品、窯業製品及び金属部品の設計及び意匠に係る調査、研究及び指導に関すること。

(2) 木製品、木工芸品、窯業製品及び金属部品の試作並びに特殊加工技術に係る調査、研究及び指導に関すること。

(3) 木製品、木工芸品、窯業製品及び金属部品の生産加工技術に係る調査、研究及び指導に関すること。

(4) 関連業界の技術者の養成指導に関すること。

(5) 展示会、講習会等の開催に係る技術指導に関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 旭川市工芸センター運営委員会設置規則（昭和44年旭川市規則第1号）
 - (2) 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例施行規則（昭和55年旭川市規則第14号）

旭川市工業技術センター条例 (平成元年 4月 7日 条例第 17号)

改正	平成 6 年 3 月 30 日	条例第 11 号	平成 9 年 3 月 27 日	条例第 26 号
	平成 10 年 7 月 2 日	条例第 38 号	平成 11 年 9 月 20 日	条例第 40 号
	平成 12 年 3 月 31 日	条例第 64 号	平成 14 年 9 月 20 日	条例第 44 号
	平成 17 年 12 月 15 日	条例第 75 号		

(設置)

第 1 条 本市は、工業技術の向上を図り、もって、産業の振興発展に寄与するため、旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、旭川市工業団地 3 条 2 丁目とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 試験、検査及び測定
- (2) 技術開発及び共同研究
- (3) 技術指導及び新技術の導入促進
- (4) 講習会、研修会等の開催
- (5) 技術情報の収集及び提供
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の承認)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付すことができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は第 4 条第 1 項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第 2 項各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第 5 条 センターを使用する者は、別表 1 に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験、検査等を依頼する者は、別表 2 に定める手数料を納入しなければならない。

3 使用料及び手数料は、前納しなければならない。

4 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、若しくは免除し、又は納期を別に定めることができる。

5 既に納入された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となったとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復義務)

第 6 条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営等に関して市長の諮問に応ずるため、旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第26号)

1 この条例は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料及び試験、検査等に係る手数料については、この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月2日条例第38号)

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日から施行する。

附 則 (平成11年9月20日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第64号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第44号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第75号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表1及び別表2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1

(1) 部屋の使用料

時間区分 種別	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
会議室	1,570円	2,100円	2,620円	5,250円
視聴覚室	3,670	4,200	4,720	9,450
実習試験室	3,150	3,670	4,200	8,400

備考

1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。

2 暖房料については、市長が別に定める。

(2) 機器の使用料

機器名	1時間当たりの金額(円)
万能材料試験機	3,330
シヨア硬さ試験機	420

材料試験機器	ロックウェル硬さ試験機	420
	ブリネル硬さ試験機	420
	微小硬さ計	470
	金属顕微鏡	490
	真空高温炉	940
	塩水噴霧試験機	520
	走査電子顕微鏡	2,490
	電気炉	630
	コンクリート圧縮試験機	1,610
	発光分析装置	3,450
非破壊検査機器	超音波探傷機	610
	磁気探傷機	410
	X線探傷機	410
測定・計測機器	静ひずみ測定器	590
	動ひずみ測定器	740
	温度記録計	420
	デジタル表面温度計	390
	デジタル放射温度計	400
	つりあい試験機	1,310
	つりあい試験機 (ポータブル)	590
	電磁膜厚計	410
	高周波膜厚計	400
	超音波厚さ計	420
	電子風速計	400
	ペーハーメーター	390
	粗さ測定器	680
	赤外線映像装置	990
CAD	CADシステム	1,850
	レーザー加工機	3,780
加工機器	旋盤	840
	フライス盤	940
	平面研削盤	840
	シャリングマシン	840
	コーナーシャー	740
	プレスブレーキ	840
	アルゴン溶接機	570
	プラズマ切断機	470
	アーク溶接機	550
	半自動アーク溶接機	520
	ワイヤカット放電加工機	1,480
	マシニングセンタ	1,260
マイコン機器	デジタルストレージオシロスコープ	420

(3) 備付物品の使用料

市長が別に定める備付物品を使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。

別表2

(1) 試験、検査等の手数料

項目		1件当たりの金額 (円)	備考
材料試験	引張試験	1,780	
	曲げ試験	1,780	
	せん断試験	1,780	
	圧縮試験	1,780	
	抗折試験	1,780	
	破壊試験	2,830	
	偏平試験	2,830	
	荷重試験	2,830	
	硬さ試験	510	
	微小硬さ試験	3,780	
	顕微鏡組織試験	6,250	
	マクロ組織試験	3,570	
	電子顕微鏡試験	6,510	
発光分析試験	7,950		
測定・計測試験	寸法精度測定0.1mm以上	820	
	寸法精度測定0.01mm以上	1,420	
	寸法精度測定0.01mm未満	3,570	
	粗さ測定	2,200	
	膜厚試験	510	
	厚み測定	330	

(2) 交付手数料

項目	1通当たりの金額 (円)
成績書謄本	310

旭川市工業技術センター条例施行規則（平成元年 4 月 7 日 規則第 27 号）

改正	平成 元年 11 月 17 日	規則第 48 号	平成 5 年 6 月 21 日	規則第 20 号
	平成 5 年 10 月 25 日	規則第 39 号	平成 7 年 11 月 30 日	規則第 51 号
	平成 9 年 9 月 30 日	規則第 61 号	平成 12 年 3 月 31 日	規則第 83 号
	平成 14 年 8 月 12 日	規則第 51 号	平成 17 年 12 月 15 日	規則第 67 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第 2 条 旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に変更することがある。

2 センターの休所日は、旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工業技術センター使用承認書（様式第 2 号。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付する。

（使用の取消し等）

第 4 条 前条の規定により使用承認書の交付を受けた者が条例第 4 条第 1 項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市工業技術センター使用取消（変更）申請書（様式第 3 号）に使用承認書を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター使用取消（変更）承認書（様式第 4 号）の交付を受けなければならない。

（依頼試験）

第 5 条 センターに試験を依頼する者は、旭川市工業技術センター依頼試験申請書（様式第 5 号）に試験品を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター依頼試験承認書（様式第 6 号。以下「依頼試験承認書」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、試験が完了したときは、依頼者に成績書（様式第 7 号）を交付する。

3 成績書の謄本は、必要に応じ、これを交付する。

4 第 1 項の規定により提出された試験品は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第 6 条 条例第 5 条第 4 項の規定により使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等減免申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、旭川市工業技術センター使用料等減免承認書（様式第 9 号）の交付を受けなければならない。

（使用料等の納入）

第 7 条 センターを使用する者は、使用承認書の交付を受けたときに使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験を依頼する者は、依頼試験承認書の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

3 センターに成績書の謄本の交付を依頼する者は、成績書の謄本の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

4 第 4 条の規定により使用の内容を変更した場合において、既に納入した使用料に不足が生じた

ときは、不足の使用料を納入しなければならない。

(使用料等の還付)

第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(暖房料及び備付物品の使用料)

第9条 条例別表1に基づき徴収するセンターの暖房料及び備付物品の使用料は、次の各号に定める額とする。

(1) 暖房料 条例別表1 (1) 部屋の使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(2) 備付物品の使用料 別表に定める額

2 暖房料の徴収期間は、11月1日から翌年の4月30日までとする。

(き損等の届出)

第10条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、直ちにき損(滅失)届(様式第11号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用を承認されていない施設を使用しないこと。

(2) 使用後は、係員の点検を受けること。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

(運営委員会の構成)

第12条 条例第7条の規定による旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 機械金属工業等関係者

(2) 学識経験者

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 委員会は、会長が招集する。

2 この規則に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(組織)

第16条 センターに、次の係を置く。

事業係

(職員)

第17条 センターに、所長、係長その他必要な職員を置く。

2 センターに、副所長を、係に主査及び主任を置くことができる。

(職務)

第18条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐する。

3 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

- 4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。
(所掌事務)

第19条 センターは、次の事務を分掌する。

事業係

- (1) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。
- (2) 新技術の普及指導に関すること。
- (3) 製品開発及び共同研究に関すること。
- (4) 生産加工技術の研究及び指導に関すること。
- (5) 技術研修、講習会等の開催に関すること。
- (6) 技術情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 各種事業の企画及び実施に関すること。
- (8) 研修生の指導に関すること。
- (9) 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること。
- (10) 委員会に関すること。
- (11) その他工業技術センターに関すること。

(事務代決)

第20条 センターの代決については、市長が別に定めるところによる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月17日規則第48号)

この規則は、平成元年11月18日から施行する。

附 則 (平成5年6月21日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月25日規則第39号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月20日規則第51号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月30日規則第61号)

- 1 この規則は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第83号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る申請及び試験に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び試験、検査又は情報検索に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

品名	単位		使用料 (円)	構成
スライド映写機	1 回	1 台	310	スライド映写機, スクリーン
投映機		1 台	520	投映機, スクリーン
ビデオテレビ		1 式	520	モニターテレビ, ビデオデッキ, ラック
ビデオプロジェクター		1 式	520	ビデオデッキ, スクリーン, テーブル
コピー使用料		1 枚	10	

備考

この表において「1回」とは、「9時から12時まで」、「13時から17時まで」又は「18時から21時まで」の間における使用をいう。

旭川市旭山動物園条例 (昭和42年4月1日 条例第21号)

改正	昭和46年4月1日	条例第34号	昭和49年4月1日	条例第21号
	昭和51年3月29日	条例第31号	昭和55年4月1日	条例第24号
	昭和58年3月31日	条例第19号	平成元年4月7日	条例第19号
	平成3年3月26日	条例第12号	平成7年3月28日	条例第17号
	平成9年3月31日	条例第25号	平成13年3月26日	条例第21号
	平成17年3月24日	条例第18号		

(設置)

第1条 本市は、市民の動物に対する科学的教養を昂めるとともに、合せて市民の保健及び休養に資するため動物園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 動物園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 旭川市旭山動物園

位置 旭川市東旭川町倉沼

(入園料等)

第3条 動物園の入園料及び遊戯施設の使用料（以下「入園料等」という。）は、別表1のとおりとする。

2 入園料等は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入園の拒否等)

第4条 市長は次の各号の一に該当する場合にはその者の入園を拒否し、又は退園させることができる。

- (1) 公益を害し又はそのおそれがあると認めたとき。
- (2) 動物園の管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他入園を不相当と認めたとき。

(土地又は建物の使用)

第5条 動物園内の土地若しくは建物を使用し、又は動物園内に工作物を設置しようとする者は市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が、その許可の条件に従わなかつたとき、又は市長が動物園の管理上特に必要と認めたときは、その許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

(土地又は建物の使用料)

第6条 前条の規定により土地又は建物の使用の許可を受けた者から別表2に定めるところにより土地又は建物の使用料を徴収する。

(入園料等の減免)

第7条 市長は特に必要があると認めたときは、入園料等及び前条の土地又は建物の使用料を減額し、又は免除することができる。

(市長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和42年6月規則第15号で、同42年7月1日から施行)

附 則 (昭和46年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日条例第21号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第31号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日条例第24号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月7日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月26日条例第12号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日条例第17号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第25号）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成9年9月30日までの間は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1中「420円」とあるのは「410円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附 則（平成13年3月26日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第18号）

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成17年7月22日までの間の入園料については、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 入園料

区分	単位	金額	備考
個人	1回につき	580円	(1) 中学生以下の者は、無料とする。 (2) 「団体」とは、一団の入園者の数が30人以上のものをいう。 (3) 「1期間」とは、入園をした日からその日の属する年度の末日までをいう。
	1期間につき	1,000円	
団体	1人1回につき	480円	

別表1

1 入園料

区分	単位		金額	備考
個人	1回につき		580円	(1) 中学生以下の者は、無料とする。 (2) 「団体」とは、一団の入園者の数が30人以上のものをいう。 (3) 「1期間」とは、入園した日からその日の属する年度の末日まで（共通の場合にあつては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日からその日の属する年度の末日まで）をいう。 (4) 「単独」とは、入園のみをすることができる場合をいう。 (5) 「共通」とは、入園のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
	1期間につき	単独	1,000円	
		共通	900円	
団体	1人1回につき		480円	

2 遊戯施設の使用料

1 人 1 回につき500円以内で市長が定める額

別表 2

土地又は建物の使用料

区分	金額	備考
土地	1 平方メートルにつき月額150円以内で市長が定める額	使用期間に 1 月未満の端数があるときは、その分を日割で計算する。
建物	1 平方メートルにつき月額3,000円以内で市長が定める額	

旭川市旭山動物園規則 (昭和42年7月1日 規則第16号)

改正	昭和42年7月29日	規則第23号	昭和45年4月27日	規則第16号
	昭和46年10月27日	規則第65号	昭和49年4月20日	規則第20号
	昭和50年4月1日	規則第29号	昭和51年4月28日	規則第28号
	昭和52年4月28日	規則第22号	昭和53年4月28日	規則第20号
	昭和54年4月28日	規則第26号	昭和55年4月26日	規則第23号
	昭和56年4月20日	規則第23号	昭和56年8月1日	規則第35号
	昭和57年3月31日	規則第29号	昭和58年4月28日	規則第24号
	昭和59年4月25日	規則第17号	昭和60年4月27日	規則第12号
	昭和62年4月28日	規則第25号	昭和63年4月28日	規則第14号
	平成元年4月28日	規則第31号	平成6年4月26日	規則第22号
	平成9年4月23日	規則第39号	平成11年4月26日	規則第36号
	平成13年3月30日	規則第42号	平成14年10月29日	規則第62号
	平成17年4月26日	規則第32号		

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市旭山動物園条例(昭和42年旭川市条例第21号。以下「条例」という。)の施行その他動物園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開園期間及び開園時間)

第2条 動物園の開園期間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

開園期間	開園時間
4月1日から4月7日(4月8日又は9日が日曜日に当たる場合は、その日)まで及び11月3日(11月1日又は2日が土曜日に当たる場合は、その日)から翌年の3月31日まで(12月30日から翌年の1月1日までを除く。)	午前10時30分から午後3時30分まで
4月29日(4月26日、27日又は28日が土曜日に当たる場合は、その日)から10月17日以降10月23日までの間の日曜日に当たる日まで	午前9時30分から午後5時15分まで

(パスポート)

第3条 市長は、条例別表1の1に規定する1期間の単独の入園料を徴収したときは当該入園料を納入した者に動物園パスポートを、1期間の共通の入園料及び旭川市科学館条例(昭和38年旭川市条例第30号)別表第1に規定する1期間の共通の観覧料を徴収したときは当該入園料及び観覧料を納入した者に動物園・科学館共通パスポート(以下「共通パスポート」という。)を交付する。

2 前項の規定により動物園パスポートの交付を受けた者及び同項又は旭川市科学館条例施行規則(平成17年旭川市教育委員会規則第5号)の規定により共通パスポートの交付を受けた者(以下「パスポート入園者」という。)が入園しようとするときは、動物園パスポート又は共通パスポート(以下「パスポート」という。)を提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第1項の規定による動物園パスポートの交付又は同項若しくは旭川市科学館条例施行規則の規定による共通パスポートの交付を受けていないものとみなす。

4 パスポート入園者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 パスポートは、再発行しない。

(遊戯施設の使用料)

第4条 条例別表1の2の規定により使用料を徴収する施設の名称及び使用料の額は、別表のとおりとする。

(入園料等の減免)

第4条の2 条例第7条に規定する入園料等の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内に居住する70歳以上の者が入園するとき。 免除

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。 減額又は免除

(立入等の制限禁止)

第5条 市長は、動物園の管理上必要と認めたときは、動物園施設の全部又は一部の立ち入り若しくは使用を制限し、又は禁止することがある。

(入園の拒否等)

第6条 条例第4条の規定による入園を拒否し、又は退園を命ずる場合は、次の者に対し行なうものとする。

(1) 保護者のつかない未就学幼児

(2) 泥酔者

(3) 他に害を及ぼすと認められる病人

(4) 喧騒にわたり、若しくは公序良俗をみだして他に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる者

(5) 動物を引きつれ、又は他に迷惑危害を及ぼす恐れのある危険物等を携帯している者

(6) 棒、石その他のもので動物に危害を加え、又はその恐れのある者

(7) その他動物園の管理上支障があると認められる者

(弁償)

第7条 市長は、故意又は過失によつて、動物園の施設(動物を含む。)に損傷を与えた者に対し、それを弁償させることがある。

2 前項の弁償の額は、その施設の内容及び損傷の度合いなどによつて、市長がそのつど決定する。

(売店及び広告)

第8条 動物園内の売店の経営又は動物園内に広告を掲示するものは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準及び取扱いの要領については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年7月29日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則(昭和45年4月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月27日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

附 則(昭和49年4月20日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日規則第29号)

この規則は、昭和50年4月27日から施行する。

附 則(昭和51年4月28日規則第28号)

この規則は、昭和51年4月29日から施行する。

附 則(昭和52年4月28日規則第22号)

この規則は、昭和52年4月29日から施行する。

附 則(昭和53年4月28日規則第20号)

この規則は、昭和53年4月29日から施行する。

附 則(昭和54年4月28日規則第26号)

この規則は、昭和54年4月29日から施行する。

附 則（昭和55年4月26日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月27日から施行する。

附 則（昭和56年4月20日規則第23号）

この規則は、昭和56年4月29日から施行する。

附 則（昭和56年8月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日規則第29号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日規則第24号）

この規則は、昭和58年4月29日から施行する。ただし、別表の改正規定中ジェットスクリーコースターに係る部分は、昭和58年7月3日から施行する。

附 則（昭和59年4月25日規則第17号）

この規則は、昭和59年4月29日から施行する。

附 則（昭和60年4月27日規則第12号）

この規則は、昭和60年4月28日から施行する。

附 則（昭和62年4月28日規則第25号）

この規則は、昭和62年4月29日から施行する。

附 則（昭和63年4月28日規則第14号）

この規則は、昭和63年4月29日から施行する。

附 則（平成元年4月28日規則第31号）

この規則は、平成元年4月29日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第22号）

この規則は、平成6年4月29日から施行する。

附 則（平成9年4月23日規則第39号）

この規則は、平成9年4月27日から施行する。

附 則（平成11年4月22日規則第36号）

この規則は、平成11年4月29日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第42号）

この規則は、平成13年4月29日から施行する。

附 則（平成14年10月29日規則第62号）

この規則は、平成14年11月2日から施行する。

附 則（平成17年4月26日規則第32号）

- 1 この規則は、平成17年4月29日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの改正規定は、同年7月23日から施行する。
- 2 施行日から平成17年7月22日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「条例別表1の1」とあるのは、「旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例（平成17年旭川市条例第18号）附則第2項の表」とする。

別表

遊戯施設名及び料金表

名称	料金	
	1回	回数券
豆汽車	1人につき 100円	1,000円 (100円券11枚綴)
チェアタワー		
スペースジャイロ		
輪投げ		
メリーゴーランド	1人につき 200円	
ジェットボート		

空中観覧車		
アストロファイター		
ツインドラゴン		
びつくりミラーハウス		
アストロライナー		
ファンタジーエクスプレス		
スーパーアーム		
ボールプール		
ジェットスクリュースター		1人につき 300円
ゴーカート	1人乗り	200円
	2人乗り	300円
バッテリーカー		100円
自動乗物機	1人乗り	50円
	2人乗り	100円
メロディペット		200円
ゲーム機A		10円
ゲーム機B		100円
ゲーム機C		200円
ゲーム機D		300円
ゲーム機E		500円

VII 附属機関

1 旭川市中小企業等審議会

(1) 設置根拠 旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年 1 月 14 日条例第 2 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 総務労政課総務企画係

(4) 委員名簿

（任期 平成 16 年 6 月 10 日～平成 18 年 6 月 9 日）

区分		氏名	所属・役職名	備考
産 業 界	団体代表	高丸 修	旭川商工会議所会頭	会長
		熊谷 美智子	旭川商工会議所女性会会長	
	工業	檜山 正人	旭川商工会議所工業委員長	
	商業	辻 利郎	旭川商工会議所商業委員長	
	観光	稲村 健藏	旭川商工会議所観光委員長	
支援機関等		尾関 昭彦	中小企業大学校旭川校校長	
		安藤 徹	旭川信用金庫常務理事	副会長
		前 晋爾	旭川工業高等専門学校校長	
団体・市民等		森田 裕子	旭川NPO サポートセンター理事長	
		小黒 修司	連合北海道旭川地区連合会会長	
		高畑 秀興	市民公募	
		美浪 美祢子	市民公募	

2 旭川市工芸センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工芸センター設置条例（昭和30年4月1日条例第25号）

(2) 構成 委員定数 11人（委員長1人，副委員長1人）

(3) 庶務所管 旭川市工芸センター

(4) 委員名簿

（任期 平成17年12月1日～平成19年11月30日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
業界代表	菊池 晋	旭川家具工業協同組合副理事長	委員長
	渡辺 直行	旭川家具工業協同組合理事	
	三浦 邦昭	旭川建具事業協同組合理事長	
	伊藤 茂喜	旭川地方木材協会会長	
	小関 浩彦	旭川クラフト普及協会会長	
	小木 美則	旭川陶芸協会幹事	
学識経験者	宮内 孝	北海道立北方建築総合研究所居住科学部長	
	前田 典昭	北海道立林産試験場性能部主任研究員	
	林 拓見	北海道東海大学芸術工学部 くらしデザイン学科 教授	
	橋本 直樹	国立旭川工業高等専門学校 制御情報工学科 助教授	副委員長
	前田 英伸	北海道教育大学教育学部旭川校 工芸デザイン助教授	

3 旭川市工業技術センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工業技術センター条例（平成元年 4 月 7 日条例第 17 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 旭川市工業技術センター

(4) 委員名簿

（任期平成 16 年 8 月 30 日～平成 18 年 8 月 29 日）

区分	氏名	所属・役職名	
機械金属工業等関係者	田島喜幸	旭川機械金属工業振興会会長	
	表豊	旭川総合鉄工団地協同組合代表理事	会長
	森本茂廣	旭川鐵工組合組合長	
	宮崎孝次	旭川工業団地協同組合理事長	
	小野寺康充	旭川鉄工青年会直前会長	
	河野康則	(社) 日本溶接協会北海道旭川支部支部長	
	檜山正人	(社) 北海道機械工業会旭川支部支部長	
学識経験者	佐藤和明	旭川商工会議所事務局長	
	立田節雄	旭川工業高等専門学校教授	
	小川博	北海道東海大学助教授	副会長
	川邊淳子	北海道教育大学教育学部旭川校助教授	
	米本一恵	(社) 北海道建築士会旭川支部理事	

VIII 統計資料

(3) 産業分類別事業所数，従業者数

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

区 分	平成13年		平成16年				
	2001年	構成比	2004年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	17,355	100.00	15,555	100.00	6.51	238,838	100.00
第1次産業	49	0.28	37	0.24	1.41	2,633	1.10
農 業	37	0.21	33	0.21	1.71	1,934	0.81
林 業	12	0.07	4	0.03	1.41	283	0.12
漁 業						416	0.17
第2次産業	2,721	15.68	2,441	15.69	6.81	35,868	15.02
鉱 業	8	0.05	7	0.05	2.43	288	0.12
建設業	1,780	10.26	1,611	10.36	6.74	23,888	10.00
製造業	933	5.38	823	5.29	7.04	11,692	4.90
第3次産業	14,585	84.04	13,077	84.07	6.53	200,337	83.88
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.07	8	0.05	3.54	226	0.09
情報通信業	141	0.81	126	0.81	6.25	2,017	0.84
運輸業	419	2.41	385	2.48	6.08	6,335	2.65
卸売・小売業	4,756	27.40	4,266	27.43	6.56	65,058	27.24
金融・保険業	411	2.37	362	2.33	7.67	4,719	1.98
不動産業	1,314	7.57	1,205	7.75	7.26	16,608	6.95
飲食店，宿泊業	2,761	15.91	2,434	15.65	6.20	39,281	16.45
医療，福祉	991	5.71	944	6.07	8.11	11,636	4.87
教育，学習支援業	510	2.94	332	2.13	5.77	5,754	2.41
複合サービス事業	132	0.76	62	0.40	4.30	1,443	0.60
サービス業（他に分類されないもの）	3,138	18.08	2,953	18.98	6.25	47,260	19.79

【 従業者数 】

(単位：人・%)

区 分	平成13年		平成16年				
	2001年	構成比	2004年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	163,684	100.00	137,724	100.00	6.52	2,112,225	100.00
第1次産業	730	0.45	395	0.29	1.34	29,434	1.39
農 業	470	0.29	360	0.26	1.75	20,601	0.98
林 業	260	0.16	35	0.03	1.01	3,461	0.16
漁 業						5,372	0.25
第2次産業	34,767	21.24	29,685	21.55	6.43	461,573	21.85
鉱 業	130	0.08	101	0.07	2.90	3,484	0.16
建設業	20,433	12.48	16,660	12.10	6.93	240,256	11.37
製造業	14,204	8.68	12,924	9.38	5.93	217,833	10.31
第3次産業	128,187	78.31	107,644	78.16	6.64	1,621,218	76.75
電気・ガス・熱供給・水道業	936	0.57	568	0.41	6.27	9,062	0.43
情報通信業	2,508	1.53	1,678	1.22	4.42	37,963	1.80
運輸業	9,787	5.98	8,035	5.83	6.01	133,607	6.33
卸売・小売業	41,670	25.46	37,444	27.19	7.11	526,501	24.93
金融・保険業	5,949	3.63	4,479	3.25	7.71	58,068	2.75
不動産業	2,773	1.69	2,618	1.90	6.56	39,926	1.89
飲食店，宿泊業	13,753	8.40	12,008	8.72	5.64	212,729	10.07
医療，福祉	17,432	10.65	15,954	11.58	8.21	194,402	9.20
教育，学習支援業	7,237	4.42	2,185	1.59	5.02	43,532	2.06
複合サービス事業	1,581	0.97	956	0.69	3.88	24,667	1.17
サービス業（他に分類されないもの）	24,561	15.01	21,719	15.77	6.37	340,761	16.13

※平成13年及び平成16年には、いずれも「R公務」を含まず。

(5) 道内主要都市比較 (卸売業+小売業)

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
20,196	28.1	札幌	18,417	27.7	札幌	18,615	28.9	札幌
4,928	6.8	旭川	4,447	6.7	函館	4,276	6.6	函館
4,775	6.6	函館	4,398	6.6	旭川	4,223	6.6	旭川
2,810	3.9	帯広	2,600	3.9	帯広	2,512	3.9	帯広
2,671	3.7	釧路	2,484	3.7	釧路	2,374	3.7	釧路
2,511	3.5	小樽	2,305	3.5	小樽	2,261	3.5	小樽
2,278	3.2	苫小牧	2,109	3.2	苫小牧	2,011	3.1	苫小牧
1,625	2.3	室蘭	1,424	2.1	北見	1,389	2.2	北見
1,483	2.1	北見	1,394	2.1	室蘭	1,329	2.1	室蘭
71,970	100.0	全道計	66,506	100.0	全道計	64,471	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
209,471	38.2	札幌	190,675	36.9	札幌	193,501	38.5	札幌
39,451	7.2	旭川	36,990	7.2	旭川	36,122	7.2	旭川
30,383	5.5	函館	29,306	5.7	函館	27,558	5.5	函館
22,009	4.0	帯広	21,343	4.1	帯広	19,797	3.9	帯広
20,223	3.7	釧路	19,233	3.7	釧路	18,002	3.6	釧路
17,719	3.2	苫小牧	16,536	3.2	苫小牧	15,199	3.0	苫小牧
16,000	2.9	小樽	14,511	2.8	小樽	13,782	2.7	小樽
12,684	2.3	北見	12,668	2.5	北見	11,784	2.3	北見
9,861	1.8	室蘭	9,060	1.8	室蘭	8,870	1.8	室蘭
547,797	100.0	全道計	516,518	100.0	全道計	502,536	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
11,354,825	50.9	札幌	10,242,935	50.6	札幌	10,026,501	50.8	札幌
1,565,472	7.0	旭川	1,389,767	6.9	旭川	1,357,610	6.9	旭川
1,061,360	4.8	函館	988,107	4.9	帯広	969,631	4.9	帯広
1,041,648	4.7	帯広	961,856	4.8	函館	952,223	4.8	函館
788,726	3.5	釧路	733,316	3.6	釧路	708,392	3.6	釧路
637,389	2.9	苫小牧	570,383	2.8	苫小牧	540,563	2.7	北見
610,786	2.7	北見	566,230	2.8	北見	536,661	2.7	苫小牧
388,706	1.7	小樽	342,957	1.7	小樽	319,904	1.6	小樽
304,861	1.4	室蘭	274,569	1.4	室蘭	270,941	1.4	室蘭
22,300,001	100.0	全道計	20,247,834	100.0	全道計	19,728,125	100.0	全道計

(6) 道内主要都市比較 (卸売業)

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名
7,473	42.5	札幌	6,476	41.8	札幌	6,567	42.1	札幌
1,460	8.3	旭川	1,235	8.0	旭川	1,206	7.7	旭川
1,112	6.3	函館	974	6.3	函館	995	6.4	函館
803	4.6	帯広	740	4.8	帯広	735	4.7	帯広
796	4.5	釧路	717	4.6	釧路	691	4.4	釧路
628	3.6	苫小牧	541	3.5	苫小牧	550	3.5	苫小牧
565	3.2	小樽	493	3.2	小樽	486	3.1	小樽
435	2.5	北見	414	2.7	北見	398	2.5	北見
347	2.0	室蘭	293	1.9	室蘭	295	1.9	室蘭
17,574	100.0	全道計	15,499	100.0	全道計	15,613	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名
89,482	52.3	札幌	74,791	50.5	札幌	73,925	51.8	札幌
13,967	8.2	旭川	12,315	8.3	旭川	11,469	8.0	旭川
8,821	5.2	函館	8,011	5.4	函館	7,511	5.3	函館
7,261	4.2	帯広	6,265	4.2	帯広	6,311	4.4	帯広
6,449	3.8	釧路	5,841	3.9	釧路	5,455	3.8	釧路
4,883	2.9	苫小牧	4,204	2.8	北見	3,632	2.5	苫小牧
4,565	2.7	北見	4,040	2.7	苫小牧	3,623	2.5	北見
3,751	2.2	小樽	3,296	2.2	小樽	3,212	2.3	小樽
2,509	1.5	室蘭	2,074	1.4	室蘭	2,138	1.5	室蘭
171,143	100.0	全道計	148,077	100.0	全道計	142,639	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名
8,948,838	58.9	札幌	7,979,187	58.8	札幌	7,703,897	58.5	札幌
1,071,723	7.1	旭川	949,280	7.0	旭川	934,115	7.1	旭川
758,641	5.0	帯広	708,987	5.2	帯広	707,777	5.4	帯広
669,494	4.4	函館	602,292	4.4	函館	604,590	4.6	函館
547,162	3.6	釧路	523,503	3.9	釧路	506,747	3.8	釧路
444,022	2.9	北見	409,619	3.0	北見	388,678	3.0	北見
409,270	2.7	苫小牧	359,908	2.7	苫小牧	332,152	2.5	苫小牧
203,099	1.3	小樽	168,702	1.2	小樽	160,687	1.2	小樽
183,008	1.2	室蘭	164,415	1.2	室蘭	158,193	1.2	室蘭
15,182,736	100.0	全道計	13,571,643	100.0	全道計	13,162,939	100.0	全道計

(7) 道内主要都市比較 (小売業)

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
12,723	23.4	札幌	11,941	23.4	札幌	12,048	24.7	札幌
3,663	6.7	函館	3,473	6.8	函館	3,281	6.7	函館
3,468	6.4	旭川	3,163	6.2	旭川	3,017	6.2	旭川
2,007	3.7	帯広	1,860	3.6	帯広	1,777	3.6	帯広
1,946	3.6	小樽	1,812	3.6	小樽	1,775	3.6	小樽
1,875	3.4	釧路	1,767	3.5	釧路	1,683	3.4	釧路
1,650	3.0	苫小牧	1,568	3.1	苫小牧	1,461	3.0	苫小牧
1,278	2.3	室蘭	1,101	2.2	室蘭	1,034	2.1	室蘭
1,048	1.9	北見	1,010	2.0	北見	991	2.0	北見
54,396	100.0	全道計	51,007	100.0	全道計	48,858	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
119,989	31.9	札幌	115,884	31.5	札幌	120,206	33.4	札幌
25,484	6.8	旭川	24,675	6.7	旭川	24,653	6.9	旭川
21,562	5.7	函館	21,295	5.8	函館	20,047	5.6	函館
14,748	3.9	帯広	14,778	4.0	帯広	13,486	3.7	帯広
13,774	3.7	釧路	13,392	3.6	釧路	12,547	3.5	釧路
12,836	3.4	苫小牧	12,496	3.4	苫小牧	11,567	3.2	苫小牧
12,249	3.3	小樽	11,215	3.0	小樽	10,570	2.9	小樽
8,119	2.2	北見	8,464	2.3	北見	8,161	2.3	北見
7,352	2.0	室蘭	6,986	1.9	室蘭	6,732	1.9	室蘭
376,654	100.0	全道計	368,441	100.0	全道計	359,897	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成11年 (1999)			平成14年 (2002)			平成16年 (2004)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
2,405,987	33.8	札幌	2,263,748	33.9	札幌	2,322,604	35.4	札幌
493,749	6.9	旭川	440,487	6.6	旭川	423,495	6.5	旭川
391,867	5.5	函館	359,565	5.4	函館	347,632	5.3	函館
283,007	4.0	帯広	279,119	4.2	帯広	261,853	4.0	帯広
241,564	3.4	釧路	210,475	3.2	苫小牧	204,509	3.1	苫小牧
228,119	3.2	苫小牧	209,813	3.1	釧路	201,645	3.1	釧路
185,607	2.6	小樽	174,255	2.6	小樽	159,217	2.4	小樽
166,764	2.3	北見	156,612	2.3	北見	151,885	2.3	北見
121,852	1.7	室蘭	110,153	1.6	室蘭	112,748	1.7	室蘭
7,117,266	100.0	全道計	6,676,190	100.0	全道計	6,565,186	100.0	全道計

(2) 産業分類別の推移

【 粗付加価値額 】

	平成11年		平成12年		平成13年	
	1999	構成比	2000	構成比	2001	構成比
総数						
食料品						
飲料・飼料・たばこ						
繊維工業						
衣服・その他の繊維製品						
木材・木製品						
家具・装備品						
パルプ・紙・紙加工品						
印刷・同関連業						
化学工業						
石油製品・石炭製品						
プラスチック製品						
ゴム製品						
なめし革・同製品・毛皮						
窯業・土石製品						
鉄鋼業						
非鉄金属						
金属製品						
一般機械器具						
電気機械器具						
情報通信機械器具						
電子部品・デバイス						
輸送用機械器具						
精密機械器具						
その他						

資料；工業統計調査（経済産業省），P143の注参照のこと。

注)構成比は四捨五入処理しているため，合計が100%にならない場合があります。

(単位 ; 万円・%)

平成14年		平成15年		平成16年				
2002	構成比	2003	構成比	2004	構成比	シェア	全道	構成比
9,502,132	100.00	8,805,302	100.00	8,921,499	100.00	4.61	193,331,399	100.00
2,311,914	24.33	1,870,979	21.25	2,214,701	24.82	3.87	57,213,312	29.59
331,828	3.49	317,915	3.61	288,714	3.24	2.82	10,252,675	5.30
x	x	x	x	x	x	x	229,008	0.12
315,445	3.32	291,938	3.32	304,608	3.41	22.12	1,376,873	0.71
427,579	4.50	385,500	4.38	408,981	4.58	6.02	6,795,135	3.51
752,010	7.91	716,390	8.14	664,068	7.44	21.57	3,078,741	1.59
802,786	8.45	873,616	9.92	902,048	10.11	4.75	19,010,034	9.83
646,158	6.80	637,467	7.24	580,779	6.51	6.30	9,218,846	4.77
187,325	1.97	190,616	2.16	178,185	2.00	3.34	5,328,544	2.76
x	x	x	x	x	x	x	5,532,500	2.86
133,175	1.40	134,955	1.53	176,783	1.98	4.27	4,138,455	2.14
-	-	-	-	-	-	-	816,153	0.42
-	-	-	-	-	-	-	305,616	0.16
403,312	4.24	311,002	3.53	318,091	3.57	2.61	12,166,137	6.29
72,563	0.76	80,196	0.91	92,439	1.04	0.72	12,802,062	6.62
x	x	x	x	x	x	x	323,541	0.17
873,491	9.19	801,469	9.10	769,678	8.63	6.33	12,154,370	6.29
535,820	5.64	474,590	5.39	484,784	5.43	7.58	6,394,598	3.31
103,451	1.09	76,003	0.86	103,560	1.16	3.60	2,879,394	1.49
x	x	x	x	x	x	x	4,688,832	2.43
x	x	x	x	x	x	x	8,189,607	4.24
31,571	0.33	20,461	0.23	35,997	0.40	0.43	8,438,640	4.36
x	x	x	x	x	x	x	498,838	0.26
129,907	1.37	134,493	1.53	136,484	1.53	9.10	1,499,488	0.78

【大規模小売店舗一覧】

(平成18年4月1日現在)

大規模小売店舗の名称	所在地	設置者	建物の概要			小売業の概要		開店年月	備考
			業態	延床面積	店舗面積	業者数	主な小売業者		
旭川1.8ビル, 旭川駅前共同ビル	宮下通8丁目左1号, 1条通8丁目	(株)西武百貨店 外16	百貨店	49,442	26,744	64	(株)西武百貨店	S50. 8	
旭川春光ショッピングセンター	春光6区1条3丁目	(株)長崎屋エステート	スーパー	30,228	13,151	20	(株)長崎屋	H 4. 11	ラ・パーク
旭川ショッピングセンターパワーズ	永山11条4丁目120-36	(株)富士管財	専門店	6,161	4,222	2	ホームマック(株)	H 6. 4	
旭川ターミナルビル(株)	宮下通7丁目4152番地11	北海道旅客鉄道(株)	寄合	27,203	9,972	34	(株)発信グループ	S57. 10	エスタ
旭川豊岡タウンプラザホームマック豊岡店	豊岡4条4丁目4-1 外	北海道リーシングシステム	専門店	4,372	3,795	1	ホームマック(株)	H12. 4	
旭川豊岡タウンプラザホクレンショップ豊岡	豊岡3条4丁目6番1 外	北海道リーシングシステム	スーパー	2,945	1,734	1	(株)エーコープ旭川	H12. 4	
旭川日産複合店舗	春光6区1条1丁目365番地	旭川日産自動車(株)	専門店	3,499	2,078	2	ホームマック(株)	S63. 12	
旭町ショッピングセンター	旭町1条7丁目2631番地 外	中道リース(株)	スーパー・ 専門店	4,434	3,456	3	(株)ダイイチ・(株)ニューステップ・(株)ツルハ	H15. 7	ブックオフ
アルペン永山2条店	永山2条3丁目42 外	(株)アルペン	専門店	8,137	3,696	1	(株)アルペン	H 8. 12	
イオン旭川西ショッピングセンター	緑町23丁目 外	イオン(株)	スーパー・ 専門店	85,550	38,534	73	イオン(株)外	H16. 4	
ウエスタンパワーズ	永山12条3丁目122番59	(株)ふじ	スーパー	10,425	3,424	1	(株)ふじ	H14. 11	
エーコープ神居店	神居2条10丁目	旭川市神居農業協同組合	スーパー	2,260	1,168	-	-	-	
エーコープ東旭川店	東旭川北1条5丁目	東旭川農業協同組合	スーパー	1,595	1,053	1	-	-	
旭友ストア旭町店	旭町2条4丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	2,071	1,279	1	旭川電気軌道(株)	S44. 11	
旭友ストア神楽店	神楽4条12丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	2,807	2,017	1	旭川電気軌道(株)	S53. 10	
旭友ストアツインハーブ店	旭神町15丁目-15 外	旭川電気軌道(株)	スーパー	4,091	2,733	1	旭川電気軌道(株)	H 9. 11	
旭友ストア西店	4条通1丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	3,302	2,351	1	旭川電気軌道(株)	S51. 11	
旭友ストア南6条店	南5条通24丁目121番地	(有)エスエスケーシステム	スーパー	2,647	1,931	1	旭川電気軌道(株)	H12. 8	
コープさっぽろ神楽店, ホームマック神楽店	神楽4条5丁目1-22, 419-68	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー・ 専門店	12,838	6,331	2	ホームマック(株)	H 9. 11	
コープさっぽろシーナ店	永山3条15丁目	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー	15,502	9,573	12	(協)市民生協コープさっぽろ	S51. 12	
コープさっぽろ春光店	末広4条1丁目452	京阪神不動産	スーパー	7,215	4,607	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 6. 9	
コープさっぽろ末広店	末広東1条8丁目	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー	4,636	2,808	-	(協)市民生協コープさっぽろ	S53. 12	ベストプライス
コープさっぽろ近文店	北門町14丁目	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー	3,447	1,522	-	(協)市民生協コープさっぽろ	S47. 12	
コープさっぽろ忠和店	忠和5条8丁目1-21	(株)島田ビル	スーパー	3,844	2,094	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 7. 11	
コープさっぽろルミネ東光店	豊岡1条5丁目	(株)アルモ	スーパー	11,285	7,142	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 5. 10	
三番館ビル(株)	3条15丁目右1号	三番館ビル(株)	専門店	7,988	5,525	2	(株)丸善三番館	-	
サンワドー旭川3条店	3条通18丁目	登鶴(株), (株)サンワドー	専門店	2,288	1,548	1	(株)サンワドー	H 2. 7	サッポロドラッグストア

G. L. O. ホン旭川店	永山11条3丁目119-37 外	(株)ジー・エル・オー	専門店	5,719	3,481	1	(株)ジー・エル・オー	H 6. 12	
ショッピングセンターパルプタウン	パルプ町1条2丁目505-1 外	(株)ラルズ	スーパー	8,725	6,341	1	(株)ラルズ	H12. 11	
ショッピングセンターパワーズα	永山11条4丁目119番地49 外	(株)富士管財	寄合	4,381	2,046	4	(株)デンコードー, フィッシュランド	H 8. 1	
ショッピングプラザアスバ永山いさみやビル	永山8条4丁目98番地3号 外	中道リース(株), (株)いさみや	スーパー	10,251	7,966	9	(株)北海道ヤマキ	H 2. 3	
ショッピングプラザダイイチ	末広1条7丁目265番地	(株)ダイイチ	スーパー	4,138	1,771	4	(株)ダイイチ	S52. 5	
ショッピングプラザ東光	東光12条6丁目203番3	トステムビバ(株)	スーパー	6,949	4,175	7	トステムビバ北日本(株)	H 3. 11	ツルハ, げんたろう
スーパースポーツゼビオ旭川店	永山3条3丁目78番1 外	中商(株)	専門店	8,617	4,062	1	ゼビオ(株)	H12. 10	
スーパーチェーンふじ神居店	神居2条5丁目130番 外	(株)ふじ	スーパー	1,983	1,650	1	(株)ふじ	H 8. 9	
スーパーチェーンふじ神居東店	神居2条13丁目265番 外	(株)ふじ	スーパー	2,259	1,629	1	(株)ふじ	H11. 8	
スーパーチェーンふじ10条店	10条通23丁目2番1 外	(株)ふじ	スーパー	2,479	2,029	1	(株)ふじ	H11. 2	
スーパーチェーンふじ南6条店	南6条25丁目	(株)ふじ	スーパー	1,526	1,161	2	(株)ふじ	S53. 10	
ゼビオ旭川四条店	4条西2丁目2462番2 外	(株)土屋ホーム	専門店	4,091	1,380	1	ゼビオ(株)	H 4. 1	
ダイイチ東旭川店	東旭川北1条1丁目25番地1 外	(株)ダイイチ	スーパー	3,735	2,484	5	(株)ダイイチ	H12. 2	
第一ビル	1条通7丁目47番地	(有)中保薬局 外7	寄合	16,089	8,580	40	—	—	EXC!
大成ファミリープラザ	6条通14丁目	北都リース(株)	スーパー	42,527	15,335	31	(株)イトヨーカ堂	S55. 7	
(株)大善	流通団地2条3丁目16番地	(株)大喜	スーパー	2,386	1,545	4	(株)旭川大善	H 5. 12	
東栄(株)マルカツ事業部	2条通7丁目右10号	東栄(株)	百貨店	17,897	11,956	34	東栄(株)	—	
豊岡ショッピングセンター	豊岡3条2丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	21,120	13,320	18	(株)ダイエー	S58. 5	
ドン・キホーテ旭川店	永山3条4丁目1番3号	ゼビオ(株)	専門店	5,121	2,645	1	(株)ドン・キホーテ	H 4. 10	
永山ショッピングセンター	永山6条13丁目85-1 外	マックスバリュ北海道(株)・(株)しまむら・(有)きしだ	スーパー・ 専門店	4,496	3,439	3	マックスバリュ北海道(株)・(株)しまむら・(株)ツルハ	H14. 11	
二条通ショッピングセンター	2条通23丁目110番1 外	(株)ダイイチ, 昭和木材(株)	スーパー・ 専門店	5,414	3,771	3	(株)ダイイチ, (株)ツルハ	H17. 3	
ニトリ春光店	花咲町5丁目2272番14	(株)ニトリ	専門店	15,515	13,079	6	(株)ニトリ	H 8. 3	
人形・オモチャショップヨシダ	本町2丁目437番229	(有)ヨシダ	専門店	2,050	1,186	1	(有)ヨシダ	H 5. 11	
浜田商事(株)	東6条3丁目	浜田商事(株)	専門店	1,895	1,476	1	浜田商事(株)	S46. 9	家具のはまだ
ビッグハウス西神楽店	緑が丘南5条1丁目56-1, 2, 15	荒川省吾	スーパー	3,460	2,388	1	(株)道北ラルズ	H13. 11	
100満ボルト旭川永山店	永山3条8丁目76番地1	(株)百満ボルト旭川	専門店	2,350	1,299	1	(有)百満ボルト旭川	H10. 6	
ファッションセンターしまむら神居店・ダイイチ神居店	神居7条1丁目1番2号 外	土田怜子, 土田敏之	専門店・ スーパー	2,208	1,811	2	(株)しまむら・(株)ダイイチ	H15. 4	
ファッションセンターしまむら西神楽店	西御料1条1丁目1番1号	丸信 信栄産業(株)	専門店	1,399	1,290	1	(株)しまむら	H14. 10	
ファッションプラザオクノ	3条通7丁目右10号	(株)オクノ 外3	寄合	10,819	5,497	25	(株)きりあき	—	
フードパワーセンターバリュー東光店	東光10条7丁目147番地	(株)ラルズ	スーパー	2,999	1,960	5	(株)ラルズ	S54. 10	
ふじ六合ショッピングセンター	末広3条1丁目	(株)ふじ	スーパー	2,874	1,951	3	(株)ふじ	S51. 12	

ホームマックススーパーデボ春光店	花咲町6丁目2272-13 外	第一碎石(株)	専門店	8,409	7,392	1	ホームマックス(株)	H17. 3	
ホームマックス東光店	東光8条1丁目3番5号	石川輝光	専門店	2,082	1,498	1	ホームマックス(株)	S61. 4	
ホクレンショップ豊岡店	豊岡4条1丁目274番2号	旭正農業協同組合	スーパー	3,672	1,700	3	(株)エーコープ旭川	H10. 9	
ホクレンショップ北部店	花咲町7丁目3842番地1	旭川市農業協同組合	スーパー	2,995	1,766	5	(株)エーコープ旭川	H10. 9	
ホクレンショップ緑が丘店	緑が丘3条3丁目1番地2	旭川市農業協同組合	スーパー	2,876	1,293	3	(株)エーコープ旭川	H10. 9	
ポスフル春光店	春光町10番地2 外	(株)ポスフル	スーパー	22,079	13,085	16	(株)ポスフル	H 8. 5	
ポスフル永山店	永山3条12丁目55番1	東栄(株)	スーパー	25,617	14,004	16	(株)ポスフル	H 2. 10	
(株)丸井今井旭川支店	1条通8丁目左1号	(株)丸井今井旭川店	百貨店	40,195	22,329	1	(株)丸井今井	S53. 11	
宮前ショッピングセンター	宮下通18丁目 外	北海道ジェイ・アール都市開発(株)	スーパー・ 専門店	8,045	6,330	3	マックスバリュ北海道(株), (株)ツルハ, (株)ベスト電器	H16. 6	
ヤマダ電機テックランド旭川店	緑町12丁目2719番1 外	(株)ダイエー	専門店	25,346	10,991	3	(株)ヤマダ電機・(株)宮脇書店 他	H 8. 5	
ユニディ旭川店	永山3条9丁目81-1 外	中商(株)・(株)ユニリビング	専門店	1,929	1,477	1	(株)ユニリビング	S58. 12	
吉田ビル	4条通25丁目	吉田コンクリート工業(株)	専門店	3,610	2,810	1	(株)ニトリ	S61. 10	
ループサイド豊永H館	永山12条3丁目122番地55	(株)ふじ	専門店	4,058	3,811	2	(株)トイザラス, サッポロドラッグストア	H 8. 10	
WAO100満ボルト旭川店	西御料5条1丁目1番5号	(株)サンキュー高島屋	専門店	9,351	4,180	1	(有)フオ旭川	H14. 6	
ヤマダ電機テックランド旭川大雪通店	大雪通2丁目484番3号	第一碎石(株)	専門店	11,382	4,007	1	(株)ヤマダ電機	H17. 9	
(仮称)川端町ウエスタンショッピングセンター	川端町7条10丁目2213-23ほか	(株)ふじ	スーパー・ 専門店	11,926	8,857	5	(株)ふじ, (株)サッポロドラッグストア, (株)セガアミューズメント, (株)米澤商店, (株)ゲオ	H17. 12	

6 観光入込客数

【日帰・宿泊別，道外・道内別】

(単位：人・泊・%)

内 訳	総 数	日帰・宿泊別内訳		道内・道外別内訳		宿泊客延数
		日帰・通過	宿泊客	道外客	道内客	
平成 13 年(2001)	3,676,200	3,202,000	474,200	1,470,300	2,205,900	569,700
前年比	▲2.6	▲2.5	▲3.4	▲2.6	▲2.6	▲4.7
構成比	100.0	87.1	12.9	40.0	60.0	
平成 14 年(2002)	4,046,000	3,524,100	521,900	1,618,300	2,427,700	609,100
前年比	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	6.9
構成比	100.0	87.1	12.9	40.0	60.0	
平成 15 年(2003)	3,938,300	3,373,400	564,900	1,575,200	2,363,100	671,400
前年比	▲2.7	▲4.3	8.2	▲2.7	▲2.7	10.2
構成比	100.0	85.7	14.3	40.0	60.0	
平成 16 年(2004)	4,255,600	3,763,200	492,400	1,663,000	2,592,600	576,900
前年比	8.1	11.6	▲12.8	5.6	9.7	▲14.1
構成比	100.0	88.4	11.6	39.1	60.9	
平成 17 年(2005)*	5,643,100	5,167,900	475,200	2,520,000	3,123,100	596,900
前年比	32.6	38.5	▲9.3	51.5	20.5	3.5
構成比	100.0	91.6	8.4	44.7	60.9	

(資料：北海道観光入込客数調査，*平成 17 年度の値は独自集計)

【季 節 別】

(単位：人・%)

内 訳	総 数	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
		(4~5月)	(6~9月)	(10~11月)	(12~3月)
平成 13 年(2001)	3,676,200	352,300	2,116,800	513,200	693,900
前年比	▲2.6	▲1.9	▲0.5	▲13.1	▲0.6
構成比	100.0	9.6	57.5	14.0	18.9
平成 14 年(2002)	4,046,000	448,100	2,199,600	621,800	776,500
前年比	10.1	27.2	3.9	21.2	11.9
構成比	100.0	11.0	54.4	15.4	19.2
平成 15 年(2003)	3,938,300	487,500	2,214,700	539,400	696,700
前年比	▲2.7	8.8	0.7	▲13.3	▲10.3
構成比	100.0	12.4	56.2	13.7	17.7
平成 16 年(2004)	4,255,600	514,300	2,286,100	663,200	792,000
前年比	8.1	5.5	3.2	23.0	13.7
構成比	100.0	12.1	53.7	15.6	18.6
平成 17 年(2005)*	5,643,100	647,700	3,043,300	777,500	1,174,600
前年比	32.6	25.9	33.1	17.2	48.3
構成比	100.0	11.5	53.9	13.8	20.8

(資料：北海道観光入込客数調査，*平成 17 年度の値は独自集計)

IX 関係団体

商工指導機関関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
北海道中小企業団体中央会上川支部	常盤通1丁目 道北経済センター内	支部長 岩井 晋一	22-5601 F22-5921
北海道商工会連合会上川支所	常盤通1丁目 道北経済センター内	会長 藤守 光治	23-2670 F22-8102
中小企業大学校旭川校	緑が丘東3条2丁目2番1号	校長 前川 久治	65-1200 F65-2190
旭川商工会議所	常盤通1丁目	会頭 高丸 修	22-8411 F22-2600
旭川北商工会	東鷹栖4条3丁目	会長 田村 正幸	57-2410 F57-8737
永山商工会	永山2条19丁目	会長 中村 彰利	48-1651 F47-6829
旭川東商工会	東旭川北1条6丁目	会長 円山 宏一	36-1042 F36-1092
旭川南商工会	神楽4条6丁目	会長 太田 浩司	61-3661 F61-3663
旭川市四商工会連絡協議会	永山2条19丁目 永山商工会内	会長 中村 彰利	48-1651 F47-6829

商業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(社)旭川物産協会	6条通10丁目旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内	会長 工藤 善美	26-4200 F25-2678
旭川市商店街振興組合連合会	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 北口 正一	23-7404 F23-7405
旭川平和通買物公園企画委員会	4条通7丁目 4・7ビル2F	委員長 鳥居 幸廣	26-0815 F26-0821
銀座仲見世通り運営委員会	3条通15丁目 銀ビル内	委員長 宮口 幸治	23-1210 F23-1210
旭川卸商連盟	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22-8411 F22-2600
(財)道北地域 旭川地場産業振興センター	神楽4条6丁目	理事長 菅原 功一	61-2283 F62-1903
まちづくりあさひかわ推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22-8411 F22-2600

商店街振興組合関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川平和通商店街振興組合	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 桂川 守	26-0815 F26-0821
旭川平和通三和商店街振興組合	9条通7丁目 福井装飾内	理事長 福井 修二	24-2296 F24-2299
旭川銀座商店街振興組合	3条通15丁目 銀ビル内	理事長 林 喜代次	23-1210 F23-1210

旭川みずほ通商店街振興組合	大町1条3丁目 ホクトメガネ内	理事長 大川 勝 人	53-8888 F53-8888
緑橋ビル商店街振興組合	3条通8丁目 緑橋ビル商店街(振)事務所	理事長 菅 田 正 幸	23-4741 F23-4742
大町住吉商店街振興組合	大町2条9丁目 (有)北海部品内	理事長 川 上 邦 義	52-0425 F51-5262
豊岡商店街振興組合	豊岡4条2丁目 ハセ トケイメガネ店内	理事長 長 谷 敏 治	31-1024 F31-1032

工業関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号
(株)旭川産業高度化センター	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	代表取締役社長 八 島 義 弘	68-2820 F68-2828
(財)旭川生活文化産業振興協会	常盤通1丁目 道北経済センター内	理事長 高 丸 修	22-8444
旭川リサーチパーク 企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 出 口 泰 寛	25-7047 F26-7093
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道支部	札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル 8F	支部長 山 下 敬 史	011- 747-7714
旭川市企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 高 丸 修	25-7047 F26-7093
協同組合ウッドシティ旭川	工業団地1条1丁目3番23号	理事長 小 林 正 吾	36-4343
旭川家具工業協同組合	永山2条10丁目1番35号	理事長 長 原 實	48-4135 F48-4749
旭川建具事業協同組合	永山7条1丁目4番17号	理事長 三 浦 邦 昭	22-2566 F22-2568
旭川クラフト普及協会	旭岡1丁目21-8 (株)ドリーミーパースン内	会長 小 関 浩 彦	50-3344 F50-3345
旭川工芸デザイン協会	上川郡東川町1号北44番地 クラフト蒼内	会長 早 見 賢 二	82-2290 F82-2290
旭川広告デザイン協議会	東4条4丁目1-15 デザインたち内	会長 矢 筈 野 義 之	26-6850 F26-6864
旭川デザイン協議会	宮下通11丁目	会長 小 林 謙	23-3000 F23-3005
旭川陶芸協会	旭岡2丁目	会長 千 尋 悠 子	53-7413 F53-7413
旭川やきもの協会	末広4条1丁目1-43 奏工房内	会長 速 水 登 稔	54-7207 F54-7207
旭川機械金属工業振興会	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	会長 田 島 喜 幸	36-3111 F36-4461
旭川鐵工組合	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	組合長 森 本 茂 廣	36-4936 F36-5382
旭川総合鉄工団地協同組合	永山町6丁目	代表理事 表 豊	48-2922 F48-1480
旭川工業団地協同組合	工業団地3条1丁目2番15号	理事長 宮 崎 孝 次	36-4955 F36-5232
旭川食品加工協議会	豊岡2条3丁目3番14号 (株)大金内	会長 北 口 正 一	25-7047

観光関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
大雪山国立公園観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原 功一	25-7168 F26-8585
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 稲村 健藏	46-5277 F46-5299
(社) 旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内	会長 稲村 健藏	23-0090 F23-1166
旭川コンベンションビューロー	6条通10丁目 旭川市第三庁舎1F	会長 稲村 健藏	25-5133 F25-3755
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 稲村 健藏	25-7168 F26-8585
旭川ホテル旅館協同組合	3条通8丁目 緑橋ビル2号館2F	会長 山崎 忠男	26-4189 F22-5132

技能・労働関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川市技能者養成懇話会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部総務労政課内	会長 横幕 誉	25-7152 F26-7093
(財) 旭川市勤労者共済センター	5条通10丁目 旭川市五条庁舎2F	理事長 石田 一彦	23-9997 F29-3577
(社) 旭川市シルバー人材センター	春光町 3639番4	理事長 内藤 秀夫	51-1600 F55-2537
旭川公共職業安定所	春光町10番58号	所長 小松 昭仁	51-0176 F51-4594
旭川労働基準監督署	大町3条4丁目	署長 藤井 邦明	51-6101 F54-8399
旭川職業能力開発促進センター	永山8条20丁目	所長 田母神 筭司	48-2412 F48-4276
道立旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目	学院長 長谷部 輝道	65-6667 F65-5565
(職) 旭川地方職業訓練協会	東光6条4丁目	会長 横幕 誉	31-6181 F31-6182
(職) 旭川建築職業訓練協会	永山9条1丁目 旭川建築総合センター内	会長 佐藤 春男	26-1403 F26-8823
(職) 旭川左官職業訓練協会	花咲町1丁目	会長 須田 俊之	53-2300 F53-2306
北海道旭川地方技能士会	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 橋本 一隆	46-5278 F46-5279
連合北海道旭川地区連合会	4条西6丁目 道北労福センター内	会長 小黒 修司	29-3705 F25-0797
旭川市雇用機会拡大協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部総務労政課内	代表 渡邊 昇	22-3015 F26-7093

金融関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号
国民生活金融公庫旭川支店	4条通9丁目 朝日生命ビル内	支店長 中 澤 浩	23-5241 F25-8087
中小企業金融公庫旭川支店	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	支店長 石 川 克 夫	24-4161 F23-3933
商工組合中央金庫旭川支店	5条通9丁目	支店長 和 栗 進 次	26-2181 F24-3869
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	所長 安 藤 伸 次	23-3181 F29-2012
北海道信用保証協会旭川支所	7条通13丁目	支所長 加 藤 光 浩	24-1441 F25-5649
(社)旭川銀行協会	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	会長 横 山 茂 敏	26-4628 F26-4629

平成18年度 商工観光部施策の概要

平成18年6月発行

発 行 旭川市

編 集 旭川市商工観光部

〒070-8525

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

TEL 0166-25-7152